

研究ノート

刑事分野における弁護士活動の高度化と 多様化に関する総合的分析

—2020年全国弁護士ウェブ調査第2報—

武士俣		敦*
久保山	力	也**
上石	圭	一***
畑	浩	人****
高平	奇	恵*****
池永	知	樹*****
宮澤	節	生*****

目次

- 序 章 本稿の目的と構成（武士俣敦）
- 第1章 弁護士業務の全体構造における刑事分野弁護士活動の位置づけ
(武士俣敦)
- 第2章 業務分野に対する「評価」の構造からみた刑事分野弁護士活動の位置づけ
(久保山力也)
- 第3章 刑事弁護の高度化を担っているのはどういう弁護士か（上石圭一）

* 福岡大学法学部教授
** 大阪大谷大学人間社会学部講師
*** 追手門学院大学社会学部教授
**** 広島大学大学院人間社会科学研究科講師
***** 東京経済大学現代法学部准教授・弁護士
***** 弁護士
***** 神戸大学名誉教授

- 第4章 刑事分野における活動状況の詳細と将来展望（畑浩人）
- 第5章 弁護士の経済的状況・満足感・不安感の構造からみた刑事分野弁護士活動の位置づけ（上石圭一）
- 第6章 刑事弁護の「意義」は共有され続けるか—刑事弁護実務の視点から—
（高平奇恵）
- 第7章 弁護士業務全体の視点からみた刑事弁護の位置付け（池永知樹）
- 終章 補足的コメントと今後の課題（宮澤節生）

序章 本稿の目的と構成

本稿は、21世紀に入って多面にわたる刑事司法の制度改革を経験した我が国弁護士の刑事分野における活動の実態を、高度化と多様化という観点から解明すべく全国の弁護士を対象に2020年に実施された標本調査により得られたデータの分析結果を提示するものである。本調査を含む研究プロジェクト（主体は「刑事分野弁護士活動研究会」（研究代表者：宮澤節生））がスタートしたのは2018年の春であり、この間、数多くの研究会、数次にわたるインタビュー調査も行われてきた。こうした背景や本調査の目的については、記述統計レベルの分析とともに、本誌第65巻4号に「2020年全国弁護士ウェブ調査第1報」として掲載した（以下の本稿各章ではこれを「第1報」として引用する）¹。

本調査の方法について簡単に触れる²。母集団は日本弁護士連合会のご協力により用意された弁護士登録名簿に掲載された42,058人であり（2019年12月31日時点）、そこから男女別に層化した上で4,672人の標本を無作為抽出し

¹ 武士俣敦・上石圭一・久保山力也・宮澤節生「裁判員裁判時代の刑事分野弁護士活動の高度化・多様化と我が国弁護士界の社会構造—2020年全国弁護士ウェブ調査第1報—」福岡大学法学論叢第65巻4号（2021年）895-968頁。

² 詳しくは「第1報」899-900頁参照。

た。実査にあたってはウェブ調査の方法を採用した。2020年3月27日から4月18日までの間、質問紙サイトをオープンし、オンラインでデータの回収を行った。最終的に有効回収標本は914ケースとなった(回収率19.6%)。回収標本の代表性について、性別、年齢、所属弁護士会の3つの指標で統計的検定を行ったところ、年齢と所属弁護士会で母集団構成からの若干の偏りがみられた³。

「第1報」の刊行後、本調査研究プロジェクトのメンバーである本稿の筆者達は、2021年5月に開催された日本法社会学会学術大会のミニ・シンポジウムにおいて研究報告を行う機会をもった⁴。そこでは「第1報」の分析を深めるとともに、「第1報」ではカバーされなかった部分の分析を追加補充する内容の報告がなされた。本稿はそこでの成果をもとに書き下ろされたものである。

以下では、第1章(武士俣敦執筆)において、弁護士活動ないし業務の全般的状況を活動時間の配分比率データを用いて記述し、刑事分野が活動ないし業務の全体像の中でどのような位置にあるかを明らかにする。第2章(久保山力也執筆)では、種々の業務分野に対する弁護士の「評価」データを用いてその構造を明らかにし、その中で刑事分野に対する評価がいかなる位置を占めているかが分析される。第3章(上石圭一執筆)で取り上げられるのは、配分時間比率データを用いた刑事分野への取り組みと弁護士の属性や業務環境との関係である。第4章(畑浩人執筆)では、裁判員裁判の公判や捜

³ 年齢では、30代と40代において標本のほうが母集団より過大であり、他方、70代以上では標本が母集団より過少であった。所属弁護士会では、東京三会において標本が母集団より過少であり、他方、高裁不所在地の弁護士会において標本が母集団より過大であった(「第1報」901-902頁)。

⁴ 日本法社会学会2021年度学術大会：ミニ・シンポジウム④「刑事分野における弁護士活動の高度化・多様化に関する総合的分析：ウェブ調査とインタビュー調査によって」。コーディネーター・司会は宮澤節生、報告者は武士俣敦、久保山力也、上石圭一、畑浩人、そしてコメントイーターが高平奇恵と池永知樹であった。

査弁護など刑事分野における個々の活動に加えて、弁護士会の名簿登録状況、法テラス契約の状況、刑事分野活動とネット利用の関係などが多面的に分析される。第5章（上石圭一執筆）では、弁護士の収入もしくは所得に関するデータを用いた刑事分野活動の経済的基盤の分析に加えて、弁護士としての満足感ならびに不安感という意識構造と刑事分野活動との関連が分析される。

つづく第6章（高平奇恵執筆）では、本調査データの分析から得られた知見について、刑事弁護実務の視点からの考察がなされる。また、第7章（池永知樹執筆）では、本調査データの分析から得られた知見をもとに、弁護士業務全体の視点からの刑事弁護の考察がなされる。最終章（宮澤節生執筆）では、各章における知見や考察を総括するとともに、刑事分野弁護士活動研究の今後の課題等について論ずる。

なお、各章の分析において使用されるデータには質問票の問番号が付記される（例えば「問1」、あるいは「Q10」のように表記）。紙幅の制約から本稿には質問票が掲載されていないので、調査項目の全体ならびに個々の質問文については「第1報」末尾に付録として掲載した質問票を参照していただきたい⁵。

（武士俣敦）

第1章 弁護士業務の全体構造における刑事分野弁護士活動の位置づけ

1. 活動時間からみた弁護士の活動領域の全体像

刑事分野における弁護士活動を業務の全体的構造において位置づけるに先立ち、まず、業務外を含む弁護士活動の領域を分類し、活動時間からみた各領域の大きさを測定した。分類カテゴリーは、「通常業務」、「法テラス業務」、

⁵ 「第1報」は福岡大学機関リポジトリに収録されているので、随時オンラインアクセスが可能である（<https://fukuoka-urepo.nii.ac.jp/>）。

「公益業務」、「弁護士会に関する活動」、「事務所の経営管理に関する活動」、および「その他の活動」の6領域である。ここで「通常業務」とは依頼者から正規の報酬を得て行う業務であり、組織内弁護士による所属組織のための業務を含む。「公益業務」とは、いわゆるプロボノ活動など無報酬または低報酬で行う業務であるが、法律扶助や国選弁護は「法テラス業務」として区別される。「弁護士会関係の活動」は委員会活動に限定されるものではなく、弁護士会による研修への参加なども含む。

そこで、各領域の相対的な大きさを活動時間配分比率の平均値でみると、「通常業務」67.2%、「法テラス業務」13.1%、「公益業務」4.1%、「弁護士会に関する活動」7.0%、「事務所の経営管理に関する活動」4.8%、および「その他の活動」3.7%であった⁶。すでに指摘したように⁷、2010年に日弁連により実施された全国弁護士を対象とした標本調査⁸に同種のデータが存在する。本調査との対応付けが可能なそこでの「通常業務」と「弁護士会における活動」はそれぞれ70.0%と7.2%である。また、本調査とは異なり「法テラス業務」と「公益業務」は区別されず、「公益業務」として一括りにされており、その比率は15.0%である。厳密な比較はできないが、各活動領域の相対的比重には継時的にある程度までの一貫性がうかがわれる。

そこで進んで、各活動領域に何らかの特徴があるかを探してみたい。使用する要因は性別、年齢、事務所規模、そして所属弁護士会の4つである。[表1-1]は各活動領域について、上記各要因のカテゴリー別に配分時間比率平均値を示したものである。

⁶ 「第1報」904頁 [表3-2] 参照。ちなみに、「その他の活動」とはいかなるものかを大まかにまとめて例示すると、「大学・法科大学院講師」、「監査委員・監査役」、「社外取締役」、「行政関係の委員」、「各種団体の外部委員」、「執筆・講演活動」などである。

⁷ 同上本文。

⁸ 日本弁護士連合会「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2010」自由と正義62巻6号（2011年臨時増刊号）[以下、本稿中では「2010年経済基盤調査」として引用する]。

表1-1：性、年齢、事務所規模、所属弁護士会別活動領域時間配分比率平均(問10)

		通常業務	法テラス 業務	公益業務	弁護士会 関係活動	事務所経営 管理活動
カテゴリ	全体平均	67.2	13.1	4.1	7.0	4.8
性別	男性	67.8	12.5	4.0	6.8	5.1
	女性	64.0	16.2	5.2	8.1	3.2
年齢	20代	82.6	8.4	1.8	4.4	1.8
	30代	69.4	14.9	3.5	6.5	3.7
	40代	61.7	14.6	4.8	7.9	5.6
	50代	66.0	8.4	4.1	9.2	7.3
	60代	69.9	6.5	4.8	6.7	5.4
	70代以上	60.5	12.2	9.2	6.4	6.9
事務所規模	1人事務所	59.0	18.5	5.2	7.1	5.8
	2-10人事務所	66.3	13.7	4.5	7.7	4.1
	11-30人事務所	71.5	9.1	3.9	7.2	5.7
	31-100人事務所	78.3	4.0	2.0	5.5	7.3
	100人超事務所	81.9	1.8	2.3	3.8	7.8
弁護士会	東京三会	75.7	6.4	3.3	5.4	5.4
	大阪	68.0	10.9	5.8	6.8	5.4
	高裁本庁所在地	62.4	16.5	5.5	8.2	4.2
	高裁不所在地	58.0	21.1	4.0	8.8	4.2

これによれば、それぞれの活動領域には一定の違いが看取される（ただし、絶対的な時間量の多寡の違いではないことに注意）。差異の有無をより厳密に把握するために、統計的に有意な関連要因の識別を試みた。方法としては上記4要因を独立変数とした重回帰分析を行い、有意差を析出し、それが見出された要因についてクロス表により分布を確認する⁹。年齢を除くすべての独立変数はダミー変数とした。事務所規模は、1人事務所、2-10人事務所、11-30人事務所、31-100人事務所、および101人以上事務所の5区分をそれぞれダミー変数とし、1人事務所を参照カテゴリとした。所属弁護士会は、東京三会、大阪、高裁本庁所在地、高裁不所在地の4区分をそれぞれ

⁹ このような方法をとる理由は、クロス表による個別的な χ^2 検定ではセル度数（期待および実測度数）の関係で検定に有効なカテゴリ区分の変更操作が頻繁となり、表示に適切なカテゴリ区分による分布が示せなくなるからである。ただし、紙幅の制約があるので、クロス表の提示は必要最小限にとどめる。

ダミー変数とし、高裁不所在地を参照カテゴリーとした。検定の有意確率は5%を基準とした。

まず、「通常業務」についてみると、性別、年齢、事務所規模、および所属弁護士会のいずれにおいても有意な関連がみられた。性別に関しては、女性であることは「通常業務」比率を低める作用をもつ（標準回帰係数（ β ）＝ $-.127$ 、以下同様）。[表1-2]からは60%の水準が差をもたらず分岐であることがわかる。

表1-2：通常業務比率（問10-1）と性別（問42）

性別	通常業務比率						合計
	5%未満	20%未満	40%未満	60%未満	80%未満	80%以上	
男性	9 1.2%	8 1.1%	47 6.2%	151 19.9%	240 31.6%	305 40.1%	760 100.0%
女性	0 0.0%	8 5.3%	15 9.9%	39 25.7%	30 19.7%	60 39.5%	152 100.0%
合計	9 1.0%	16 1.8%	62 6.8%	190 20.8%	270 29.6%	365 40.0%	912 100.0%

年齢に関しては、年齢が上がることは「通常業務」比率を低める作用をもつ（ $-.120$ ）。しかし、[表1-3]から、この効果は20代の比率がとくに大きいことによるものであることがわかる。60代の比率は必ずしも小さくはない。

事務所規模に関しては参照カテゴリーである単独事務所以外のすべての事務所規模カテゴリーがこの比率を高める作用をもつ（ $.107 \sim .144$ ）。実際、クロス表で確認すると、事務所規模が大きくなるにつれて「通常業務」比率が大きくなるという線形の関係が明瞭に現れている（クロス表は省略）。

所属弁護士会に関しては、ダミー変数としての東京三会（ $.328$ ）と大阪（ $.136$ ）において有意な関連がみられた。[表1-4]によって分布をみると、これらの弁護士会所属は高裁不所在地の弁護士会に比べて、さらには高裁所在地のそれらよりも「通常業務」比率が大きい。

次に、「法テラス業務」に対する有意な影響は「通常業務」と同じく性別、

表1-3：通常業務比率（問10-1）と年齢（問43）

年齢	通常業務比率						合計
	5%未満	20%未満	40%未満	60%未満	80%未満	80%以上	
20代	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.5%	18 26.9%	46 68.7%	67 100.0%
30代	2 0.5%	6 1.6%	26 7.1%	67 18.4%	96 26.4%	167 45.9%	364 100.0%
40代	5 1.7%	8 2.7%	26 8.7%	84 28.0%	89 29.7%	88 29.3%	300 100.0%
50代	0 0.0%	1 1.2%	3 3.6%	18 21.4%	36 42.9%	26 31.0%	84 100.0%
60代	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	9 17.6%	20 39.2%	21 41.2%	51 100.0%
70代以上	2 5.4%	1 2.7%	4 10.8%	8 21.6%	10 27.0%	12 32.4%	37 100.0%
合計	9 1.0%	16 1.8%	60 6.6%	189 20.9%	269 29.8%	360 39.9%	903 100.0%

表1-4：通常業務比率（問10-1）と所属弁護士会（問49）

弁護士会	通常業務比率						合計
	5%未満	20%未満	40%未満	60%未満	80%未満	80%以上	
東京	4 1.1%	3 0.8%	13 3.5%	38 10.2%	101 27.2%	213 57.3%	372 100.0%
大阪	0 0.0%	1 0.9%	10 9.3%	18 16.8%	33 30.8%	45 42.1%	107 100.0%
高裁本庁所在地	0 0.0%	0 0.0%	8 6.2%	44 33.8%	45 34.6%	33 25.4%	130 100.0%
高裁不所在地	5 1.7%	12 4.1%	30 10.3%	88 30.2%	89 30.6%	67 23.0%	291 100.0%
合計	9 1.0%	16 1.8%	61 6.8%	188 20.9%	268 29.8%	358 39.8%	900 100.0%

年齢、事務所規模、および所属弁護士会において現れた。女性であることがその比率を高める反面（.115）、年齢が高いこと（-.111）、単独以外の事務所規模カテゴリー（-.148～-.174）、弁護士会が東京（-.361）または大阪（-.175）であることはその比率を低める。年齢以外の各要因は「通常業務」の場合とは逆向きの関係になっており、とくに事務所規模においてその

対照は顕著である（分布は省略）。年齢は「通常業務」の場合と同一方向の負の相関を示すが、[表1-5] からわかるように、最も若い20代の比率はかなり小さく、年齢が上がるとともに減少するという直線的な関係ではないことがわかる。

表1-5：法テラス業務比率（問10-2）と年齢（問43）

年齢	法テラス業務比率						合計
	5%未満	20%未満	40%未満	60%未満	80%未満	80%以上	
20代	27 40.3%	27 40.3%	13 19.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%
30代	120 33.0%	119 32.7%	86 23.6%	27 7.4%	7 1.9%	5 1.4%	364 100.0%
40代	108 36.0%	87 29.0%	74 24.7%	19 6.3%	7 2.3%	5 1.7%	300 100.0%
50代	43 51.2%	23 27.4%	15 17.9%	3 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	84 100.0%
60代	32 62.7%	10 19.6%	9 17.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	51 100.0%
70代以上	24 64.9%	6 16.2%	3 8.1%	1 2.7%	1 2.7%	2 5.4%	37 100.0%
合計	354 39.2%	272 30.1%	200 22.1%	50 5.5%	15 1.7%	12 1.3%	903 100.0%

「公益業務」に関しては、性別、年齢、および所属弁護士会に有意な関連性がみられた。女性であること（.110）、年齢が上がること（.164）は「公益業務」比率を高める効果をもつ。性別は「法テラス業務」におけると同じ方向であるが、年齢は逆の方向である。クロス表によって分布を確認すると、確かに20代の最若年層において最も少なく70代の最高年齢層において最も多いということは明らかだが、その中間の年齢層では差はそれほど明瞭ではない（クロス表は省略）。所属弁護士会との関連性をみると、大阪（.077）、および高裁所在地（.077）の弁護士会であることはこの比率を高める。この方向性は「通常業務」と同一方向で、「法テラス業務」とは逆方向になるが、「通常業務」と「法テラス業務」では現れた東京三会との関連性が現れていない

のが特徴的である（クロス表は省略）。

残りの活動領域については結果のみふれる。「弁護士会関連活動」に対して影響している要因は、性別、年齢、所属弁護士会である。女性であること（.082）、年齢が上がること（.083）は、この比率を高める作用を及ぼす。他方、所属弁護士会が東京（-.227）、並びに大阪（-.102）であることは、この比率を低める作用を及ぼす。これは「通常業務」とは逆向きのパターンである。「事務所の経営管理活動」比率に対して影響している要因は、性別、年齢、そして事務所規模カテゴリーのうちの101人以上である。女性であることは、この比率を低める作用をもつが（-.069）、年齢が上がること（.157）、および弁護士101人以上の事務所であること（.080）は、この比率を高める作用をもつ。

2. 活動時間からみた弁護士業務の全体像

ここでは、弁護士業務全体における刑事分野業務の位置づけを活動時間の配分比率によって明らかにする。業務分野は民事・行政と刑事に大別したうえ、前者は依頼者別に個人依頼者分野、中小企業依頼者分野、大企業依頼者分野、官公庁依頼者分野、そしてその他の依頼者分野に区分し、後者は刑事弁護分野、少年付添分野、犯罪被害者支援分野に区分したうえ、さらにそれぞれを国選業務と私選業務に区分した。残余のその他の刑事分野を合わせると全部で12分野となる。

[表1-6]には各分野に配分された活動時間の比率の平均値が示されている。平均的に、民事業務に時間全体の87%が使われ、刑事分野には13%である。民事分野の中では個人依頼者分野が45.3%で最も大きく、刑事分野の中では刑事弁護が11.2%でそのほとんどを占める。

このような状況には継時的な変化があるだろうか。約10年前の状況を「2010年経済基盤調査」の比較可能なデータでみてみよう。そこでは、弁護士業務

表1-6：業務分野別時間配分比率の集計（問11）

業務分野	回答計(人)	平均(%)	標準偏差
(1)民事・行政分野個人依頼者	914	45.3	29.4
(2)民事・行政分野中小企業依頼者	914	21.9	20.9
(3)民事・行政分野大企業依頼者	914	15.8	28.5
(4)民事・行政分野官公庁依頼者	914	2.3	7.7
(5)民事・行政分野その他の依頼者	914	1.8	9.4
(6)刑事分野国選弁護	914	8.3	11.9
(7)刑事分野私選弁護	914	2.9	7.1
(8)刑事分野国選付添い	914	0.7	2.3
(9)刑事分野私選付添い	914	0.2	1.1
(10)刑事分野国選被害者支援	914	0.3	2.4
(11)刑事分野私選被害者支援	914	0.3	1.6
(12)その他の刑事分野	914	0.3	3.9

の内容を民事事件と刑事事件に分けて充当された労働時間の割合が測定された。前者は86.4%であり、後者は13.6%であった¹⁰。本調査とほとんど変わっていない¹¹。

それでは続いて、各業務分野の時間配分比率に影響関係をもつ要因を探っていこう。方法は、活動領域の分析と同様に年齢、性別、事務所規模、所属弁護士会の4要因に学歴を加えて独立変数とした重回帰分析である。年齢を除くすべての独立変数はダミー変数とした。事務所規模、所属弁護士会それぞれのカテゴリーおよび参照カテゴリーは、前述した活動領域に対する重回帰モデルと同様である。

学歴の変数には出身大学と出身法科大学院の2種類を用いた。出身大学は、東京大学、早稲田大学、京都大学、中央大学、慶応大学、旧帝国大学等（一橋大学と神戸大学を追加）、その他の大学の7区分をそれぞれダミー変数と

¹⁰ 「2010年経済基盤調査」（前掲注8）65頁。

¹¹ もっとも、平均値は変化がなくとも分散には変化があるかもしれない。すなわち、分化もしくは専門化の可能性であるが、その検証は別途必要である。

し、その他の大学を参照カテゴリーとした。そして、これは旧司法試験合格者の分析にのみ適用した。出身法科大学院は、修了した法科大学院のほか、予備試験合格を値として持つ変数として構成した。そして東京大学、早稲田大学、京都大学、中央大学、慶応大学、旧帝国大学等（一橋大学と神戸大学を追加）、その他の法科大学院、および予備試験合格の8区分をそれぞれダミー変数とし、その他の法科大学院を参照カテゴリーとした。これは新司法試験合格者の分析にのみ適用した。検定の有意確率は5%を基準とした。

では、有意な関連が現れた要因をみていこう。まず、民事個人依頼者分野である。ここでは旧司法試験グループでも新司法試験グループでも女性であることがこの比率を高める作用をもつ（.164（旧試験）／.105（新試験）、以下同様に表記）が、所属弁護士会が東京三会（-.350／-.291）または大阪（-.123／-.129）であることは、この比率を低める作用をもつ。しかし、一方のグループでしか関連しない要因もみられた。事務所規模は旧試験グループにおいてのみ関連がみられ、10人を超える事務所カテゴリー（-.155）はこの比率を低める効果を示した。分布は〔表1-7〕のとおりである。他方

表1-7：民事個人依頼者分野比率（問11-1）と事務所規模（問2-1、2-2）〔旧試験グループ〕

事務所規模		民事個人依頼者分野比率						合計
		5%未満	20%未満	40%未満	60%未満	80%未満	80%以上	
1人	度数	4	5	13	27	27	16	92
	%	4.3%	5.4%	14.1%	29.3%	29.3%	17.4%	100.0%
2-10人	度数	5	22	34	55	36	20	172
	%	2.9%	12.8%	19.8%	32.0%	20.9%	11.6%	100.0%
11-30人	度数	5	8	7	2	5	7	34
	%	14.7%	23.5%	20.6%	5.9%	14.7%	20.6%	100.0%
31-100人	度数	6	6	2	0	0	2	16
	%	37.5%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	100.0%
101人以上	度数	10	5	0	0	0	0	15
	%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	度数	30	46	56	84	68	45	329
	%	9.1%	14.0%	17.0%	25.5%	20.7%	13.7%	100.0%

表1-8：民事個人依頼者分野比率（問11-1）と学歴（問45-1）【新試験グループ】

出身法科大学院		民事個人依頼者分野比率						合計
		5%未満	20%未満	40%未満	60%未満	80%未満	80%以上	
東京大学 LS	度数	13	4	8	7	3	4	39
	%	33.3%	10.3%	20.5%	17.9%	7.7%	10.3%	
早稲田大学 LS	度数	2	7	5	7	2	3	26
	%	7.7%	26.9%	19.2%	26.9%	7.7%	11.5%	
京都大学 LS	度数	5	4	4	8	7	5	33
	%	15.2%	12.1%	12.1%	24.2%	21.2%	15.2%	
中央大学 LS	度数	3	0	5	12	15	11	46
	%	6.5%	0.0%	10.9%	26.1%	32.6%	23.9%	
慶応大学 LS	度数	6	4	8	8	5	3	34
	%	17.6%	11.8%	23.5%	23.5%	14.7%	8.8%	
旧帝大プラス LS	度数	4	7	14	18	26	19	88
	%	4.5%	8.0%	15.9%	20.5%	29.5%	21.6%	
その他 LS	度数	20	14	38	54	59	50	235
	%	8.5%	6.0%	16.2%	23.0%	25.1%	21.3%	
予備試験合格	度数	4	3	6	3	5	5	26
	%	15.4%	11.5%	23.1%	11.5%	19.2%	19.2%	
合計	度数	57	43	88	117	122	100	527
	%	10.8%	8.2%	16.7%	22.2%	23.1%	19.0%	

で、学歴の効果は新試験グループにおいてのみ現れた。すなわち、東京大学法科大学院（-.140）、早稲田大学法科大学院（-.097）、それに慶応大学法科大学院（-.110）の出身であることは、この比率を低める。分布は〔表1-8〕のようである。

続いて、民事中小企業依頼者分野では、年齢、事務所規模、所属弁護士会、それに学歴で有意な関連がみられたが、このうち、旧試験グループと新試験グループの双方でともに効果があったのは所属弁護士会だけである。すなわち、全般に東京三会（.315）または大阪（.281）であることは、この比率を高める。新試験グループにおいてのみ、年齢が上がること（.141）、出身法科大学院が早稲田大学（.162）または慶応大学（.119）であることは、この比率を高めるが、逆に事務所規模が100人超の事務所（-.156）に属することは、この比率を低める。

次に、民事大企業依頼者分野をみてみよう。旧試験グループと新試験グループを通じて有意な関連が現れているのは所属弁護士会と事務所規模である。すなわち、東京三会の所属であること（.287/.261）、および100人超の事務

表1-9：民事大企業依頼者分野比率（問11-3）と事務所規模（問2-1、2-2）[旧試験グループ]

事務所規模		民事大企業依頼者分野比率						合計
		5%未満	20%未満	40%未満	60%未満	80%未満	80%以上	
1人	度数	74	6	6	1	4	1	92
	%	80.4%	6.5%	6.5%	1.1%	4.3%	1.1%	100.0%
2-10人	度数	105	28	15	12	7	5	172
	%	61.0%	16.3%	8.7%	7.0%	4.1%	2.9%	100.0%
11-30人	度数	15	2	5	5	4	3	34
	%	44.1%	5.9%	14.7%	14.7%	11.8%	8.8%	100.0%
31-100人	度数	2	0	4	4	4	2	16
	%	12.5%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	12.5%	100.0%
101人以上	度数	0	1	1	1	6	6	15
	%	0.0%	6.7%	6.7%	6.7%	40.0%	40.0%	100.0%
合計	度数	196	37	31	23	25	17	329
	%	59.6%	11.2%	9.4%	7.0%	7.6%	5.2%	100.0%

表1-10：民事大企業依頼者分野比率（問11-3）と事務所規模（問2-1、2-2）[新試験グループ]

事務所規模		民事大企業依頼者分野比率						合計
		5%未満	20%未満	40%未満	60%未満	80%未満	80%以上	
1人	度数	52	6	2	3	1	1	65
	%	80.0%	9.2%	3.1%	4.6%	1.5%	1.5%	100.0%
2-10人	度数	234	41	23	8	9	13	328
	%	71.3%	12.5%	7.0%	2.4%	2.7%	4.0%	100.0%
11-30人	度数	42	9	7	5	2	2	67
	%	62.7%	13.4%	10.4%	7.5%	3.0%	3.0%	100.0%
31-100人	度数	11	4	4	6	2	0	27
	%	40.7%	14.8%	14.8%	22.2%	7.4%	0.0%	100.0%
101人以上	度数	11	0	2	4	1	8	26
	%	42.3%	0.0%	7.7%	15.4%	3.8%	30.8%	100.0%
合計	度数	350	60	38	26	15	24	513
	%	68.2%	11.7%	7.4%	5.1%	2.9%	4.7%	100.0%

所に属していること (.397/.219) は、この比率を高める作用をもつ。ただ、事務所規模では旧試験グループに対してのみ11人から30人 (.176)、および31人から100人 (.206) までの比較的規模の大きい事務所カテゴリーへの所属も有意な正の相関がみられた。この点は表の分布の違いからみてとれるであろう。新試験グループに対してのみ現れたのは、1つは性別であり、女性であること (-.124) が負の相関を示した。もう1つは学歴要因であり、出身法科大学院が東京大学であること (.160) が正の相関を示し、逆に中央大学であること (-.090) が負の相関を示した(分布は [表1-8] のとおりである)。

民事・行政の残る分野は割愛し¹²、刑事分野に移ろう。まずは国選と私選を併せた刑事弁護分野の比率に影響する要因の探索である。ここでは旧試験グループと新試験グループともに有意な関連が現れたのは事務所規模のみであった。ただ、その現れ方にはズレがある。すなわち、新試験グループでは2人以上の規模の4カテゴリーすべて(規模の小さい区分から-.173/- .169/- .140/- .109) が負の有意な相関を示したのに対して、旧試験グループでは11-30人事務所 (-.149) と31-100人事務所 (-.154) だけが有意で、2-10人事務所と101人以上事務所との関係は有意ではなかった。所属弁護士会との有意な関係は新試験グループにおいてのみみられた。東京三会への所属 (-.228) は刑事弁護比率を低める作用を及ぼしている。

国選と私選を併せた少年付添分野に対しては、新試験グループにおいてのみ東京三会への所属 (-.194) がこの比率を低めるという関係が現れた。他には有意な関係を示すものは存在しない。国選と私選を併せた犯罪被害者支援分野に対しては、分析に使用した重回帰モデルは統計的有意性の見地から

¹² 官公庁依頼者の分野に対しては、ここで用いた5要因15変数、ないし5要因16変数の重回帰モデルは決定係数が有意ではなく、有効なモデルとはならなかった(回帰F検定は旧試験グループで $p=0.094$ 、新試験グループで $p=0.145$)。

有効なものとならなかった¹³。

表1-11：刑事弁護（国選＋私選）比率（問11-6, 7）と事務所規模【旧試験グループ】

事務所規模		刑事弁護比率（国選＋私選）					合計
		0%	10%未満	25%未満	50%未満	50%以上	
1人	度数	31	12	37	8	4	92
	%	33.7%	13.0%	40.2%	8.7%	4.3%	
2-10人	度数	78	22	52	18	2	172
	%	45.3%	12.8%	30.2%	10.5%	1.2%	
11-30人	度数	20	5	8	1	0	34
	%	58.8%	14.7%	23.5%	2.9%	0.0%	
31-100人	度数	14	2	0	0	0	16
	%	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
101人以上	度数	13	1	1	0	0	15
	%	86.7%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	
合計	度数	156	42	98	27	6	329
	%	47.4%	12.8%	29.8%	8.2%	1.8%	

表1-12：刑事弁護（国選＋私選）比率（問11-6, 7）と事務所規模【新試験グループ】

事務所規模		刑事弁護比率（国選＋私選）					合計
		0%	10%未満	25%未満	50%未満	50%以上	
1人	度数	9	6	33	13	4	65
	%	13.8%	9.2%	50.8%	20.0%	6.2%	
2-10人	度数	77	61	133	45	12	328
	%	23.5%	18.6%	40.5%	13.7%	3.7%	
11-30人	度数	21	14	25	6	1	67
	%	31.3%	20.9%	37.3%	9.0%	1.5%	
31-100人	度数	10	6	10	1	0	27
	%	37.0%	22.2%	37.0%	3.7%	0.0%	
101人以上	度数	15	3	3	4	1	26
	%	57.7%	11.5%	11.5%	15.4%	3.8%	
合計	度数	132	90	204	69	18	513
	%	25.7%	17.5%	39.8%	13.5%	3.5%	

¹³ 回帰 F 検定は旧試験グループで p=0.646、新試験グループで p=0.403であった。

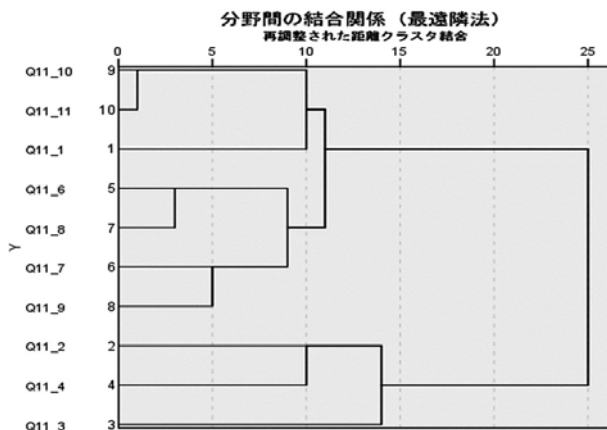
3. 民事分野と刑事分野の関係の構造的把握

刑事分野を弁護士業務全体の中に位置づけるために、民事分野との結合関係のあり方を探ってみた。残余カテゴリーである「その他の分野」を除いた民事4分野と刑事6分野の計10分野につき、近い関係にある分野同士のグルーピングの試みである。手法として多変量解析の1種である階層クラスタ分析を使用した¹⁴。

クラスタ分析の結果はデンドログラムと呼ばれる図で表示される。[図1]がそれを示している。ここから、次の3つの分野クラスタが識別可能である。

- A. 民事・行政個人依頼者 (Q11-1)、国選被害者支援 (Q11-10)、私選被害者支援 (Q11-11)
- B. 国選弁護 (Q11-6)、国選少年付添 (Q11-8)、私選弁護 (Q11-7)、私選少年付添 (Q11-9)
- C. 民事・行政大企業依頼者 (Q11-3)、民事・行政中小企業依頼者 (Q

図1：業務分野間の関係（デンドログラム）



¹⁴ 階層クラスタ分析の詳細については統計解析の教科書等を参照されたい。ここでは近接性の測度としてPearsonの相関を、統計パッケージとしてSPSSを使用した。

11-2)、民事・行政官公庁依頼者（Q11-4）

一口に刑事分野といっても刑事弁護と少年付添は一つのクラスタとして密接に結びついているが、犯罪被害者支援はそこから離れている。おそらく両者の担い手は異なっていると想定される。そして、民事・行政分野との関係でいえば、大企業であれ、中小企業であれ、企業依頼者の分野は、刑事弁護であれ、少年付添であれ、また犯罪被害者支援であれ刑事分野との結びつきはない。

4. 小括

最後に、本章の知見の簡単な要約と若干の論点を指摘したい。刑事分野弁護士活動の様態は採算性の観点からは私選、国選、プロボノに分けられるだろう。本調査の活動領域区分ではそれぞれ「通常業務」、「法テラス業務」、「公益業務」に対応し、その平均的な大きさはそれぞれ活動時間全体の約3分の2、約13%、約4%であった。これらのうちに含まれる刑事分野活動の大きさは本調査データでは不明である。

そこで業務分野全体に占める刑事分野の大きさを測定したわけだが、それは労働時間全体の13%であり、この10年間でほとんど変化はない。そして、刑事分野の中での活動はほとんど刑事弁護であり、少年付添や犯罪被害者支援は微々たるものである。そして、クラスタ分析の結果によれば犯罪被害支援の担い手は刑事弁護や少年付添とは異なることがうかがわれる。

性別、年齢、事務所規模、所属弁護士会、および学歴の5要因により、各業務分野の特徴が析出されたが、刑事分野においては民事分野に比して特徴は希薄である。少なくともいえることは、事務所規模が大きいこと、所属弁護士会が東京であることが刑事弁護の比率を下げる要因になっているということである¹⁵。端的に言えば、上記5要因でみるかぎり、東京という弁護士会地域を例外として、刑事弁護の活動は量的見地からはかなり斉一性がある

ということになろう¹⁶。

なお、5要因は刑事分野弁護士活動の直接的な規定要因というより、実質の意味合いからすればむしろ“背景”要因というべきものである。したがって、行動の因果的説明のための分析モデルとしては限界がある。別途、登録制・名簿制などの制度要因¹⁷や意欲・関心などの意識要因を取り入れたモデルによる分析が必要となろう。

(武士俣敦)

第2章 業務分野に対する「評価」の構造からみた刑事分野弁護士 活動の位置づけ

本章では、問31-1から問31-4に対する回答を軸に、回答者の属性がどのように業務分野評価につながっているのか、また回答傾向に弁護士の属性を問わない共通性があるかについて検討する。「第1報」では、刑事分野3類型

¹⁵ 同じく大都市である大阪は、東京と特徴を同じくすることが多いが、ズレもみられる。刑事弁護はその一つであるが、その他に、刑事分野では少年付添、民事分野では大企業依頼者分野において異なっている。

¹⁶ 刑事弁護活動において東京が他の地域とは異なることは種々の既存情報から直感的に了解できる。それは、1990年代に刑事国選弁護の先駆的な実証研究を行った村山眞維が全国の弁護士を母集団とするのではなく、東京を手始めとして地域ごとに調査を実施したことの根拠の一つでもあった(「刑事国選弁護の実証的検討」法律扶助協会『リーガル・エイドの基本問題』(1992年)309,326頁)。その上で、東京の特異性がみいだされる現在でも、それがどのようなものであるかを本調査データによりさらに解明することは重要な課題であろう。

¹⁷ おそらく刑事分野弁護士活動をもっとも直接的に左右している重要な要因は個々の単位会ごとの名簿制の運用ではないかと思われる。この点につき、運用の実情の一端を知る手掛かりとして、第一東京弁護士会「特集記事：裁判員法施行から10周年」ICHIBEN Bulletin No. 559 (2019) 7-11頁、運用に関するインタビュー・データの分析として菅野昌史「刑事弁護に関わる登録制度・研修制度とそのインパクトに関する弁護士の認識」青山法務研究論集第18号93-108頁(2019年)、および平山真理・菅野昌史「法改正と登録制度のインパクト」季刊刑事弁護第102号156-158頁(2020年)があり、本調査データの分析にとって参考になろう。

の業務（刑事弁護・少年事件・犯罪被害者支援）について、「知的・技術的難易度が高いと思う（以下、難易度）」「社会的意義が大きいと思う（以下、意義）」「収益性が高いと思う（以下、収益性）」「他の多くの弁護士から尊敬されると思う（以下、尊敬度）」という4観点からの評価に対する賛否について5件法で質問し、この単純集計からその傾向を見た。本章はこれを深化させるものである。「第1報」にて課題として残していた、尊敬度の高い業務分野を担う機会を規定する要因の有無に関し、尊敬度評価が日本の弁護士界の社会構造を解明するためのキーとなりうるかについてもあわせて検討する¹⁸。

1. 12業務分野別・評価ランク

ここでは12業務分野に対する4つの評価（難易度、意義、収益性、尊敬度）を問う設問（問31-1～問31-4）に対する回答のランク再整理を通じて、その構造を俯瞰する¹⁹。

[表2-1] は、12業務分野に対する4つの評価のYES%ならびに値と、それぞれのランク（表中R）を示したものである。まず難易度評価について、知的財産、医療事故（患者側）、医療事故（医療機関側）、企業合併・買収、環境・公害問題（被害者側）の上位5分野は高評価が顕著である。YES%と平均値の順位に大きな違いはないことが確認できる。なお「第1報」でも触れたが、刑事弁護が39分野中17位、少年事件が同24位、犯罪被害者支援が同30位であった「2010年経済基盤調査」に比して、[表2-1] ではYES%で刑事

¹⁸ 単純集計ならびに得られた知見については、「第1報」を参照されたい。

¹⁹ 調査段階では「1当てはまる；2どちらかといえば当てはまる；3どちらともいえない；4どちらかといえば当てはまらない；5当てはまらない」の5件法で回答を求めたが、本計量分析にあってはこれを逆転させ「5当てはまる～1当てはまらない」とし、表中「値」でその結果を示した。また「当てはまる」ならびに「どちらかといえば当てはまる」を肯定的回答と解釈し、その全体比率を表中「YES%」として示している。

表2-1：12業務分野に対する4つの評価のYES%ならびに値と各ランク

12業務分野	難易度				意義				収益性				尊敬度			
	YES%	R	値	R	YES%	R	値	R	YES%	R	値	R	YES%	R	値	R
交通事故（被害者側）	0.442	9	3.22	10	0.563	10	3.62	10	0.614	4	3.71	4	0.474	2	3.46	2
医療事故（患者側）	0.933	2	4.61	1	0.780	4	4.09	4	0.176	7	2.78	7	0.087	11	2.50	11
医療事故（医療機関側）	0.890	3	4.48	2	0.603	8	3.75	8	0.513	5	3.58	5	0.241	10	2.98	10
消費者問題（被害者側）	0.559	6	3.47	5	0.849	2	4.19	2	0.055	8	2.33	8	0.442	3	3.37	3
遺言・相続	0.299	12	2.96	11	0.438	12	3.36	12	0.668	3	3.77	3	0.065	12	2.50	11
環境・公害問題（被害者側）	0.816	5	4.16	4	0.871	1	4.29	1	0.018	11	2.09	9	0.573	1	3.61	1
労働問題（労働者側）	0.520	7	3.43	6	0.692	7	3.89	7	0.214	6	2.93	6	0.265	9	3.06	9
企業合併・買収	0.884	4	4.43	3	0.521	11	3.52	11	0.814	1	4.24	1	0.292	8	3.09	8
知的財産	0.938	1	4.61	1	0.595	9	3.70	9	0.676	2	3.92	2	0.385	7	3.28	7
刑事弁護	0.423	11	3.27	9	0.772	5	4.08	5	0.031	9	2.03	11	0.416	5	3.37	3
少年事件	0.496	8	3.41	7	0.788	3	4.13	3	0.014	12	1.86	12	0.426	4	3.37	3
犯罪被害者支援	0.431	10	3.30	8	0.762	6	4.05	6	0.023	10	2.05	10	0.391	6	3.30	6

弁護は12分野中11位、少年事件は同8位、犯罪被害者支援は同10位であることから、刑事弁護の相対的地位が低下し、少年事件と犯罪被害者支援の相対的地位が上昇したように思われる。

次に意義評価では、全体的に高評価が確認できる。環境・公害問題（被害者側）、消費者問題（被害者側）については多くの被害者が発生しうることから社会的意義を高くみとめているものと考えられる。難易度評価同様、YES%と平均値の順位に大きな違いはない。刑事3分野については刑事弁護が39分野中1位、少年事件が同2位、犯罪被害者支援が同4位であった「2010年経済基盤調査」に比して、[表2-1]ではYES%で刑事弁護は12分野中5位、少年事件は3位、犯罪被害者支援は同6位である。刑事3分野の相対的地位はやや低下し、とくに刑事弁護において低下の程度が大きいように見える。

また収益性評価についてYES%によれば、企業合併・買収、知的財産、遺言・相続、交通事故（被害者側）、医療事故（医療機関側）の上位5分野はそれ以下の業務を大きく引き離していることが分かる。ここでも難易度評価ならびに意義評価同様、YES%と平均値の順位に大きな違いはない。ただ

し、YES%の最大・最低の差は0.8であり、4評価の中では最も格差の大きい分野である。刑事3分野について、「2010年経済基盤調査」では、刑事弁護は39分野中33位、少年事件は同38位、犯罪被害者支援は同39位であった。それに対して [表2-1] ではYES%で、刑事弁護は12分野中9位、少年事件同12位、犯罪被害者支援は同10位である。刑事分野の収益性の低さに対する評価は変化していないと見られる。

そして尊敬度評価については、全体的に他の3評価よりもランク上位のYES%ないし値が比較的高くないことが分かる。YES%は0.1に及ばない分野が12分野中2分野（交通事故（被害者側）と遺言・相続）あり、最高でも0.57にすぎない。ここから、ごく一部の分野を除いて日本の弁護士界では業務分野による階層性は低いという解釈が成り立つ可能性がある。他方、値は2.5から3.6の範囲、つまり「3どちらともいえない」の周辺に分布していることから、問31-4が多くの方にとって回答しにくいものであった可能性がうかがえる。このため、日本の弁護士業務の階層性の有無を判断するための評価規準として尊敬度に代わる規準につき検討する必要性は大きいと思われる。

表2-2：12業務分野に対する尊敬度と意義の
YES%ランク比較

12業務分野	YES%ランク	
	尊敬度	意義
環境・公害問題（被害者側）	1	1
医療事故（患者側）	2	4
消費者問題（被害者側）	3	2
少年事件	4	3
刑事弁護	5	5
犯罪被害者支援	6	6
知的財産	7	9
企業合併・買収	8	11
労働問題（労働者側）	9	7
医療事故（医療機関側）	10	8
交通事故（被害者側）	11	10
遺言・相続	12	12

れるが、この点につき〔表2-2〕を示す。

〔表2-2〕は、12業務分野に対する尊敬度と意義のYES%ランク比較である。これによれば尊敬度評価と意義評価の相関性は明らかである。すなわち、尊敬度と意義の評価にあつては回答者にとってその違いが顕著ではなく、尊敬度評価は階層性の有無を判断する有効な評価規準と成り得ていないと考えられる。尊敬度評価を難易度、意義、収益性の各評価で説明する重回帰分析も行ったが無効であった²⁰。一方、評価規準の問題はあるにせよ、「1995年シカゴ調査」における「威信」評価が平均以上という2つのカテゴリーの合計割合で42分野中、トップが証券、商標・著作権、国際法（私法）であつて、刑事弁護は31位、少年法は40位であつたことを考慮すれば、日本における刑事分野の「威信」はきわめて高く、知財と企業合併に見られるような企業法務分野の「威信」は、シカゴほど高くはないという仮説は成り立つように思われる。

全体を通じて、YES%ならびに値とそのランクから、弁護士界内部の評価において、刑事分野が最も高く評価されるのは意義評価であつて、その点が今後も有能な人材を刑事分野に引き付ける要因となっていくかどうか、刑事分野の発展にとって重要な要素であると思われる。

²⁰ なお、「1995年シカゴ調査」（後掲注68）では業務分野の「威信」評価（調査対象弁護士の評価による）と「知的難易度」評価・「公共奉仕性」評価（ロースクール教授等の研究者の評価による）などによって重回帰分析をしたところ、「知的難易度」評価が「威信」評価を有意に高め、「公共奉仕性」評価が「威信」評価を有意に低めていた。我々の調査では、シカゴ調査が「知的難易度」評価・「公共奉仕性」評価等を、弁護士自身ではなくロースクール教授の研究者に評価させたことに疑問を感じて、「難易度」「意義」「収益性」も弁護士自身に評価させたのであるから、我々の重回帰分析が無効であつたという結果は弁護士自身の判断では、「尊敬度」評価は「難易度」「意義」「収益性」の各評価によって規定されるべきものではないと考えべきであろう。

したがって、尊敬度評価（あるいは他の階層性評価）を測定する方法とその値を説明しうる要因群を発見することは、我が国の弁護士界の階層性分析を進展させるための不可欠の課題であると思われる。

2. 評価の共通性

12業務分野に対する4つの評価が弁護士界全体で共有されているか、検討する²¹。それぞれ評価のランクならびに相関分析から、特徴的なものに限って見ていく。

まず、性別により評価に違いがあるかどうかについて検討する。[表2-3]は性別による4評価の構造を明らかにするため、YES%についてランクづけ(表中「R」)したものである。難易度については犯罪被害者支援(ポイント差.082)と遺言・相続(同.073)の2業務における女性の肯定的回答の相対的な高さがやや目立つものの、全体的には男性ならびに女性の評価は高い相関を示した(相関係数.989片側有意確率.000)。意義については女性の高評価が目立つが、企業合併・買収(ランク11)や遺言・相続(ランク12)な

表2-3：性別による4評価ランク

12業務分野	難易度				意義				収益性				尊敬度			
	男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性	女性		
	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%		
交通事故(被害者側)	9	0.446	10	0.417	10	0.568	10	0.540	4	0.624	4	0.556	11	0.090	11	0.067
医療事故(患者側)	2	0.934	1	0.927	5	0.769	3	0.841	7	0.172	6	0.199	2	0.481	2	0.440
医療事故(医療機関側)	3	0.895	4	0.860	8	0.603	8	0.603	5	0.505	5	0.550	10	0.252	10	0.187
消費者問題(被害者側)	6	0.563	7	0.530	2	0.845	2	0.874	8	0.056	8	0.053	3	0.453	3	0.387
遺言・相続	12	0.285	12	0.358	12	0.448	12	0.391	3	0.672	2	0.642	12	0.073	12	0.027
環境・公害問題(被害者側)	5	0.816	5	0.815	1	0.862	1	0.914	11	0.020	10	0.007	1	0.581	1	0.527
労働問題(労働者側)	7	0.515	6	0.536	7	0.690	7	0.709	6	0.221	7	0.179	9	0.267	8	0.247
企業合併・買収	4	0.884	3	0.880	11	0.528	11	0.490	1	0.822	1	0.781	8	0.303	9	0.233
知的財産	1	0.939	1	0.927	9	0.594	9	0.596	2	0.683	2	0.642	7	0.390	6	0.360
刑事弁護	10	0.424	11	0.407	4	0.774	6	0.762	9	0.036	10	0.007	4	0.435	7	0.313
少年事件	8	0.492	8	0.510	3	0.781	4	0.828	12	0.017	12	0.000	4	0.435	4	0.373
犯罪被害者支援	11	0.417	9	0.497	6	0.754	5	0.807	10	0.024	9	0.020	6	0.394	5	0.369

²¹ 分析にあたっては以下、肯定的回答(「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」)の全体における割合(YES%)を用いる。変数は、性別(男性、女性)、年齢(20代、30代、40代、50代、60代、70代以上)、所属弁護士会(東京、大阪、その他高裁所在地、高裁不所在地)である。

どでは男性高評価が確認できる。ただし相関分析は、高い相関を示している（相関係数.991 片側有意確率.000）。収益性については企業合併・買収（ランク1）や交通事故（被害者側）での男性の高評価が目立つものの、やはり男性と女性は高い相関を示している（相関係数.995 片側有意確率.000）。尊敬度については12業務分野全てで男性の評価が女性のそれよりも高いが、男女はここでも高い相関を示した（相関係数.983 片側有意確率.000）。

表2-4：年代別による4評価ランク（難易度）

12業務分野	難易度											
	20代		30代		40代		50代		60代		70代以上	
	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%
交通事故（被害者側）	11	0.358	11	0.426	9	0.490	9	0.476	10	0.265	7	0.556
医療事故（患者側）	1	0.896	2	0.915	1	0.967	2	0.893	2	0.941	1	0.972
医療事故（医療機関側）	1	0.896	3	0.889	3	0.899	3	0.869	4	0.820	2	0.917
消費者問題（被害者側）	8	0.403	6	0.555	6	0.599	6	0.571	7	0.580	8	0.500
遺言・相続	12	0.254	12	0.294	12	0.334	12	0.345	12	0.140	11	0.222
環境・公害問題（被害者側）	5	0.836	5	0.805	5	0.856	5	0.738	5	0.745	5	0.806
労働問題（労働者側）	9	0.394	8	0.489	7	0.548	8	0.524	6	0.620	6	0.694
企業合併・買収	4	0.851	4	0.887	4	0.893	4	0.845	3	0.940	4	0.833
知的財産	3	0.866	1	0.934	2	0.957	1	0.929	1	0.961	3	0.914
刑事弁護	10	0.388	10	0.437	11	0.448	10	0.393	9	0.353	10	0.257
少年事件	6	0.582	7	0.497	8	0.493	7	0.560	8	0.360	9	0.314
犯罪被害者支援	7	0.507	9	0.442	10	0.467	11	0.369	11	0.260	12	0.171

年齢はどのように評価に影響するのだろうか。[表2-4] は難易度評価につき年齢を6つの年代に分け、肯定的回答の全体割合である YES%を明らかにしてランク（R）づけしたものである。[表2-4] ならびに相関分析からは、年代が難易度評価に影響を与えているように見える。20代と70代以上の相関係数は.802と相対的に低い。刑事3分野では概ね年代が上がるるとともに、難易度評価が下がっている。

[表2-5] は年代別の意義評価を示している。相関をとってみると、20代と他年代との相関係数が相対的に低いことが分かり特徴的である。企業合

併・買収、知的財産、交通事故（被害者側）などは年代を遡るごとにその評価が高まっている。刑事3分野もまた、比較的若年層で評価が高くなっている。

表2-5：年代別による4評価ランク（意義）

12業務分野	意義											
	20代		30代		40代		50代		60代		70代以上	
	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%
交通事故（被害者側）	9	0.687	10	0.573	8	0.583	9	0.506	11	0.380	10	0.429
医療事故（患者側）	1	0.851	3	0.799	6	0.753	6	0.711	1	0.820	3	0.778
医療事故（医療機関側）	7	0.731	8	0.659	9	0.557	10	0.482	9	0.520	8	0.556
消費者問題（被害者側）	1	0.851	2	0.873	2	0.840	2	0.831	3	0.760	2	0.833
遺言・相続	12	0.463	12	0.505	12	0.380	12	0.451	12	0.300	12	0.306
環境・公害問題（被害者側）	6	0.806	1	0.896	1	0.867	1	0.867	2	0.784	1	0.861
労働問題（労働者側）	10	0.682	7	0.736	7	0.653	7	0.699	7	0.580	4	0.722
企業合併・買収	11	0.627	11	0.560	11	0.503	11	0.470	10	0.420	11	0.389
知的財産	7	0.731	9	0.647	10	0.537	8	0.530	8	0.560	9	0.472
刑事弁護	3	0.821	5	0.777	4	0.783	5	0.735	4	0.680	5	0.667
少年事件	3	0.821	4	0.797	3	0.803	3	0.771	4	0.680	7	0.639
犯罪被害者支援	3	0.821	6	0.773	5	0.763	4	0.747	6	0.660	6	0.647

表2-6：年代別による4評価ランク（収益性）

12業務分野	収益性											
	20代		30代		40代		50代		60代		70代以上	
	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%
交通事故（被害者側）	3	0.687	4	0.645	4	0.627	3	0.542	5	0.471	4	0.417
医療事故（患者側）	7	0.179	7	0.162	6	0.207	6	0.146	7	0.118	6	0.194
医療事故（医療機関側）	5	0.537	5	0.510	5	0.503	4	0.537	4	0.608	4	0.417
消費者問題（被害者側）	8	0.045	8	0.047	8	0.070	8	0.049	8	0.039	9	0.028
遺言・相続	2	0.701	2	0.706	2	0.680	5	0.530	3	0.647	3	0.500
環境・公害問題（被害者側）	9	0.030	12	0.011	10	0.017	12	0.000	8	0.039	8	0.056
労働問題（労働者側）	6	0.388	6	0.242	7	0.193	7	0.086	6	0.216	7	0.083
企業合併・買収	1	0.776	1	0.786	1	0.846	1	0.831	1	0.902	1	0.750
知的財産	4	0.642	3	0.669	3	0.679	2	0.675	2	0.804	2	0.629
刑事弁護	9	0.030	9	0.030	9	0.027	9	0.024	8	0.039	9	0.028
少年事件	12	0.000	11	0.022	12	0.010	11	0.012	11	0.000	11	0.000
犯罪被害者支援	9	0.030	9	0.030	10	0.017	9	0.024	11	0.000	11	0.000

[表2-6] は年代別の収益性評価を示している。全年代的に高い相関を示しているが、交通事故（被害者側）や医療事故（医療機関側）、遺言・相続などでは若年層と壮年層以上の間に一定の評価差がある。労働問題（労働者側）における差異は尊敬度ランクとあわせ、壮年層以上で収益性とのネガティブ

表2-7：年代別による4評価ランク（尊敬度）

12業務分野	尊敬度											
	20代		30代		40代		50代		60代		70代以上	
	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%
交通事故（被害者側）	12	0.075	11	0.091	11	0.083	11	0.096	11	0.059	11	0.083
医療事故（患者側）	2	0.507	2	0.501	3	0.473	2	0.333	3	0.431	2	0.500
医療事故（医療機関側）	9	0.373	9	0.311	10	0.187	10	0.134	10	0.078	9	0.194
消費者問題（被害者側）	8	0.388	5	0.449	2	0.493	3	0.325	5	0.373	3	0.472
遺言・相続	11	0.119	12	0.072	12	0.060	12	0.048	12	0.020	12	0.028
環境・公害問題（被害者側）	1	0.537	1	0.584	1	0.590	1	0.518	1	0.471	1	0.667
労働問題（労働者側）	10	0.194	10	0.273	8	0.277	8	0.193	7	0.255	4	0.361
企業合併・買収	7	0.403	8	0.383	9	0.243	9	0.145	9	0.137	10	0.139
知的財産	5	0.448	4	0.453	7	0.365	7	0.253	8	0.216	8	0.250
刑事弁護	5	0.448	6	0.427	4	0.443	4	0.289	2	0.451	7	0.265
少年事件	3	0.493	3	0.455	4	0.443	6	0.265	4	0.392	6	0.286
犯罪被害者支援	4	0.463	7	0.405	6	0.398	5	0.277	6	0.353	5	0.353

表2-8：弁護士会別による4評価ランク（難易度ならびに意義）

12業務分野	難易度								意義							
	東京		大阪		その他 高裁所在地		高裁 不所在地		東京		大阪		その他 高裁所在地		高裁 不所在地	
	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%
交通事故（被害者側）	10	0.419	10	0.387	8	0.473	8	0.476	10	0.578	8	0.585	11	0.558	9	0.528
医療事故（患者側）	2	0.935	2	0.953	2	0.946	1	0.918	6	0.782	3	0.811	3	0.806	5	0.749
医療事故（医療機関側）	3	0.899	4	0.915	4	0.898	4	0.866	8	0.644	9	0.575	9	0.643	8	0.533
消費者問題（被害者側）	7	0.452	6	0.594	6	0.605	6	0.659	2	0.835	1	0.877	2	0.860	2	0.849
遺言・相続	12	0.267	12	0.358	12	0.279	12	0.323	12	0.451	11	0.528	12	0.411	12	0.399
環境・公害問題（被害者側）	5	0.782	5	0.879	5	0.868	5	0.810	1	0.871	2	0.860	1	0.907	1	0.856
労働問題（労働者側）	8	0.449	7	0.562	7	0.527	7	0.593	7	0.685	6	0.726	7	0.690	7	0.683
企業合併・買収	4	0.868	3	0.925	3	0.915	3	0.872	11	0.558	12	0.491	10	0.566	11	0.460
知的財産	1	0.943	1	0.981	1	0.953	2	0.907	9	0.636	10	0.562	8	0.651	10	0.522
刑事弁護	9	0.431	9	0.477	11	0.445	11	0.378	5	0.787	4	0.774	5	0.767	4	0.753
少年事件	6	0.544	8	0.509	10	0.457	10	0.443	3	0.803	4	0.774	4	0.798	3	0.770
犯罪被害者支援	11	0.410	10	0.387	9	0.465	9	0.454	4	0.799	7	0.724	6	0.758	6	0.729

ぶな関係が読み取れる。刑事3分野の評価は一定で、差異が見られない。

[表2-7] は年代別の尊敬度評価を示している。他の3評価に比べ、明らかに相関係数が低い。20代と70代以上の相関係数は、650まで低下しているが、20代と40代ないし50代の相関係数も他の3評価より明確に低い。敬意をもって受けとめられる業務が、社会変化にともない変容していると見られる。

[表2-8] は弁護士会別の12業務分野に対する難易度評価ならびに意義評価についてのYES%とランク（R）を示している²²。難易度評価について、刑事3分野中少年事件は若年層において比較的高評価であるが刑事弁護には大きな差異が見られず、犯罪被害者支援では壮年層以上の評価が高い。意義評価の刑事3分野については、東京における評価が相対的にやや高くなっている。

[表2-9] は弁護士会別の12業務分野に対する収益性評価ならびに尊敬度

表2-9：弁護士会別による4評価ランク（収益性ならびに尊敬度）

12業務分野	収益性								尊敬度							
	東京		大阪		その他 高裁所在地		高裁 不所在地		東京		大阪		その他 高裁所在地		高裁 不所在地	
	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%	R	YES%
交通事故（被害者側）	5	0.519	3	0.701	3	0.674	3	0.691	11	0.089	11	0.094	11	0.062	11	0.086
医療事故（患者側）	7	0.168	7	0.206	7	0.225	7	0.159	2	0.470	3	0.434	2	0.484	3	0.491
医療事故（医療機関側）	4	0.546	5	0.626	5	0.496	5	0.441	9	0.284	10	0.189	10	0.171	10	0.244
消費者問題（被害者側）	8	0.065	10	0.028	8	0.062	8	0.048	6	0.402	5	0.415	3	0.434	2	0.512
遺言・相続	3	0.606	4	0.692	2	0.767	2	0.694	12	0.073	12	0.085	12	0.031	12	0.055
環境・公害問題（被害者側）	10	0.019	8	0.037	9	0.023	12	0.003	1	0.547	1	0.575	1	0.543	1	0.619
労働問題（労働者側）	6	0.241	6	0.224	6	0.248	6	0.165	10	0.245	9	0.255	9	0.217	8	0.306
企業合併・買収	1	0.871	1	0.841	1	0.781	1	0.753	8	0.329	8	0.292	8	0.248	9	0.268
知的財産	2	0.694	2	0.720	4	0.648	4	0.652	3	0.430	6	0.390	7	0.333	7	0.351
刑事弁護	9	0.038	12	0.009	9	0.023	10	0.027	7	0.398	2	0.462	6	0.349	4	0.450
少年事件	11	0.016	10	0.028	12	0.008	11	0.007	4	0.424	4	0.425	4	0.388	4	0.450
犯罪被害者支援	12	0.014	8	0.037	11	0.016	9	0.031	5	0.408	7	0.349	5	0.372	6	0.395

²² 弁護士会については、東京三会を「東京」、東京ならびに大阪以外の高裁所在地の弁護士会を「その他高裁所在地」、高裁所在地以外の弁護士会を「高裁不所在地」とコーディングしている。

評価についての YES% とランク (R) を示している。収益性評価については、相関分析の結果一定の差異が見られた。刑事 3 分野に大きな違いはなく、全体的には高い相関にあることが分かる。尊敬度評価については、相関分析によれば、企業合併・買収や知的財産について東京の敬意評価がやや高い。他方、消費者問題 (被害者側) や環境・公害問題 (被害者側)、労働問題 (労働者側) について、高裁不所在地の敬意評価が高くなっている。刑事 3 分野に大きな特徴はない。全体的に見れば高い相関を確認することができる。

以上、性別、年齢 (6 年代)、所属弁護士会 (4 カテゴリ) について、それぞれ評価の構造を分析したが、結果かなり高い共通性があることが確認された。

3. 業務時間割合と評価の関係

ここでは、注力している業務の程度により評価に違いが出るか検討する。本来全ての業務について検討すべきであるが、ここでは便宜的に業務時間について、民事における「大企業依頼者」と刑事 3 分野 (刑事弁護、少年付添、被害者支援) の計 4 つの業務時間割合を用い、評価については「知的・技術的難易度」で最高評価を獲得した「知的財産権」と上記刑事 3 分野の計 4 つを分析対象とする (評価は 5 件法)²³。

[表2-10] は、相関分析の結果である (記述統計量については誌面の関係で省略)。知的財産業務に対する 4 つの評価については、大規模依頼者へ業務時間割合 (表中、大規模依頼者%) と意義に正の相関が、刑事弁護への業務時間割合 (表中、刑事弁護%) と意義に負の相関が確認される。大規模依頼者の割合が高いほど知的財産の意義を高く評価する傾向があり、刑事弁護の割合が高いほど知的財産の意義を低く評価する傾向があることが分かる。

²³ 民事分野で「大企業依頼者」の割合と評価で「知的財産権」のみを用いるのは、依頼者類型と業務分野の対応関係が最も明白と思われるからである。

表2-10：業務時間割合と評価の関係

	知的財産・評価				刑事弁護・評価			
	難易度	意義	収益性	敬意	難易度	意義	収益性	敬意
大企業依頼者%	.010	.109**	.040	.015	.046	.038	.012	-.018
(片側有意確率)	.385	.001	.115	.324	.084	.126	.358	.293
刑事弁護%	-.010	-.060*	.004	.047	.024	-.010	.031	.036
(片側有意確率)	.382	.035	.447	.080	.234	.386	.174	.137

** 相関係数は1%水準で有意 (片側)

* 相関係数は5%水準で有意 (片側)

	少年事件・評価				犯罪被害者支援・評価			
	難易度	意義	収益性	敬意	難易度	意義	収益性	敬意
大企業依頼者%	.058*	-.009	.034	-.031	-.009	-.003	-.013	-.038
(片側有意確率)	.041	.389	.153	.175	.388	.461	.351	.127
付添人%	.029	.005	.007	.003	.060*	.057*	-.007	.007
(片側有意確率)	.193	.439	.421	.468	.034	.044	.416	.419

* 相関係数は5%水準で有意 (片側)

* 相関係数は5%水準で有意 (片側)

相関係数は小さいものの、2つの弁護士群の意義評価の視点の違いを示唆している。すなわち、社会的意義＝弱者保護という伝統的価値観とは異なる意義認識がありうる。意義に代わる評価規準の設定の必要性が指摘できよう。

刑事弁護に対する4つの評価については、大規模依頼者%ならびに刑事弁護%は影響を与えてはいないと考えられる。少年事件については、大企業依頼者%と難易度に正の相関が見られるも、相関係数は小さい。犯罪被害者支援については、犯罪被害者支援%と難易度ならびに意義に正の相関が確認されるも、いずれも相関係数は高くない。刑事弁護%が刑事弁護の評価に、付添人%が少年事件の評価に影響を与えていないという点は注目し得る。犯罪被害者支援%が高い者は前2者に比して自己の業務分野に自負を感じているとも見える。刑事3分野についてその業務の性質から、民事分野よりも高い意義を感じて業務に取り組んでいるはずという先入観は改められなければならないのかもしれない。日本における「刑事弁護士」の分析については課題を残した。

全体を総合して考えてみると、概ね注力分野にかかわらず評価は共通で

あるといえる。

4. 4つの評価の構造

ここでは、業務分野に対する評価の構造を把握するために、4つの観点からの評価は、相互にどのような関係があるか検討する。方法として、12業務分野のYES%を用い、相関分析ならびに主成分分析を行う。

表2-11：4評価の相関行列と主成分分析

	難易度	意義	収益性	尊敬度		第1主成分	第2主成分
難易度	1	.049	.253	.407	(負荷量)	66.903	30.716
(片側有意確率)		.440	.214	.094	難易度	.114	.987
意義	.049	1	-.930**	.865**	意義	.987	-.072
(片側有意確率)	.440		.000	.000	収益性	-.916	.376
収益性	.253	-.930**	1	-.701**	尊敬度	.921	.329
(片側有意確率)	.214	.000		.006	(累積)	66.903	97.619
尊敬度	.407	.865**	-.701**	1			
(片側有意確率)	.094	.000	.006				

**：相関係数は1%水準で有意(片側)

[表2-11]は、4つの評価(難易度、意義、収益性、尊敬度)の相関行列ならびに主成分分析の結果を示している。意義評価と尊敬度評価に高い正の相関が、意義評価ならびに尊敬度評価と収益性評価に高い負の相関が明らかである。主成分分析の結果もこれを支持しており、第1主成分は意義と敬意に対し収益性が負の関係にあることを示している。負荷量から十分に大きな成分であるといえる。

5. 本章の総括

最後に、本章で得られた知見を総括する。まず、弁護士界内部において、刑事分野が最も高く評価されるのは意義評価であることが分かった。性別や年齢(6年代)、所属弁護士会(4カテゴリー)の違いは刑事3分野を含め

評価に大きな影響を与えているとはいえ、弁護士界全体にわたり高い共通性があると考えられる。同様に、注力分野が評価に与える影響は顕著には見られない。評価規準に関して、尊敬度については日本の弁護士界の社会構造を説明する要素としては不十分であり、他の評価規準を発見することが必要であろう。

(久保山力也)

第3章 刑事弁護の高度化を担っているのはどういう弁護士か

刑事分野²⁴に費やす時間割合の分布と弁護士の属性との関係については、「第1報」における分析により明らかにした。本章では、「第1報」における検討をもとにして、従来より刑事弁護の中核を担っているとされている弁護士の属性につき、年齢と事務所の種類、前職をとりあげる。高齢の弁護士や元検事の弁護士は、刑事弁護、特に国選弁護の中核を担っているとされるが、今日でもそうなのか。近年では都市型公設法律事務所や法テラス法律事務所、ネットで集客する法人事務所などが出現するようになってきているが、彼らはどの程度刑事弁護を担っているのか。その姿勢は他の弁護士と何か違いがあるのか。また、元検察官の弁護士は、刑事弁護においてどういった特徴がみられるのか。こうしたことを明らかにするのが本章の目的である。

1. 高齢弁護士は刑事弁護にどうかかわっているか

刑事弁護に関するこれまで一般的な理解によれば、弁護士になりたての頃は刑事弁護にも時間を費やすが、弁護士としての経験を積むにつれ、刑事弁

²⁴ 本章に言う刑事分野とは、刑事弁護国選（Q11⑥）、同私選（Q11⑦）、少年付添人国選（Q11⑧）、同私選（Q11⑨）、被害者支援国選（Q11⑩）、同私選（Q11⑪）、その他（Q11⑫）を指す。

護からは遠ざかるようになる。ヤメ検などの比較的高齢の弁護士も刑事弁護に携わる。したがって刑事弁護、とりわけ国選弁護の担い手は、若手と高齢者に分けられるというものであった²⁵。

「第1報」において検討したが、村山眞維・濱野亮が東京の国選弁護人について指摘しているように²⁶、業務時間の過半を刑事弁護に費やす者の割合は、20歳代、30歳代では高いものの、年齢が上がるにつれて低下してゆく。

表3-1 年齢と刑事弁護に割く時間割合

		Q11業務時間割合 (刑事国選+私選) 5 カテゴリー					合計	
		0%	1~9%	10~24%	25~49%	50~100%		
年齢区分	20代	度数	16	18	24	7	2	67
		年齢区分の%	23.9%	26.9%	35.8%	10.4%	3.0%	100.0%
	30代	度数	105	58	141	50	10	364
		年齢区分の%	28.8%	15.9%	38.7%	13.7%	2.7%	100.0%
	40代	度数	105	47	108	33	7	300
		年齢区分の%	35.0%	15.7%	36.0%	11.0%	2.3%	100.0%
	50代	度数	42	9	24	8	1	84
		年齢区分の%	50.0%	10.7%	28.6%	9.5%	1.2%	100.0%
	60代	度数	33	5	10	1	2	51
		年齢区分の%	64.7%	9.8%	19.6%	2.0%	3.9%	100.0%
	70代以上	度数	22	1	7	2	5	37
		年齢区分の%	59.5%	2.7%	18.9%	5.4%	13.5%	100.0%
合計	度数	323	138	314	101	27	903	
	年齢区分の%	35.8%	15.3%	34.8%	11.2%	3.0%	100.0%	

Fisher の正確確率検定 (両側) $p = .000$, Cramer's $V = 0.143$

²⁵ たとえば Masayuki Murayama, "The Role of the Defense Lawyer in the Japanese Criminal Process", Malcom M. Feeley & Setsuo Miyazawa eds., *The Japanese Adversary System in Context: Controversies and Comparisons*. (New York, N.Y.: Palgrave Macmillan, 2002), p.47.

²⁶ 村山眞維・濱野亮『法社会学 第3版』(有斐閣、2009年)158頁。

²⁷ 本表を含むすべてのクロス表では、セルごとの期待度数、観測度数に大きなばらつきがあることから、 χ^2 検定に代えて2×2のクロス表ではFisherの正確確率検定を、それ以外のクロス表については一般化Fisher検定(Freeman-Halton検定)を用いた。これらの検定の詳細については、宮川雅巳・青木敏『分割表の統計解析—二元表から多元表まで』朝倉書店(2018年)22~30頁を参照。また、Cramer's V は二変数間の関連の強さを表すものである。詳細については、たとえばPeter Y. Chen & Paula M. Popovich, *Correlation: Parametric and Nonparametric Measures*. (Thousand Oaks, CA: Sage, 2002), pp.79-82を参照。

[表3-1]²⁷にみるように、60歳代と70歳以上では、刑事弁護を全くしていない者の割合が半数を超える。

その一方で、年齢が上がるにつれて、僅かではあるものの、いずれの世代においても過半の時間を刑事弁護に費やす者は存在している。刑事弁護に過半の時間を費やす者の割合が最も低下しているのは50歳代である。その一方で、70歳以上では、その割合は13.5%に急増している。それでは、刑事弁護に過半の時間を費やす者の割合が最も少なくなる50歳代で、刑事弁護に過半の時間を費やしているのはどのような弁護士であろうか。そして、70歳以上において、刑事分野に過半の時間を費やす弁護士が急増するのはなぜなのだろうか。

50歳代で過半の時間を刑事弁護に費やしていた者は、我々の調査では1名しかいなかった。この1名は、前職は民間企業勤務であったが、法科大学院を出て2010年に入職し、おそらくは単独事務所の経営者弁護士²⁸をしている。つまり20歳代あるいは30歳代前半で弁護士になった弁護士²⁹は、50歳代になった時には、刑事弁護に過半の時間を割くようなことはしなくなっているのである。では、この50歳代の弁護士が刑事弁護に多くの時間を割くのは、入職してから10年ほどしかたっていない、刑事弁護をしなければ、十分な収入が確保できないからであろうか。

この弁護士が刑事の各分野に割いた時間割合を見ると、刑事国選が45%、刑事私選が5%、少年付添の国選が5%となっており、残りは民事の個人と中小企業となっている。刑事私選の割合が低いのは、私選での依頼が多くな

²⁷ 「おそらくは」と曖昧な表現にとどめたのは、問2-2の「あなたの事務所の弁護士数を「0」と回答し、問3の事務所の種類については「2 経費共同事務所」と回答していることによる。これにつき、問2-2は本人以外の弁護士数を回答したものであり、問3は「1 個人経営」と誤答したものと推測した。

²⁸ 1990年代半ばの司法試験合格者の平均年齢は28歳であった。たとえば鈴木良男『日本の司法ここが問題—弁護士改造計画』（東洋経済新報社、1995年）136頁を参照。

いからであろう。しかし刑事弁護に従事する理由を確認すると、「依頼がある」(Q11-1-2(1))「向いている」(Q11-1-2(4))のほか、自由回答において「民事事件に比較してストレスが小さい(相手方弁護士や依頼者との関係で)」と回答している。また、刑事弁護業務を増やしたいかどうかについては、「どちらかと言えば増やしたい」(Q15)と回答している。続いて、この弁護士の刑事弁護活動を見たところ、「捜査段階で黙秘を勧めた」(Q19)り「弁護士立会い」(Q20)や「取調べの録音録画の申入れ」(Q21)をしたりしていない。裁判員裁判は数多く引き受けているが、無罪獲得件数も0件である。つまり、刑事事件を多く引き受けてはいるものの、熱心弁護をするわけではない、検察に親和的なスタンスをとる従前の高齢弁護士によく似た行動であると考えられる。ただケースが1件しかなく、このことを一般化することはできない。

一方、70歳以上で、弁護士業務時間の過半を刑事分野に費やしている者は5名いたが、彼ら全員が、過半の時間を刑事弁護に費やしていた。しかも、そのうちの4人は刑事弁護国選だけで業務時間の過半を費やしており、残り1人も刑事国選が業務時間の4割、刑事私選は1割を占めるという具合に、刑事国選の比重が高かった。

しかし刑事弁護の比重が高い高齢弁護士が、国選弁護に多くの時間を割いているということは、彼らが十分な収入を手にしていないということの意味しない。5人のうちの2人は弁護士業務収入(以下、業務収入)³⁰、課税所得ともに200万円未満であったが、他の3人については、業務収入、課税所得ともに500万円以上であった。業務収入、課税所得ともに200万円未満だった

³⁰ 我々の調査では、弁護士業務による収入、業務外の収入、課税所得のそれぞれを尋ねた。しかし、たとえば法テラス法律事務所では給与制になっているし、法人事務所では、回答者の収入は給与、歩合、自己事件の売上からなるなど、売上という概念が当てはまらないケースも少なくない。

2人のうち1人は、もともと法科大学院教授で刑事法を担当していて、現在は一般法律事務所の客員弁護士となっている。だが、週当たりの労働時間が1時間に過ぎず、弁護士としての活動自体をほとんどしていない。もう1人は、単独事務所の弁護士で、業務収入は100万円³¹、課税所得は150万円であったが、2019年8月に弁護士登録をしたばかりであり、登録後まだ1年もたっていない。それゆえ業務収入や課税所得が低いのは入職してから日が浅いことが影響している可能性がある。逆にこの5人のうち、最も収入の高いケースは、都市型公設事務所に所属している者であり、課税所得は1,000万円を超えていた。

こうした例外的なケースを除くと、70歳以上の高齢弁護士であっても、国選弁護を中心にすることで単独事務所と個人の生計の維持に必要な所得は得ている。その意味では、70歳以上で刑事弁護に過半の時間を費やす弁護士は、このタイプの業務活動を積極的に選択している可能性がある。

この5名の弁護活動の内容・成果を確認したところ、「捜査段階で辩护人立会いを求めた件数」(Q20)「取り調べの録音録画を求めた件数」(Q21)はいずれも0件であり、「捜査段階で黙秘を勧めた件数」(Q19)、「無罪判決件数」(Q24(1)～Q24(8))は、都市型公設事務所に所属している1名を除くと、いずれも0件であった。

次に、彼らの手持ちの刑事事件の件数をみると、都市型公設事務所所属の弁護士は国選と私選の双方を複数件抱えていたが、その他の弁護士は、回答のなかった1名を除くと、国選事件を1、2件抱えているのみで私選事件の案件は抱えていなかった。

彼らは、刑事弁護についての評価として、「知的・技術的難易度が高い」(Q31-1(10))には「どちらかと言えば当てはまる」あるいは「どちらともい

³¹ この回答者の場合、弁護士業務による収入に加えて、弁護士業務外の収入が200万円あった。

えない」と答え、「収益性が高い」(Q31-3(10))には「どちらかというとき当てはまらない」と回答する者が多かった。

彼らの入職時期を確認したところ、2名(うち1名は都市型公設事務所所属)は1980年代、他の3名は入職前に前職³²があり、入職したのは2000年以降であった。

一方、都市型公設事務所に所属していた1名は、刑事弁護国選と刑事弁護私選にそれぞれ7割と2割を割いている(残りの1割は民事個人)。これまで「捜査段階で黙秘を勧めた件数」(Q19)は3件にとどまっているものの、裁判員裁判の公判の弁護の経験(Q22)は52件、無罪判決獲得件数(Q24)は一審が8件、控訴審が2件と比較的積極的な弁護活動を行っていた。

このように見てくると、70歳代以上で刑事弁護に過半の時間を費やす弁護士について、次のような姿が浮かび上がる。70歳以上で刑事弁護に過半の時間を費やしている弁護士には、都市型公設事務所のように公的機関の設立した法律事務所に所属していて、もともと刑事弁護に熱心だった弁護士と、その他の刑事弁護国選を主として引き受けてはいるものの、必ずしも刑事弁護には熱心ではない弁護士の2種類の弁護士がおり、後者の方が数が多い。

後者は、元検事や元裁判官、あるいは法学教授など、何らかの前職を持っている者が多い。彼らは、国選の刑事弁護事件を引き受けてはいるものの、「黙秘を勧め」などの積極的な弁護活動は行わず、無罪判決の獲得といった成果も上げてはいない。しかし個人事務所を維持するのに必要な程度の収入は上げている、というものである。

³² 前述したように、3名のうちの1名は前職が元法科大学院教授であるが、もう1人は公証人、もう1名は前職についての回答はなかったが、弁護士資格取得が法務大臣認可によるものであり、特任検事や法学教授であった者あるいは司法試験合格後に公務員や企業法務担当者になったケースが当てはまる。法務省大臣官房司法法制部編『弁護士資格認定制度認定申請の手引(2021年4月改定版)』1～3頁を参照。なお、前職について公証人と回答した者は、修習期も回答しており、公証人になる前は裁判官もしくは検察官であったと考えられる。

村山・濱野は、国選弁護活動がこのように活発ではない理由として、弁護人が選任した時点ですでに被告人が自白していて有罪を立証する十分な証拠が訴追側にあるため、事実を争うことが難しいという事案の性質によるところが大きいことを挙げた³³。だが、村山・濱野も指摘している通り、被疑者段階から国選弁護人が選任されるケースが増えた今日、事実関係を争う余地は以前よりも大きくなっている。

我々の調査データを見る限り、70歳以上で刑事弁護に多くの時間を割いている弁護士は、かつてと同様の弁護活動を行っていると思われる。それは、1990年代に神戸と福岡で刑事弁護士の実態を調査した畑浩人が、「定年退官後の高齢弁護士が直接または数年後に所属する類型」³⁴だと指摘した通りでもある。

そうした中で、数は少ないものの、一般事務所ほどには事務所の維持費用の心配をする必要のない公設事務所や法テラス法律事務所で、刑事弁護に多くの時間を費やす弁護士の登場は、新たな担い手として期待できるかもしれない。

そこで、次に、事務所の種類と刑事弁護に割く時間割合との関係を見ることにしよう。

2. 事務所の種類は刑事弁護にどう影響するか

刑事弁護にどの程度の時間を割くことが可能かは、事務所の種類や規模によっても影響されうる。従来通りの刑事弁護イメージでは、単独事務所の場合とはもかく、共同事務所では、経営者弁護士を除いては、多くの時間を割くことは、事務所経営上難しいかもしれない。また企業を相手とする大規模

³³ 村山・濱野（前掲注26）160～161頁。

³⁴ 畑浩人「刑事弁護の全体像－起訴前・第一審裁判の実態調査から」法社会学第46号（1994年）220頁。

事務所では、刑事弁護はほとんど扱わないであろう。その一方では、近年、刑事事件を扱うネット集客型の大規模事務所もある。また都市型公設事務所や法テラス法律事務所は、刑事事件の担い手として期待される。では、実際に刑事弁護を支えているのはどのような事務所なのか。都市型公設事務所や法テラス法律事務所は、そうした期待に応えることができてきているのか。

[表3-2] は事務所の種類ごとの刑事弁護に費やす時間割合のクロス表である。企業内や外国法法律事務所に所属する弁護士の多くが刑事弁護を全く取り扱わないというのは、予想通りであるが、刑事弁護に多くの時間割合を割いている事務所には、一般事務所のほか都市型公設事務所や弁護士法人が

表3-2 事務所の種類と刑事弁護に費やす時間割合のクロス表

		Q11業務時間割合 (刑事国選+私選) 5 カテゴリー					合計
		0%	1~9%	10~24%	25~49%	50~100%	
1 ひまわり基金事務所	度数	0	0	0	1	0	1
	%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
2 都市型公設事務所	度数	0	0	0	2	1	3
	%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	100.0%
3 法テラス法律事務所	度数	1	1	4	1	0	7
	%	14.3%	14.3%	57.1%	14.3%	0.0%	100.0%
4 企業内	度数	34	5	3	1	0	43
	%	79.1%	11.6%	7.0%	2.3%	0.0%	100.0%
5 官庁または自治体内	度数	1	0	0	0	1	2
	%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
6 弁護士法人	度数	60	38	75	19	5	197
	%	30.5%	19.3%	38.1%	9.6%	2.5%	100.0%
7 外国法共同事業事務所	度数	5	1	1	0	0	7
	%	71.4%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%
8 上記以外の一般的法律事務所	度数	227	93	231	79	21	651
	%	34.9%	14.3%	35.5%	12.1%	3.2%	100.0%
9 その他	度数	1	1	0	0	0	2
	%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	度数	329	139	314	103	28	913
	%	36.0%	15.2%	34.4%	11.3%	3.1%	100.0%

Fisher の正確確率検定 (両側) $p = .000$, Cramer's $V = .161$

ある³⁵。法テラス法律事務所に所属する弁護士では、刑事弁護に過半の時間を費やす者はいないが、7割以上の弁護士は10%以上の時間を費やしていること、また企業内でも1割程度の弁護士が10%以上の時間を費やしていることも特徴的である。

今世紀に入って司法制度改革が行われて以降、刑事弁護に関係し得るような法律事務所の変化としては、法人事務所でネット集客型事務所が登場したことや、法テラス法律事務所、公設事務所が設置されたことが挙げられる。では、これらの事務所に所属している弁護士は、どういった弁護士で、彼らの刑事弁護活動はどのようなものであろうか。

まずネット集客型事務所所属の弁護士であるが、残念ながら、我々の調査では、彼らをうまく抽出できなかった。ネット集客型事務所としてよく知られている事務所はいずれも法人事務所であることから、法人事務所所属で刑事弁護に費やす時間割合が50%以上の者5名について、彼らの業務内容を見たところ、1人が刑事弁護私選が90%、少年添私選が10%であったのを除くと、他の4名は刑事国選と民事個人に4割から6割の時間を費やしており、刑事弁護私選は1割程度にとどまった。これは我々が通常イメージするネット集客型事務所の弁護士の活動と大きくずれる。通常知られているネット集客型事務所の弁護士は、刑事弁護はほとんど私選を受任するというものだからである。実際、我々の実施した面接調査では、ネット集客型事務所として有名な事務所に所属する弁護士は、圧倒的多数を刑事私選が占めていた。したがって、我々の行ったアンケート調査結果をもとにネット集客型事務所の弁護士の刑事弁護活動について検討することは断念せざるを得ない。

³⁵ 官庁・自治体内と回答した者については、表には記載したが、検討の対象としていない。該当者が2名と僅かであることに加え、50%以上を費やすと回答した1名は、週当たりの労働時間は1時間、刑事弁護国選、私選に費やす時間割合をそれぞれ95%と5%と回答している。だが、これでは、刑事弁護以外の弁護士業務がないことになってしまう。官庁・自治体内での業務を弁護士業務に含めていない可能性があるからである。

次に、都市型公設事務所、法テラス法律事務所に所属する弁護士についてみてみよう。これらは、2000年ごろの刑事司法改革において、その必要性が唱えられた「刑事弁護の組織化」を具体化させるものとして期待される。しかし、いずれの事務所も過半の時間を刑事弁護に費やす者の割合は非常に低い。そこで、25%以上を費やしている者についてみてゆくことにする。

都市型公設事務所に所属する弁護士についてであるが、該当者3人のうち、1人は刑事弁護国選が70%、同私選が20%とほぼ刑事弁護のみを行っている限りなく刑事専門の状態である。残りの2人は、民事個人と同中小企業に約6割の時間を費やしており、刑事国選に25%費やしているほか、刑事私選や少年付添なども行っている。このように都市型公設事務所でも刑事弁護に注力している弁護士には、刑事弁護に特化している者とそうでない者がいる。これは、都市型公設事務所の中には刑事弁護に注力することを目的とするものと、それ以外に主目的を置いているものがあることも影響している³⁶。

彼らは刑事弁護に従事する理由として、「人権問題としての興味関心がある」(Q11-1-2(2))を全員が挙げたほか、「依頼がある」(Q11-1-2(1))「向いている」(Q11-1-2(4))「弁護士としての義務」(Q11-1-2(10))も2人が理由として挙げていた。

弁護活動の取り組みを見ると、全員が捜査段階で黙秘を勧めたことがあり、捜査段階で弁護人の立合いを求めたり、取調べの録音録画を求めたことのある者もいる。その成果として、3人のうち2人が無罪獲得経験を持っている。残りの1人は、入職が2018年と弁護士になって日が浅く、このことが無罪獲得経験のないことに繋がっているのかもしれない。

³⁶ 刑事弁護に注力する事務所の典型としては、すでに閉所したが大阪パブリック法律事務所がある。刑事弁護以外に主目的を置く例としては、事務所内に後見センターを設けて、弁護士が社会福祉士等と協働で後見事務を行っている岡山パブリック法律事務所がある。<http://www.okayama-public-lo.jp/?p=3447>参照(2021年6月30日閲覧)。

次に法テラス法律事務所に所属する弁護士で25%以上を刑事弁護に費やしている回答者は1名しかいなかった。この回答者は37歳の男性で、法科大学院を修了後、司法試験合格を経て、2014年に弁護士登録をしている。

彼の業務時間の内訳は民事個人が60%、刑事弁護国選が37%、その他が3%である。彼は刑事弁護を引き受けている理由としては、「依頼がある」(Q11-1-2(1)) ことと「他分野が少ない」(Q11-1-2(8)) ことを挙げている。これは、法テラスが他の法律事務所のように、自ら積極的に依頼者獲得活動をするわけではないことも大きいと思われる。

だが、弁護活動はかなり積極的であり、無罪判決獲得件数は0件にとどまるものの、捜査段階で黙秘を勧めた回数(Q19)は14件、取調べの録音録画を求めた件数(Q21)も2件ある。だが、無罪判決獲得件数(Q24(1)~(8))は0件であった。これは法テラス法律事務所に所属する回答者弁護士全員がそうであり、都市型公設事務所所属の弁護士と好対照をなしていた。

都市型公設法律事務所について、大塚浩はインタビュー調査をもとに、「刑事対応型公設法律事務所は… [刑事弁護の] 高度化の進展に寄与したという³⁷⁾」と述べた。一方、橋場典子は、法テラス法律事務所について、地元弁護士会との関係によるとしつつも、熱心弁護を提供し得る可能性を述べる³⁸⁾。我々のアンケート調査の結果も、両者が刑事弁護の高度化の基盤となり得ることを示唆している。すなわち、都市型公設事務所も法テラス法律事務所も、刑事弁護にかなりの時間を費やすことの出来る弁護士は少数にとどまっているものの、黙秘を勧めたり取調べの録音録画を求めたりする件数や無罪獲得件数に表れているように、熱心な弁護に取り組む傾向がみられた。

³⁷⁾ 大塚浩「都市型公設事務所における刑事弁護の現状と課題」季刊刑事弁護103号(2020年)169頁。

³⁸⁾ 橋場典子「法テラス法律事務所における刑事弁護の現状と課題」季刊刑事弁護103号(2020年)172頁。

同時に、刑事弁護の高度化の組織的基盤となるにあたっての課題・限界も見える。都市型公設事務所については、回答者3名の全員が刑事弁護の比重25%以上と高かった。しかしながら、刑事弁護にインパクトを持つには、あまりにもその数が少なく³⁹、また高度な刑事弁護を提供し得ているのは多分に属人的な要素もあると言わざるを得ない。

他方、法テラス法律事務所は、[表3-2] にみるように、ほとんどの弁護士が刑事事件を扱い、積極的な弁護活動を展開しているだけでなく、例えば法廷弁護技術研修などの組織的なサポート体制もある⁴⁰。だが、無罪判決という成果としては表れてきていない。法テラス法律事務所も都市型公設法律事務所も所属する弁護士の数が少ないこと、刑事裁判の有罪率が99.9%であることなどを考えると、無罪判決がないということから、直ちに法テラス法律事務所と都市型公設法律事務所の刑事弁護の質の差を論じることはできない。だが、ではなぜ都市型公設法律事務所に所属する弁護士は無罪判決が獲得できているのかという疑問も生じる。担当する事案の性質に違いがあるのかもしれないが、該当者がごく少数であるため、より多くの事例による今後の分析に待たざるをえない。

3. 元検事経験の刑事弁護にどう関わっているのか

これまで、元検事の弁護士いわゆるヤメ検は、日本の刑事弁護の一翼を担う者として取り上げられることが多かったように思う。畑浩人の刑事弁護士研究で類型②とされている国選専門弁護士は、ヤメ検の典型といえるである

³⁹ 都市型公設事務所の中には、近年、閉所する事務所もあり、2020年10月現在、その数は12か所にとどまる。日本弁護士連合会編『弁護士白書2020年版』223頁を参照。

⁴⁰ たとえば、「法廷弁護技術研修へのいざない（香川・狩野雅史弁護士）」

(https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/saiyou/staff_bengoshi/motto-wakaru/support/jokin220190140.html) (2021年6月30日閲覧)

う⁴¹。では、ヤメ検は本当に、前職経験のある他の弁護士以上に⁴²、刑事弁護とりわけ国選弁護に時間を費やす国選専門弁護士になっているのだろうか。

[表3-3] は、前職経験の有無／ヤメ検か否かと刑事弁護に費やす時間割合とのクロス表である。前職が検事だった者（以下、ヤメ検）は、刑事弁護に従事している率が高いと思われがちだが、約半数のヤメ検は刑事弁護に全く従事していないか、業務時間の1割未満しか従事していない。その割合は、ヤメ検以外の弁護士の場合と大差ない。

逆に多くの時間を刑事弁護に費やすヤメ検はどういった者か。業務時間の過半を刑事弁護に費やすヤメ検は、我々の調査ではいなかった。しかしこれは、ヤメ検の回答者数が19名しかいないとことも影響している可能性がある。だが、業務時間の25%以上を費やしている者の割合を見ると、ヤメ検以外の回答者では15%前後だったのに対し、ヤメ検では26.3%と非常に高率であっ

表 3 - 3 前職経験と刑事弁護に費やす時間割合のクロス表

		Q11業務時間割合（刑事国選+私選）5カテゴリー					合計
		0%	1～9%	10～24%	25～49%	50～100%	
前職経験なし	度数	249	121	271	81	21	743
	%	33.50%	16.30%	36.50%	10.90%	2.80%	100.00%
	調整済み残差	-3.4	1.8	2.8	-0.8	-0.5	
前職経験あり (検事以外)	度数	72	16	37	17	6	148
	%	48.60%	10.80%	25.00%	11.50%	4.10%	100.00%
	調整済み残差	3.5	-1.6	-2.6	0.1	0.9	
前職経験あり (検事)	度数	7	2	5	5	0	19
	%	36.80%	10.50%	26.30%	26.30%	0.00%	100.00%
	調整済み残差	0.1	-0.6	-0.7	2.1	-0.8	
合計	度数	328	139	313	103	27	910
	%	36.00%	15.30%	34.40%	11.30%	3.00%	100.00%

Fisher の正確確率検定（両側） $p = .008$, Cramer's $V = .107$

⁴¹ 畑（前掲注34）218～219頁。

⁴² 「第1報」において、前職経験ある弁護士の方が前職経験のない弁護士と比べて、刑事弁護に費やす時間割合が有意に高いケースが多いことについてはすでに検討した。「第1報」22頁を参照。

た。調整済み残差の値も大きく⁴³、業務時間の過半とまではいかないが25%以上は刑事弁護に費やす者の割合が高いことが、大きな特徴である。したがってヤメ検が刑事弁護に多くの時間を費やす割合は、相対的には高いと言えそうである。

彼らの入職時の年齢を確認したところ、30歳代が3名、40歳代が2名であり、50歳代、60歳代になってからヤメ検になった者はいなかった。ヤメ検の回答者数自体が少ないという限界はあるが、業務時間の多くを刑事弁護に割いているヤメ検で、高齢になってから弁護士になった者の割合は少ない可能性がある。

それでは、刑事弁護に割く時間割合の高いヤメ検はなぜ刑事弁護に従事するのか。これに対して、「依頼がある」(Q11-1-2(1))以外では、「必要な技能への興味・関心」(Q11-1-2(3))「向いている」(Q11-1-2(4))「成果が上がる」(Q11-1-2(5))「弁護士としての義務」(Q11-1-2(10))といった回答が多かった⁴⁴。「必要な技能への興味・関心」や「成果が上がる」といった回答の多いのが特徴と言える。

では、彼らは高い質の刑事弁護を提供しているのか。5人のうち3人は「捜査段階で黙秘を勧めた」(Q19) ことがあり、残りの2人のうち1人は、「取調べの録音録画の申入れ」(Q21-1)をしたことがある。そして、5人中3人は無罪判決獲得(Q24(1)～(8))の経験があった。残りの2人のうち、1人は2018年に入職した者であり、無罪獲得経験はないものの、黙秘を勧めた

⁴³ 調整済み残差および残差分析については、さしあたり郷式徹「クロス集計表に対する統計分析の手法— χ^2 検定と Fisher の直説法および残差分析と多重比較による下位検定」心理科学第28巻2号(2008年)59～61頁を参照。

⁴⁴ 刑事弁護に従事する理由として、「向いている」に「当てはまらない」と回答した者が、5人のうち1名いた。この1名は、黙秘を勧めたり、録音録画の申入れもしたことがなく、無罪判決獲得経験もなく、手持ち事件に刑事私選がない点で、残りの4名と大きく異なっており、刑事弁護従事理由の回答の傾向も大きく異なっていた。

ことは複数回あるなど、彼らの多くは積極的な刑事弁護活動をしていた。

このように見てくると、我々が弁護士を対象としたアンケート調査から得られた回答を見る限りでは、ヤメ検で刑事弁護にかなりの時間を費やしている者は、刑事弁護が「向いている」「成果が上がる」といった積極的な理由から従事し無罪判決もとっており、積極的な弁護活動をしていると言えそうである。

最後に、高齢のヤメ検の刑事弁護への従事状況と彼らの刑事弁護活動についてみておこう。[表3-4] は、ヤメ検のみについての年齢と刑事弁護に費やす時間割合とのクロス表である。これによれば、年齢と刑事弁護に費やす時間割合とは有意な関連が見られず、高齢のヤメ検だからと言って刑事弁護に時間を費やしているわけではない。対象をさらに絞り、定年になってから入職したヤメ検に限定すると、該当者は1名しかいなかった。この者は、2017年に入職して以来、手持ち事件に刑事私選が1件あるものの、これまで捜査段階で黙秘を勧めたり弁護人立会いを請求したり、取調べの録音録画を請求したりせず、裁判員裁判も経験していない。刑事弁護に費やす時間割合は0%、

表3-4 年齢区分とQ11業務時間割合(刑事国選+私選)のクロス表

		Q11業務時間割合 (刑事国選+私選)				合計
		0%	1~9%	10~24%	25~49%	
30代	度数	1	1	1	1	4
	%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	100.0%
40代	度数	0	1	1	2	4
	%	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	100.0%
50代	度数	2	0	1	1	4
	%	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	100.0%
60代	度数	2	0	1	1	4
	%	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	100.0%
70代以上	度数	2	0	1	0	3
	%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
合計	度数	7	2	5	5	19
	%	36.8%	10.5%	26.3%	26.3%	100.0%

Fisher の正確確率検定 (両側) $p = .963$

逆に民事大企業に費やす時間割合は100%と回答しており、刑事弁護の分野で言われるヤメ検とは異なる。

我々の調査はウェブ回答方式をとったため高齢者の回答割合が相対的に低調であった。加えて、ヤメ検自体の回答者数が少なかった。このため、我々のウェブ調査だけからヤメ検の現状を統計的に把握することは困難である。だが、少なくとも、国選弁護を中心に担っている高齢のヤメ検は、今やその数は僅かになっているように思われる。

4. まとめ

本章では、年齢、事務所の種類、前職（特に検察官）という、刑事弁護に割く時間割合に影響を及ぼしていると思われる3つの属性に限定したうえで、刑事弁護に非常に多くの時間を割く、あるいはほとんど割かない者について、その属性を細かく見てきた。いずれも該当のケース数が少ないため、事例研究にとどまらざるを得ないが、得られた知見はおおよそ以下のとおりである。

まず年齢であるが、しばしば指摘されるように、年齢が上がるにつれて刑事弁護から遠ざかるが、70歳以上では、刑事弁護に多くの時間を割く者の割合が増加する。彼らは、積極的に刑事弁護を選択しており、刑事事件だけでそれなりの収入が得られていた。

次に、所属事務所の種類についてであるが、都市型公設事務所の弁護士も法テラス法律事務所も、刑事弁護に従事する理由や、黙秘を勧めるなどの刑事弁護活動は活発に行っていることなどは共通していたものの、無罪判決獲得は圧倒的に都市型公設事務所所属に偏っていた。この違いの理由については、我々の調査だけでは即断できず、より詳細な検討が今後必要である。

最後に、ヤメ検についてであるが、かつて村山・濱野や畑が指摘したようなヤメ検は、我々の調査では該当者がいず、むしろ刑事弁護に積極的に取り組んでいる者が多かったように思われる。我々の調査によって得られた限ら

れた回答を見る限りでは、かつての検察協調的なヤメ検は少数派になっており、刑事弁護の高度化にとって重要な存在になっているように見える。司法制度改革によって法曹人口が急増した結果、弁護士同士でも競争が起こるようになったこと、刑事司法改革が行われたことから、ヤメ検がその専門性を活かして高い質の刑事弁護を提供する余地が拡がり、刑事弁護分野に進出するようになったのかもしれない。だが、今回の我々の調査において、刑事弁護に注力するヤメ検に当てはまる者が少ないため、確定的なことは言えない。今後、より多くのサンプルを用いた調査によって検討する必要がある。

(上石圭一)

第4章 刑事分野における活動状況の詳細と将来展望

1. 刑事分野活動の概観

「第1報」928頁の〔表5-4〕「刑事弁護における国選と私選の割合」により、主な依頼経路と業務時間による網羅的な区分を通して特定分野の実務の全体像が得られるので、その観点を引き継いで分析を進めてみたい。

表4-1 私選3種と国選3種の業務時間割合の関係

		問11⑥⑧⑩ 国選3種の業務時間割合・5段階					合計	
		0%	0.1~9%台	10%台	20%台	30%以上		
問11 ⑦⑨⑪ 私選3種の 業務時間割 合・4段階	0%	人	311	80	112	55	31	589
		総和の%	34.0%	8.8%	12.3%	6.0%	3.4%	64.4%
	0.1~ 9%台	人	38	46	52	21	20	177
		総和の%	4.2%	5.0%	5.7%	2.3%	2.2%	19.4%
	10%台	人	25	11	31	21	20	108
		総和の%	2.7%	1.2%	3.4%	2.3%	2.2%	11.8%
	20% 以上	人	14	3	7	6	10	40
		総和の%	1.5%	0.3%	0.8%	0.7%	1.1%	4.4%
	合計	人	388	140	202	103	81	914
		行の%	42.5%	15.3%	22.1%	11.3%	8.9%	100.0%

Pearsonの $\chi^2=112.1$ (2セル10%の期待度数が5未満), 自由度12, 漸近有意確率(両側)0.000

まずは統計分析で活用しやすいように各セル内の人数を適度な規模に配分できる区分線を考えて上記クロス表を作成し直したのが [表4-1] である⁴⁵。

国選では3割以上、私選では2割以上の業務時間を割くという弁護士は少なく (各8.9%, 4.4%)、それらの線を超えると専門化と呼べるかもしれない。

また、かつての観察と面接の知見⁴⁶から刑事分野における中期的な職歴異動を推定すると、[表4-2] に分類したグループ間を移動する流れが描かれる。

表4-2 刑事分野の依頼経路の比率による各グループの平均年齢

問11⑦⑨⑩		問11⑥⑧⑩ 国選3種に投入する業務時間割合				
		0%	0.1~9%台	10%台	20%台	30%以上
私選3種に投入する業務時間割合	0%	A : 45.5	B : 38.1	C : 41.0	D : 39.8	E : 43.0
	0.1~9%台	L : 43.5	K : 40.0歳		F : 37.7歳	
	10%台	M : 47.7			G : 40.0歳	
	20%以上	J : 47.0	I : 41.3歳		H : 44.1歳	

すなわち、最初は無担当のAから始まり、通例は輪番による国選事件の受任から入って (B)、そこから件数を増やしたり (C)、否認事件への継続的な関与で刑事の比重が高まり (D)、「熱心さ」の評判が形成されると、国選での協力依頼が地元の弁護士から到来し (E)、さらに弁護活動へ情熱を傾けると依頼者層から私選の依頼も増えるうちに (F)、否認事件の上訴審など複雑な案件の依頼も加わるため (G)、客観的にも「刑事専門」と呼ばれるほど多忙な状態 (H) になる。そこで日常的な国選事件からは抜けて (I)、私選に専念していくようになる (J) かもしれない。もちろん、事案の軽重や地域の事件量や同僚・同業者との連携など執務環境は多様なので、中間的

⁴⁵ 刑事分野の「3種」とは、刑事弁護・少年付添・犯罪被害者支援である。

⁴⁶ 畑浩人「刑事弁護の実像を求めて」六甲台論集40巻1号 (1993年) 135頁。千葉大学弁護士業務研究会 (村山眞維)「千葉県における刑事弁護活動 (2・完)」千葉大学法学論集5巻1号 (1990年) 196-195頁、村山眞維 (前掲注16) 313頁、村山眞維「法律業務の社会組織と刑事弁護札幌・青森調査から」千葉大学法学論集10巻3号 (1996年) 183-185頁。

な経過（K）を辿ったり、各グループにとどまったり、事務所の性格によっては私選のみが増加していくルート（L→M）もあるだろう。

試みに各グループの平均年齢を算出してみたところ、[表4-2] のセル内に記入した数値のような状況であった。グループB（80人）からC（112人）、D（55人）へと進み、E（31人）やF（41人）を経てG（41人）へ、さらにはH（16人）と数年単位で刑事分野の比重が高まるようなルートが思い描けよう。もともと回答者の平均年齢が42.4歳で30歳台（40%）と40歳台（33%）が多いため、職歴の経年変化を検証するにはグループ内の年齢分布なども考慮した厳密な分析が必要であろう。

このように刑事事件の減少と被疑者国選弁護や裁判員裁判など関連制度の拡充を背景にしながらも、従来の活動スタイルが維持されているようなので、それらの安定的な部分を踏まえながら現在の活動状況を確認していこう。

2. 刑事分野の不従事と多さ、それぞれの理由

（1）不従事の理由

表4-3 刑事事件不従事の理由

問11-1 刑事事件に全く時間を費やしていない不従事（投入0%）の理由 5段階	1 依頼がない	10特に理由なし	2 興味・関心が無い	3 自分に向いていない	4 成果を上げるのが困難	5 事務所の性質上担当できない	6 事務所では奨励されていない	7 他分野が多忙	8 採算が取れない	9 義務ではない	11 その他	
肯定（2段階合算%）	80.3	15.2	46.9	39.7	30.5	21.1	19.7	81.2	41.9	22.8	20.3	
該当302名	肯定者	233	41	135	114	86	60	56	238	119	65	29
度数	有効	290	270	288	287	282	285	284	293	284	285	143
	欠損値	624	644	626	627	632	629	630	621	630	629	771
うち旧司法試験組	125	24	68	58	44	17	21	108	54	33	12	
肯定した比率	88.0%	18.3%	48.6%	41.4%	32.1%	12.2%	15.0%	76.6%	38.8%	23.6%	17.4%	
145名中	有効回答	142	131	140	140	137	139	140	141	139	140	69
うち新司法試験組	107	17	66	54	41	43	35	129	64	31	17	
肯定した比率	72.8%	12.3%	44.9%	37.2%	28.5%	29.7%	24.5%	85.4%	44.4%	21.5%	23.0%	
155名中	有効回答	147	138	147	145	144	145	143	151	144	144	74

まず回答前年の2019年を通じて全く刑事分野の業務に従事しなかった層が約3分の1いたので、その理由を11種類挙げて各5段階で尋ねた結果が〔表4-3〕である⁴⁷。「11その他」では具体的な記述も依頼した⁴⁸。

一番多かったのは「他分野が多忙」で8割強が肯定し、ほぼ同じ割合で「依頼がない」が並び、「興味・関心」の欠落が5割弱で続いた。従来、刑事弁護の領域では「採算」や「成果」が否定的に語られがちであったが、今回の調査結果ではそれぞれ4割や3割程度なので、主要な理由ではなくなりつつあるかもしれない。

また、不活発さの理由に世代差はないかと、平均年齢52.0歳⁴⁹の旧司法試験組と同じく36.4歳の新司法試験組とに分けて、理由の肯定率を表の下に追加した。主要な2つの理由は変わらないが、順番が入れ替わっている。ベテラン側では事務所からの拘束が減っている（理由5、6の合算）。元の人数構成が旧試験組37%、新試験組62%なので、不従事者数が150名前後と同等であることはベテラン勢の離脱が多いと言えよう。

あと、有意な性差⁵⁰も見受けられたので、「その他」の理由記述（前記注48）で一番多かった「育児」負担が女性に伸しかかっているようである。

（2）従事が多い理由

次に業務時間の25%以上を刑事分野に費やしている164名（全回答者の

⁴⁷ 11種類の理由に対して延1176件の肯定的回答を得た。刑事分野不従事の302名で割ると、平均3.89項目で肯定を選択。うち旧試験組145名で平均3.89個、新試験組155名で平均3.90個とほぼ同数の理由を選択していた。

⁴⁸ 「11その他」を選んで記述回答してくれた29名から刑事分野不従事の理由が41例も挙げられたが、一部は選択肢と重複していた。多かった内容は、育児11件、企業業務専念6件である。

⁴⁹ 旧司法試験組は341名、新司法試験組は568名、法務大臣認定研修による法曹資格取得者5名と併せて914名。うち年齢の記載があった旧試験合格者337名の平均年齢と新試験合格者562名のそれを提示している。

⁵⁰ Pearsonの χ^2 ・漸近有意確率（両側）0.007。本文を含む以下では、下線部を「 χ^2 」と略記する。

表4-4 刑事分野に多く従事している理由

問11-1-2 刑事事件にかなりの時間を費やした多従事(投入25%以上)の理由 5段階	1 依頼がある	2 人権問題としての興味・関心	3 必要な技能への興味・関心	4 自分に向いている	5 成果が上げられる	6 事務所が必須としている	7 事務所が奨励している	8 他分野の業務が少ない	9 採算が取れる	10 弁護士としての義務	11 その他	
肯定(2段階合算%)	75.3	49.1	67.3	50.9	49.1	11.9	18.2	18.0	13.3	34.8	25.0	
該当164名	肯定者	122	79	107	81	78	19	29	29	21	56	12
	有効	162	161	159	159	159	159	159	161	158	161	48
度数	欠損値	752	753	755	755	755	755	755	753	756	753	866
うち旧司法試験組		31	18	24	23	19	4	6	8	4	15	6
肯定した比率		77.5%	45.0%	60.0%	57.5%	47.5%	10.0%	15.0%	20.0%	10.0%	37.5%	40.0%
40名中	有効回答	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	15
うち新司法試験組		90	59	81	57	57	15	23	21	17	40	6
肯定した比率		75.6%	50.0%	69.8%	49.1%	49.1%	12.9%	19.8%	17.8%	14.8%	33.9%	18.8%
121名中	有効回答	119	118	116	116	116	116	116	118	115	118	32

18%)の弁護士にその理由を尋ねた結果が[表4-4]である⁵¹⁾。

一番多い理由が「依頼」で、これは良質の弁護役務を提供してくれるという「評判」が形成されているものとして量から質へ読み替えることもできよう。次が「技能」への興味関心で、これら2つが主要な理由であり、「向き」という自己評価や「人権問題」への興味・関心、「成果」が続く⁵²⁾。

とくに最後の「成果」肯定49%については、逆に不従事者の30%が上げるのが困難だと指摘していたのとは対照的である。事件の性質により求められる活動内容が異なるのは当然であるが、不従事層と多従事層とで評価基準や技術的な水準が異なっている状況が窺われる。以前は専門職の「義務」感が強調される傾向もあったが、今回の多い関与の理由としては3分の1程度であり、さらに「採算」が取れるという経済的な肯定評価は少ないものの13%あった点も確認しておく。

⁵¹⁾ 11類型の理由に対する延633の肯定的回答。平均3.86項目で肯定。うち旧試験組40名は3.95、新試験組121名は3.85と、ほぼ同等であった。

⁵²⁾ 「11その他」12名からの記述回答は17件あり、その主な内容は国選登録6件、時間がかかる2件、被害者支援2件であった。

なお、該当回答者161名のうち女性が29名と少ないものの、刑事分野の業務割合が多い層のなかで人権問題への興味関心を理由に挙げた女性の比率が69%と、男性の45%よりも24ポイントも高かった (χ^2 両側 $p=6\%$)。

3. 人権問題と必要な技能への意識発生時期

前節(2)の多従事に関連して、調査設計時から想定された刑事分野への従事理由が2つあり、人権救済への問題意識と弁護技術への興味関心であるが、それらがいつごろ形成されたのかも、法曹養成課程の評価や弁護士研修制度の運営上重要であるため紹介する。[表4-5]と[表4-6]である⁵³。

いずれの質問も法科大学院の影響を確認する意図であったが、人権意識について旧試験組では大学時代の意識化が比較的多いところ、新試験組でも大学時代や司法修習・先輩弁護士との濃密な交流に挟まれて、法科大学院の臨床科目などの影響は目立って高くはない。また、技能形成については新旧と

表4-5 人権問題として刑事事件に興味・関心が生じた時期

(刑事分野の従事が多い回答者164名対象)

問11-1-2-1 人権問題として 興味・関心が生じ た時期	1 高校時 代以前	2 大学時 代	3 LS の 刑事法関 連授業	4 LS の 臨床科目	5 司法試 験予備校	6 司法修 習	7 登録後 の先輩弁 護士との 交流	8 その他	複数回答 可能
選択件数	19	30	16	4	2	24	26	7	128
%	14.8%	23.4%	12.5%	3.1%	1.6%	18.8%	20.3%	5.5%	100.0%
有効回答者中 の比率	24.7%	39.0%	20.8%	5.2%	2.6%	31.2%	33.8%	9.1%	166.2%
有効回答	77	77	77	77	77	77	77	77	8.4%
うち	旧試験	2	9	0	0	1	4	3	22
	%	9.1%	40.9%	0.0%	0.0%	4.5%	18.2%	13.6%	100.0%
	新試験	17	21	16	4	1	20	23	106
	%	16.0%	19.8%	15.1%	3.8%	0.9%	18.9%	21.7%	100.0%

⁵³ [表4-5]「8 その他」7件の記述回答：刑事弁護活動体験後2件、元検事の経験、社会人時代、委員会活動、前事務所の上司の影響、著名な刑事弁護人のゼミに参加。[表4-6]「8 その他」12件の記述回答はデータが欠落。

表4-6 刑事事件の弁護活動に必要なとされる技能に興味・関心が生じた時期

(刑事分野多従事164名対象)

問11-1-2-2 必要な技能に興味・関心が生じた時期	1 高校時代以前	2 大学時代	3 LS の 刑事法関連授業	4 LS の 臨床科目	5 司法試験 予備校	6 司法修 習	7 登録後の 先輩弁護士との 交流	8 その他	複数回答 可能
選択件数	6	10	22	8	2	51	51	12	162
%	3.7%	6.2%	13.6%	4.9%	1.2%	31.5%	31.5%	7.4%	100.0%
有効回答者中の 比率	5.7%	9.5%	21.0%	7.6%	1.9%	48.6%	48.6%	11.4%	154.3%
有効回答	105	105	105	105	105	105	105	105	11.5%
うち	旧試験	1	3	0	0	1	12	9	31
	%	3.2%	9.7%	0.0%	0.0%	3.2%	38.7%	29.0%	100.0%
	新試験	5	7	22	8	1	39	42	131
	%	3.8%	5.3%	16.8%	6.1%	0.8%	29.8%	32.1%	100.0%

もに、司法修習と先輩弁護士との交流が発端だという。複数回答の設定⁵⁴にしてあったため、さらに回答連携のパターン抽出も可能であるが、高平奇恵弁護士の助言によれば、法科大学院レベルの教育はまだ「種蒔き」の段階とすることなので、時系列上で徐々に意識が培養・醸成されていく過程が回答されるように質問を構成するなどの工夫が必要だったかもしれない。

4. 研修受講と名簿登録

弁護活動の準備段階として日弁連や単位会による研修が提供されているが（弁護士法第2条、日弁連会則第12条、研修委員会規則）、刑事弁護関連の研修については新司法試験組の方が旧試験組よりも受講経験が多かった（各18.8%、8.5%、Fisherの直接法・正確な有意確率⁵⁵（両側）0.000）。また、刑事弁護に関する教育や研修の実施担当者への就任率も、旧試験組と新試験組とではほぼ変わらないので（各5.0%、5.1%、Fisher 両側1.000）、後者の

⁵⁴ [表4-5]の平均選択数1.66個。うち旧試験組18名で平均1.22個、新試験組59名で平均1.80個を選択。[表4-6]の平均選択数1.54個。うち旧試験組24名で平均1.29個、新試験組81名で平均1.62個で該当時期を選択。

⁵⁵ 以下、「Fisher」と省略して記載する。

人数が多い点も考えると、若手も指導的な立場でかなり活躍している。

次の準備段階として受任名簿への登録があるが、まず各单位会での当番弁護士受任希望の登録については、名簿があると回答したうちの70.6%が登録している。ただし女性の登録率が55.4%と男性の73.7%よりも有意に少なかった (Fisher 両側0.000)。同様に国選弁護を担当するための法テラス契約についても、女性の契約率は59.6%と男性の68.7%よりも有意に少なかった (Fisher 両側0.037)。さらに裁判員裁判の弁護担当については、もともと全般的な登載率が30.4%と低いものの、女性の登載率が22.3%と男性の32.2%よりもやや少ない (Fisher 両側0.064、片側0.037)。

表4-7 刑事分野の法テラス契約と学歴 (新司法試験合格者568名対象)

		問17(2)国選弁護人の法テラス契約		合計	問17(3)国選付添人の法テラス契約		合計	問17(4)犯罪被害者支援の法テラス契約		合計	
		あり	なし		あり	なし		あり	なし		
		※LSは法科大学院		人			人			人	
問45-1学歴 (新司法試験)	東京大学	人	23	17	40	12	28	40	8	32	40
	LS		57.5%	42.5%	100.0%	30.0%	70.0%	100.0%	20.0%	80.0%	100.0%
	早稲田大学	人	19	7	26	10	16	26	4	22	26
	LS		73.1%	26.9%	100.0%	38.5%	61.5%	100.0%	15.4%	84.6%	100.0%
	京都大学	人	23	11	34	14	19	33	9	24	33
	LS		67.6%	32.4%	100.0%	42.4%	57.6%	100.0%	27.3%	72.7%	100.0%
	中央大学	人	37	9	46	28	18	46	14	32	46
	LS		80.4%	19.6%	100.0%	60.9%	39.1%	100.0%	30.4%	69.6%	100.0%
	慶應義塾大学	人	21	13	34	10	24	34	4	30	34
	LS		61.8%	38.2%	100.0%	29.4%	70.6%	100.0%	11.8%	88.2%	100.0%
	その他旧帝・一橋・神戸	人	77	13	90	57	31	88	36	52	88
	LS		85.6%	14.4%	100.0%	64.8%	35.2%	100.0%	40.9%	59.1%	100.0%
その他国立大学	人	49	13	62	33	29	62	25	37	62	
LS		79.0%	21.0%	100.0%	53.2%	46.8%	100.0%	40.3%	59.7%	100.0%	
その他私立大学	人	132	32	164	100	63	163	59	104	163	
LS		80.5%	19.5%	100.0%	61.3%	38.7%	100.0%	36.2%	63.8%	100.0%	
予備試験	人	22	4	26	11	15	26	7	19	26	
			84.6%	15.4%	100.0%	42.3%	57.7%	100.0%	26.9%	73.1%	100.0%
合計	人	403	119	522	275	243	518	166	352	518	
			77.2%	22.8%	100.0%	53.1%	46.9%	100.0%	32.0%	68.0%	100.0%

Pearsonの χ^2 検定

漸近有意確率(両側) 0.007

同左(両側) 0.000

同左(両側) 0.012

その他、有意な差として、裁判員裁判の弁護受任希望者名簿への登載率には東京10.0%・大阪25.0%・高裁本庁所在地37.5%・同不所在地47.2%と大きな地域差があったり (χ^2 両側0.000)、また、国選少年付添人の受任名簿の登録率には出身法科大学院という学歴による差異が見受けられた [表4-7]。

5. 捜査弁護で使用した弁護手法

実際の弁護活動における捜査段階での手法に関して、黙秘の勧告、取調べへの立会い要求、取調べの録音・録画要求という3つの質問を入れた。

捜査段階での黙秘勧告については有意な地域差があった [表4-8] (分析対象から刑事分野不従事層を除いた)。一般に1年間で4割近くの回答者に実施体験があり、2件以上の経験が東京で少なく、大阪と高裁本庁不所在地でやや多い分布になっていた。取調べへの立会い要求や録音・録画要求は各28名、45名と実行者数も少なく、各属性や業務環境との有意差もなかった。

表4-8 捜査段階の黙秘勧告経験と所属弁護士会・4区分

※刑事分野不従事者を除く。			問19 捜査段階で黙秘を勧めた件数・3段階			合 計
			なし	1 件	2 件以上	
問49 所属 弁護士会 ・4区分	東 京	人	128	45	20	193
			66.3%	23.3%	10.4%	100.0%
	大 阪	人	38	14	17	69
			55.1%	20.3%	24.6%	100.0%
	その他高裁 本庁所在地	人	70	20	20	110
			63.6%	18.2%	18.2%	100.0%
高裁本庁不 所在地	人	135	40	57	232	
		58.2%	17.2%	24.6%	100.0%	
合 計		人	371	119	114	604
			61.4%	19.7%	18.9%	100.0%

Pearson の χ^2 検定 漸近有意確率 (両側) 0.011

なお、受任者名簿の登録で指摘した性差が、黙秘の勧告 [表4-9] や取調べへの立会い要求 (行った男性4.4%、女性5.4%、Fisher 両側0.671) といっ

表4-9 捜査段階の黙秘勧告数と性別

※刑事分野不従事者を除く。			問19 捜査段階で黙秘を勧めた件数 (2019年) 3段階			合計
			なし	1件	2件以上	
問42 性別	男性	人	314	99	105	518
			60.6%	19.1%	20.3%	100.0%
	女性	人	60	20	12	92
			65.2%	21.7%	13.0%	100.0%
合計		人	374	119	117	610
			61.3%	19.5%	19.2%	100.0%

Pearson の χ^2 検定 漸近有意確率 (両側) 0.263

た活動場面では有意な差ではなくなっていたので、特定業務へ関与する各段階において影響力を持つ阻害・促進要因群の構成や強弱が異なっている可能性 (すなわち詳細な分析の必要性) を示唆しておく。

6. 裁判員裁判公判や無罪判決の体験

(1) 手持ち件数の分布

刑事分野の手持ち件数には地域差があった (χ^2 両側0.000)。明瞭な差異として0件の比率を視ると、東京では69.8%と多く、大阪では52.8%と全国標準の53.6%と類似しており、高裁本庁所在と不所在の地方2区分では各35.5%、41.3%と比較的少なかった。また、地方2区分では3件以上を同時に負担する割合も各22.6%、18.9%と比較的多い。

この手持ち件数でも性差を確認しておく、女性の方が0件64%と男性の52%と比べて少ない負担に見えるが、有意差まではない (χ^2 両側0.082)。さらに多忙になると言われる捜査弁護でも、女性の担当0件は81%で男性0件77%よりも関与が少ないが、有意差は明確になかった (χ^2 両側0.425)。

(2) 裁判員裁判の公判弁護経験

次に裁判員裁判の公判弁護経験には有意な地域差が見られた (χ^2 両側

0.000)。東京・大阪では裁判員裁判の弁護経験を持つ者が2割以下と少なく、複数回経験した割合も少ない。これに対して、高裁本庁所在地では4割強が、また高裁本庁不所在地では5割が経験者であり、かつ、複数回担当した者の比率が実人数も含めて多かった(各26.6%・34人、32.0%・90人。東京4.4%・20人、大阪11.5%・12人)。

(3) 無罪判決の獲得経験

最後に、無罪判決などの獲得といった成功体験についても有意な地域差が見られた(χ^2 両側0.000)。東京では9割が持たない比較的稀な経験であるのに対して、大阪では3割近くが持つため、無罪判決の全国分布⁵⁶とも照合する必要があるだろう。

7. 広告と情報提供の方法

(1) 使用している媒体

所属事務所で使用されている広告・情報提供の媒体として、回答者百名以上が挙げた上位5例は、①事務所のホームページ(利用度69.8%)が突出しており、②民間が運営している弁護士系サイト(15.9%)、③ネット・サイト広告(13.7%)、④ひまわりサーチ(12.9%)、⑤新聞・雑誌(12.8%)であった。また、回答者個人が行った広告等の媒体で利用が比較的多かったのは、ここでも⑥事務所のホームページ(44.6%)と⑦民間運営の弁護士情報

⁵⁶『司法統計年報2 刑事編』2016～2019年版によれば(裁判所サイト掲載のExcel表)、地裁での4年間の無罪判決は、東京：無罪71件・一部無罪41件・計112件(全国の16.2%)、大阪58件・42件・計100件(14.4%)、高裁本庁所在地70件・43件・計113件(16.3%)、同不所在地226件・142件・計368件(53.1%)、総計693件という分布であった(各年第21表と55表)。

同じく簡裁では、東京4件・0件・計4件(全国の13.8%)、大阪4件・0件・計4件(13.8%)、高裁本庁所在地6件・0件・計6件(20.7%)、同不所在地12件・3件・計15件(51.7%)、総計29件であった(各年第22表と56表)。

サイト (16.2%) であった。

それぞれの媒体利用について刑事弁護業務への投入時間割合などのクロス表を作って関連を分析したところ、統計的な有意差があったのは、②民間運営の弁護士情報サイト⁵⁷で、私選3種の業務時間割合 (0.1~9%台の利用度21.5%、10%台20.4%) と手持ち事件の数 (2件21.1%、3件29.1%) との間で変数間に有意な関連性が見られたが、刑事分野0%層を除外して実際に従事していた弁護士間のみで比較すると、媒体の各平均利用度が17.7%・17.9%と上がるため、分布全体の有意差はなくなった。③ネット広告では「刑事手持ち2件」のセルで利用度が28.4%と平均の倍近くもあり、「4件以上」でもやや高かった (χ^2 両側0.000。刑事不従事層を除外しても同じ)。また、個人のレベルでは、⑦民間運営サイト⁵⁸の利用 (平均16.2%) が、刑事分野の業務時間割合40%以上の層 (27.5%)、国選3種の同20%と30%の層 (各23.5%、24.4%)、私選の同10%の層 (23.1%)、刑事手持ち3件と4件の層 (各29.1%、24.3%) で高かったが、ここでも刑事分野年間無担当の層を除外すると、平均利用度が19.1%に上がり、有意差はなくなった。

(2) 広告・情報提供の記載内容：刑事分野編

次に、刑事弁護の取扱い表記の度合いを4段階で尋ねたところ(「第1報」957頁)、所属事務所のレベルでは取扱い業務の1つとして記載する程度にとどめる例が多く(問4-1、問4-1-1)、また、回答者自身による場合には不記載が多かったうえに、もともと「注力」状態や「専門」提示の例が少なく(問5-1)、広告には慎重な姿勢が見受けられた。「第1報」931頁の[表5-7]で

⁵⁷ 事務所が取扱い分野等を記述したサイト例：弁護士ドットコム124件、ココナラ法律相談7件、リーガラス7件、日本法規情報5件、弁護士相談広場3件など。

⁵⁸ 回答者個人が利用したサイト例：弁護士ドットコム108件、リーガラス8件、弁護士相談広場7件、ココナラ法律相談5件、日本法規情報3件など。

表 4-10 刑事弁護の広告と情報提供：所属事務所と弁護士個人

(刑事分野不従事を除く612名対象)

広告・情報提供の主体 N=612	刑事弁護の取扱い について全く記載 しなかった。	刑事弁護が取扱い 業務分野の1つで あることを記載した。	刑事弁護に注力し ていることを記載 した。	刑事弁護が専門 であることを記載 した。	有効回答 の合計
問4-1所属事務所	152	344	37	3	536
有効回答中の%	28.4%	64.2%	6.9%	0.6%	100.0%
問4-1-1事務所の個人 表記	245	260	38	1	544
有効回答中の%	45.0%	47.8%	7.0%	0.2%	100.0%
問5-1回答者自身	210	239	39	1	489
有効回答中の%	42.9%	48.9%	8.0%	0.2%	100.0%

も上記データが整理されていたが、さらに2019年に刑事分野業務に従事した弁護士に絞って同様な分布の有無を確認してみたのが「表4-10」である。

すると「不記載」が減り、個人レベルで「取扱い業務分野」の1つとして挙げる率が増えた程度の変化はあったものの、肝心な「注力」と「専門」⁵⁹の記載は絶対数が増えるわけでもなく、小さな割合も変わらないため、数字的には積極的な姿勢が現れなかった。

(3) インターネット広告と情報提供の現状評価と展望

インターネット広告の現状と将来についても意見を尋ねているので紹介しておく。まず広告等の良好な効果として、①弁護士有用性の宣伝、②情報提供、③集客を提示し、また、弊害として、④弁護士への誤解発生、⑤誇大広告、⑥不適切な事務所への誤導という6つの見解に対して大小5段階の評価

⁵⁹ 事務所が刑事専門の表示をしていた回答者3名の属性を人物順に固定して列举すると、開業地域は高裁本庁不所在地1名・大阪2名、性別は男性2名・女性1名、司法修習期は60期台・40期台・70期台、年齢は30代・40代・30代、事務所の規模も中(支店)・小(2-10人)・大(支店)と三者三様で興味深いものの、刑事分野に割く業務時間割合は国選私選で19%・私選のみ20%・私選のみ40%であって、いずれも少年付添と犯罪被害者支援の案件は2019年には担当しておらず、かつ、民事・行政事件も取り扱っているという共通点があった。また、個人でも刑事専門の表示をしていた唯一の回答者は上記3名のうち大阪の40代男性であって、記述回答の箇所には「得意分野」とあるので、それを強調した表現のようであった。

を選択肢として挙げて記入してもらった。それらの結果は「第1報」958頁の間6の表に整理されているので、本稿では肯定率のみに数値を整理し、2019年に刑事分野の業務に従事した612名の数値も追加して比較してみた〔表4-11〕。広告等への肯定感や危機感について、一般と刑事従事層との間では、

表4-11 インターネット利用の効果が大きいと回答した比率

問6〔①-⑥〕, 問〔7〕	全回答者中の比率	うち刑事分野業務従事層
①有用性宣伝	70.1% 913	69.6% 612
②情報提供	75.2% 913	75.5% 612
③集客	52.9% 913	56.0% 612
④専門業務への誤解	28.4% 913	31.7% 612
⑤誇大広告	52.4% 911	55.0% 611
⑥不適切な事務所へ誘導	63.6% 912	66.3% 612
⑦インターネットの積極的利用	48.5% 914	49.7% 612

※セル下段は有効回答者数。⑦は「考えている」比率。5段階回答の肯定2段分を合算。

表4-12 広告による不適切な事務所への誘導の認識と地域

※刑事分野不従事層を除く			問49 所属弁護士会・4区分				合計
			東京	大阪	他の高裁本庁所在地	高裁本庁不所在地	
問6(6)ネット広告の不適切な誘導効果・3段階	大きい	人	124	42	77	158	401
			64.2%	60.9%	70.0%	67.8%	66.3%
	どちらともいえない	人	56	16	32	66	170
			29.0%	23.2%	29.1%	28.3%	28.1%
	小さい	人	13	11	1	9	34
		6.7%	15.9%	0.9%	3.9%	5.6%	
合計		人	193	69	110	233	605
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

Pearsonの χ^2 検定 漸近有意確率(両側) 0.002

あまり変わりはないようである。

さらにクロス表をとって各変数との関係を確認してみたところ、①インターネットによる集客効果を大阪では大きく感じる割合が43.5%と全国平均56.5%よりもやや低い点 (χ^2 両側0.027)、②不適切な誘導の弊害の指摘が大阪で少し弱く、高裁本庁所在地でやや強い点 [表4-12]、③積極的利用の意欲が11名以上の中規模から大規模事務所で強く見受けられるのに対して、単独事務所では弱い点⁶⁰などが有意な差であった。組織体でのインターネット活用の展望は明るいようである。

8. 現状認識と将来への意見

問28では刑事分野の将来について、担い手の範囲を研修義務や実務経験とも関連させながら質問した。順番に追うと、①有資格者全員で担当すべきかは、事案の内容によって受任の可能性も異なるせい、肯定・否定と判断保留で意見が三分されているものの、回答者の置かれた立場によって、例えば刑事分野不従事層では肯定が減る⁶¹など意見の有意な変動が見受けられた。

②専門的な研修を条件とする案に対しても同様で、4割弱が判断保留・3分の1が否定・3割弱が肯定といった意見分布を基本に実務環境により有意な変動が見られるが、特定の類型でのみ突出した偏りが表れて説明が容易でない例も散見された。③裁判員裁判の弁護担当に専門研修と実務経験の条件を課する規制案に対しては、未経験者が7割と多いせい、回答者の5割強が賛同し、3割が保留、2割弱が否定という意見分布であった。そして裁判員裁判の弁護経験が複数回にわたると、条件付加への賛成が1割ほど減り、

⁶⁰ 刑事分野従事層582名でインターネット利用を「考えている」の平均50%に対して、11～30人62%・31～100人85%・101人以上69%。利用を「考えていない」の平均24%に対して、うち単独事務所122名中に同じ消極意見が34%と多い。 χ^2 両側0.001、3セル20%が期待度数5未満。

⁶¹ 平均28%に対して19%。逆に刑事分野の業務時間割合10%台の層は38%と突出。 χ^2 両側0.000。N=912。

否定が増えている。1つには、裁判員裁判の国選弁護人は複数選任が原則⁶²になっており、経験者と未経験者の連携が図られるため、事前に条件を課さなくても実務を通じて徐々に学べる点に気付くからかもしれない。

④国選弁護の質的評価を制度化する意見については、不活発な弁護人や悪質な役務供与を排斥する方向と活動水準の維持向上にもつながるためか、63.5%が賛成し、否定も1割程度しかない。一見すると促進方向で制度化が進むかのように見えるが、実際には現在の実務運営に適正な評価と修正を待つ構造的な欠陥があるのかもしれない、導入は容易ではないかもしれない⁶³。

⑤法テラスの常勤弁護士に国選を集中させる案に対しては、彼らによる滞留していた国選事件の多数処理の功績や日常の調整機能も考慮してか、6割以上が判断保留で、16%が肯定、21%が否定だった。これを刑事分野の手持ち件数とクロスさせると、事件処理負担の多い層が法テラス常勤への処理集中を否定する見解を比較的多く持っているようであった (χ^2 両側0.026)。この偏りが自己の従事する業務との競合関係から来る見解なのか、それとも業界の分業構造を客観的に考慮して述べているのか、精査が必要であろう。

問29では、前問②とも関連する⁶⁴が、改めて専門研修の否定的な影響（義務不履行による担い手不足）を地域の実情を踏まえて切実に回答してもらった。6割強が担い手不足を否定しているが、刑事分野への関与が高まると（業務時間割合10%台から39%までの2層）、2割を超える者が人材不足を心配

⁶² 『弁護士白書2020年版』118頁の資料2-1-6-6によれば、2013年以降国選弁護人が8割以上の裁判員裁判事件に複数選任されている。2019年の判決人員1001名に対しては880名に国選弁護人が選任され、うち828名に複数の国選弁護人が付された。https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2020/2-6-4.pdf（日弁連サイトにて2021年3月に公表）

⁶³ この国選評価制度案への賛否と諸属性との間で有意だったのは世代差であるが (χ^2 両側0.032)、実際には新試組の肯定が66%と若干多くなり、旧試組の肯定が減って判断保留が30%と多くなる数%程度の変動である。

⁶⁴ 5段階評価の数値でマイナスの弱い相関があるという（Pearsonの相関係数-.160。p<0.01両側）。担い手不足の認識に至る過程がやや複雑である。

表4-13 研修義務化への危惧と刑事分野への業務時間割合

		問29 研修受講者のみが刑事弁護担当と担い手が不足する・3段階			合計		
		肯定○	どちらとも いえない	否定×			
問11 業務時間割合 (刑事分野合計) 5段階	0%	人	21	78	202	301	
			7.0%	25.9%	67.1%	100.0%	
	0.1~9%台	人	9	25	101	135	
			6.7%	18.5%	74.8%	100.0%	
	10%台	人	47	51	112	210	
			22.4%	24.3%	53.3%	100.0%	
	20~39%台	人	42	39	101	182	
			23.1%	21.4%	55.5%	100.0%	
	40%以上	人	8	24	52	84	
			9.5%	28.6%	61.9%	100.0%	
	合計		人	127	217	568	912
				13.9%	23.8%	62.3%	100.0%

Pearson の χ^2 検定 漸近有意確率 (両側) 0.000

している [表4-13]。

また問30でも、裁判員裁判の弁護担当を想定して問28③に条件追加の影響を問うた内容である⁶⁵が、回答傾向は前問29と正の強い相関を持っていた (Pearson の相関係数 .797。p<0.01両側)。

問15では「刑事弁護」を増やしたいか否かを率直に尋ねている。60%が判断保留で、残念なことに否定が24%と肯定の16%よりもやや多い。同じ刑事弁護の業務時間割合20%以上の取扱量が多い層では肯定が数%増えるものの、不従事層では肯定が減り、業務時間割合1桁台では否定する意見が平均よりも数%多く出ているため、有意な差となっている (χ^2 両側0.001)。

最後に問16の比較的新しい「犯罪被害者支援」業務の増加希望を確認しておく。7割方は判断保留で16%が賛成、14%が否定と、伝統的な「刑事弁護」に対するよりも未知な業務に対してはやや慎重な意見分布であった。ただ、

⁶⁵ 前注と同様に、問28③の5段階評価とはマイナスの弱い相関があるという(Pearson の相関係数 -.122。p<0.01両側)。

業務時間割合でクロス表をとると (χ^2 両側0.005)、刑事分野40%以上の専門層で判断保留から十数%が移動して平均の倍となる32%もの肯定意見が表明されているが、他の層では平均と変わらないので、どのようなイメージで被害者側の業務にも関心を持っているのかは定かでない。

(畑 浩人)

第5章 弁護士の経済的状況・満足感・不安感の構造からみた刑事分野 弁護士活動の位置づけ

シカゴの弁護士研究の知見では、シカゴの弁護士は本人の社会的背景や経済的背景等が出身のロー・スクールのランクに影響し、それは就職する事務所規模、顧客の種類、扱う業務内容に影響し、所得等にも影響するという。日本の弁護士においても、若手を見たときに、階層化の兆しがみられることについては、武士俣⁶⁶によって明らかにされてきた。

では、弁護士全体を見たとき、彼らの収入や所得は何によって規定されているのか。とりわけ、扱う業務内容や学歴の持つインパクトは、どの程度あるのだろうか。

シカゴの弁護士研究では、弁護士の威信と収入の多寡とは無関係とされていた。日本でも、収入が多いことが威信には直結していない。では、彼らの満足度や将来に対する不安感は業務内容によって左右されないのであろうか。あるいは、それ以外のどのような変数がインパクトを持っているのであろうか。

⁶⁶ 具体的には、「2008年全国弁護士調査」において、取扱分野についてのクラスター分析により、企業顧客分野と個人顧客分野のクラスターが形成されていること、両者によって所得格差があることにつき、宮澤節生・武士俣敦・石田京子・上石圭一「日本における弁護士の専門分化：2008年全国弁護士調査第2報」青山法務研究論集第4号（2011年）209～244頁を参照。

本章では、以上のような点につき、刑事分野の弁護士活動と関係させながら、検討してゆく。

1. 弁護士の収入・所得と刑事弁護活動

シカゴの弁護士調査の知見では、シカゴの弁護士界は、個人顧客を対象とする半球と企業顧客を対象とする半球に分断されており、前者は、後者と比べると所得も低いという⁶⁷。そうした所得格差は、*Chicago Lawyers* の調査がなされてから20年後の1995年でも維持されていた⁶⁸。そうした格差を生む要因としては、顧客類型や業務環境（事務所規模、事務所の種類）、法律職の経験年数、事務所内地位、出身ロー・スクール、ロー・スクール修了時のランク、ジェンダーなどを検討し、その影響があることを明らかにしている⁶⁹。

日本では、弁護士間の所得格差については、2010年の日弁連経済基盤調査の二次分析を行った中村真由美は、20歳代以外のすべての世代において性別間の所得差があることを明らかにした⁷⁰。中村はまた、日本の弁護士の所得について、事務所規模、学歴のインパクトがあることも明らかにしている⁷¹。中村の分析では、学歴について、学部卒業と法科大学院卒業とを区別していないが、新司法試験受験者について、たとえば東京大学卒業の効果と東京大

⁶⁷ John P. Heinz & Edward O. Laumann, *Chicago Lawyers: The Social Structure of the Bar*, (New York: Russel Sage & Chicago: American Bar Foundation, 1982)を参照。

⁶⁸ John P. Heinz, Robert L. Nelson, Rebecca L. Sandefur, and Edward O. Laumann, *Urban Lawyers: The New Social Structure of the Bar*. (Chicago: The University of Chicago Pr., 2005). ジョン・P・ハインツ、ロバート・L・ネルソン、レベッカ・L・サンデファー、エドワード・O・ラウマン（宮澤節生監訳）『アメリカ大都市弁護士—その社会構造』（現代人文社、2019年）

⁶⁹ ジョン・P・ハインツ他（宮澤節生監訳）（前掲注68）218～224頁。

⁷⁰ 中村真由美「司法制度改革は弁護士のジェンダー差を改善したのか？」日本労働研究雑誌第722号（2020年）69頁。

⁷¹ 中村真由美「弁護士の入職におけるジェンダー効果と学歴効果」佐藤岩夫・濱野亮編『変革期の日本の弁護士』（日本評論社、2015年）197～210頁、Mayumi Nakamura, “Legal Reform, Law Firms and Lawyer Stratification in Japan”1(1) *Asian Journal of Law and Society* 120 (2004)

学法科大学院修了の効果とは区別する必要があるだろう。

また62期および67期の弁護士についてであるが、上石圭一はその所得の規定要因を検討している⁷²。その知見によれば、初職時の事務所規模、顧客の種類、年齢、性別×配偶者の有無が有意なインパクトを持っており、東大出身（新司法試験合格者については、東大法科大学院出身）かどうかは、必ずしも有意なインパクトを持つとは限らない。

また、予備試験合格者については、大手法律事務所の採用が大幅に増加しており、大手法律事務所では初任給が高騰化しているという⁷³。

以上の先行研究をもとに以下の仮説を立てた。

仮説1 - a : 性別は所得に影響し、男性の方が女性より所得が高い。

仮説1 - b : 女性の所得が低いのは家事育児の負担があるからである。

仮説2 : 年齢が上昇するにつれ所得は上昇する。

仮説3 - a : 旧試験合格者の場合、出身大学が所得に影響する。

仮説3 - b : 旧試験合格者の場合、東京大学出身であることは、所得上昇要因となる。

仮説4 - a : 新試験合格者の場合、出身法科大学院、予備試験合格が所得に影響する。

⁷² 62期弁護士については、宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、および不安感 - 第1回郵送調査第2報」青山法務研究論集第6号（2013年）176～179頁、宮澤節生・藤本亮・石田京子・武士俣敦「第62期弁護士第2回郵送調査第2報：二変量解析から多変量解析へ」青山法務研究論集第10号（2015年）131～133頁を、67期弁護士については、藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一「第67期弁護士のキャリア展開：2016年第1回郵送調査データの変量解析」法政論集第275号（2017年）96～98頁を参照。

⁷³ 例えば71期弁護士について、大手法律事務所が予備試験合格者を大量に採用したことにつき、「2019年5大事務所のパートナートラックー4」ジュリナビ (<https://www.jurinavi.com/market/jimusho/kenkyuu/index.php?id=231%EF%BC%89>)（2021年6月21日閲覧）

仮説 4 - b : 新試験合格者において、東京大学法科大学院出身であること、予備試験合格者であることは、所得上昇要因となる。

仮説 4 - c : 新試験合格者においても、東京大学出身であることは、所得上昇要因となる。

仮説 5 : 事務所規模は弁護士の所得に影響し、事務所規模が大きいほど所得は高くなる。

仮説 6 - a : 刑事弁護に割く時間割合が高いほど、所得が低くなる。

仮説 6 - b : 民事大企業、民事個人に割く時間割合が高いほど、所得は高くなる。

これらの仮説を検証するため、所得の自然対数をとった値に対数変換したうえで回帰分析を行った⁷⁴。旧試験合格者について分析を行った結果が [表5-1] である⁷⁵。この表によれば、所得に対して有意なインパクトを持っているのは、年齢（年齢が高いほど所得低し）、刑事弁護に費やす時間割合（多いほど所得低し）、民事（個人）に費やす時間割合（多いほど所得低し）、事務所規模（大きいほど所得高し）、労働時間（長いほど所得高し）であった。つまり仮説 5 以外はいずれも支持されなかった。

先に紹介した中村の分析にみるように、一般に女性が男性よりも所得が低い傾向がある。だが、我々のデータでは性別や家事育児の時間が採りにくいかどうかは、所得を規定する要因とは言えなかった⁷⁶。分析を旧試験合格者

⁷⁴ 我々の調査では、前年度に弁護士としての活動をしている者のみを対象としている。課税所得が 0 というのは、必要経費が業務収入と同等以上であったということであり、そうした状態は、弁護士業務を継続的に行っている状態では、日常的に生じうる事態ではないと考え、欠損値として扱った。

⁷⁵ 重回帰分析の結果の記載については、北野聡「生物・社会調査のための統計解析入門：調査・研究の現場から（その 6）—「因果関係を探る」重回帰分析と数量化 I 類」農業土木学会誌第 73 巻 1 号（2005 年）39～42 頁を参照。

表5-1 所得の規定因に関する重回帰分析（旧試験）

	非標準化係数		標準化係数	有意確率
	B	標準誤差	ベータ	
(定数)	0.646	0.048		0.000
Q43 年齢	-0.001	0.001	-0.134	0.050
Q11 業務時間割合（刑事国選+私選）	-0.001	0.000	-0.133	0.041
Q11 (1)業務時間割合(民事・行政 個人)	-0.001	0.000	-0.262	0.003
Q11 (3)業務時間割合(民事・行政 大企業)	0.000	0.000	0.045	0.624
事務所規模	0.000	0.000	0.253	0.000
Q39 家事・育児・介護の時間が取りにくいことがあるか	0.001	0.004	0.014	0.830
Q42 性別	-0.016	0.016	-0.063	0.309
Q9 労働時間	0.002	0.000	0.252	0.000
東京大学（旧試験）	-0.027	0.020	-0.105	0.175
早稲田大学（旧試験）	0.011	0.019	0.043	0.560
京都大学（旧試験）	0.018	0.020	0.069	0.356
中央大学（旧試験）	0.034	0.021	0.117	0.103
慶應義塾大学（旧試験）	0.033	0.025	0.088	0.193
旧帝大・一橋・神戸（旧試験）	0.021	0.019	0.084	0.268
その他国公立大（旧試験）	-0.018	0.025	-0.047	0.483

F 値 = 6.089, p = .000, Adjusted R² = .253

に限定しているため、相対的に女性が少ないことも影響しているのかもしれない。

次に、新司法試験合格者について同様に所得の規定要因を検討しよう。なお、新司法試験合格者については、若干ではあるが、予備試験合格者がいる。予備試験合格者は、法科大学院の修了を待たずに、司法試験受験資格を得るので、これを法科大学院修了と並ぶ一つの学歴として扱い、同じく重回帰分析を行った。[表5-2] がその結果になる。

所得を有意に規定している要因としては、年齢、性別、事務所規模がある。旧試験合格者と違い、年齢の上昇につれて所得も増加しているのは、新試験

⁷⁶ 旧試験合格者に限定して性別によって所得に違いがあるかどうかを t 検定で確認したが、有意差はなかった (t = .404, df = 339, p = .686)。

表5-2 所得の規定因に関する重回帰分析（新試験）

	非標準化係数		標準化係数	
	B	標準誤差	ベータ	有意確率
(定数)	-324.403	247.622		0.191
Q43 年齢	26.063	4.407	0.278	0.000
Q42 性別	-207.809	66.002	-0.141	0.002
Q39 家事・育児・介護の時間が取りにくいことがあるか	-28.281	17.800	-0.071	0.113
Q9 労働時間	3.201	1.781	0.083	0.073
Q11 業務時間割合（刑事国選+私選）	-2.095	1.897	-0.055	0.270
Q11 (1)業務時間割合(民事・行政 個人)	-0.267	1.248	-0.013	0.831
Q11 (3)業務時間割合(民事・行政 大企業)	0.115	1.590	0.005	0.943
事務所規模	0.799	0.341	0.117	0.020
東京大LS（新試験）	110.638	104.872	0.052	0.292
早稲田大LS（新試験）	165.839	119.632	0.067	0.166
京都大LS（新試験）	99.632	109.460	0.043	0.363
中央大LS（新試験）	31.129	91.215	0.016	0.733
慶應義塾大LS（新試験）	116.813	107.197	0.053	0.276
旧帝大・一橋・神戸大LS（新試験）	-79.115	74.709	-0.054	0.290
その他国公立大LS（新試験）	-133.285	84.283	-0.077	0.114
予備試験（新試験）	48.452	126.173	0.018	0.701

F値=4.743, p=.000, Adjusted R²=.114

合格者が全体として若手であることによるのであろう。だが、性別について、女性であることは所得が大幅に低下する要因となっている。だが、家事育児等の時間がとりにくいかどうかは所得に対して有意なインパクトを持っていない。事務所規模については、規模が大きくなることは所得上昇の要因になっていた。

だが、調整済み決定係数の値が0.1程度しかなく、上で検討した要因が所得を規定する主要な規定要因になっていないことは明らかである。それが何なのかについては、今後検討すべき課題である。

注目すべきは、東京大学法科大学院出身や予備試験合格者であることが所得にインパクトを持っていないことである。東京大学法科大学院出身の有無、

予備試験合格の有無による所得差の有無につき t 検定を行ったが、統計的に有意な差は出なかった⁷⁷。

結局、旧試験組、新試験組のいずれにおいても、学歴は所得に対して有意な関連を示さなかった。では、日本ではシカゴ弁護士研究の知見に見るように、学歴による弁護士界の階層分化はしていないのか。そのことは日本においても、アメリカ同様に階層分化の兆しが出てきているというこれまでの知見と反することになる。

1つの可能性はこうである。東京大学（法科大学院）を修了したり予備試験に合格した者の中には、所得の高い事務所に所属したり収益性の高いと思われる業務分野を取り扱う事務所に就職する者がいる。だが、刑事弁護のように収益性が高いとは思われない分野を扱う事務所に所属する者もそれなりに存在している。また大規模事務所への入所は東京大学法科大学院出身者や予備試験合格者に限られるわけではなく、他の法科大学院出身者にもそれなりに門戸が開かれている。その結果、学歴が所得に影響しないというものである。

在籍法科大学院別に所属事務所の規模に違いがあるかを、一元配置の分散分析で確認したところ、東京大学法科大学院出身者の所属する事務所規模は、京都大学法科大学院や慶応義塾大学法科大学院の出身者、予備試験合格者以外の弁護士が所属する事務所の規模との間で有意な差が見られた。しかし、在籍法科大学院によって、刑事弁護に費やした時間割合に違いがあるかを確認したところ、有意差は見られなかった。つまり、どの法科大学院に在籍したかといった学歴変数は、刑事弁護に従事するかどうかとは統計的には有意

⁷⁷ 東京大学法科大学院の在籍の有無によって課税所得にちがいがああるかを t 検定により確認した結果は、 $t=1.943$, $df=511$, $p=.053$ 、同様に予備試験合格の有無によって課税所得に違いがあるかを t 検定によって確認した結果は、 $t=.830$, $df=511$, $p=.407$ であり、ともに統計的に有意な差が見られなかった。

な関連はないということである。

以上で検討したことをまとめると、日本において所得を規定する要因としては、年齢や性別、事務所規模があり、出身大学や出身法科大学院は所得を規定する要因にはなっていない。弁護士界の階層分化の兆しがあるとしても、それは現時点では、アメリカほどには出身学歴によって規定されているわけではないように思われる。

日本には、シカゴ研究でエリート・ロースクールと呼ばれているものに相当する大学あるいは法科大学院は、まだ現れていないということになるであろう。しかし、大規模事務所に就職するのではないかと目される東京大学や東京大学法科大学院の出身者あるいは予備試験合格者の中にも所得の低い者がいる。彼らはどういう属性のものなのか、そしてなぜ日本では学歴変数が強く働かないのか。このことを明らかにすることが、今後、必要である。

2. 弁護士の職業満足とその規定要因

弁護士の職業満足とその規定要因についてみてみよう。日本の弁護士の職業満足の概況については、62期、67期の弁護士について検討されてきた⁷⁸。それによって得られた知見は、おおむね次のとおりである。大半の弁護士は自分の職業に満足している。そして所得が高くなるにつれ職業満足も高くなる。また、女性は男性と比べて所得が低いにもかかわらず、満足度については男性と変わらないという結果になっていた。

女性の方が所得が低いにもかかわらず、満足度が低くないという現象については、日本の弁護士に限った現象ではない。野崎華代は、日本において一般に女性の方が男性よりも満足度が高いことについて、「正規雇用者、既婚者、39歳以上の女性では、労働に対する期待が低く、「仕事に就く」という

⁷⁸ 宮澤ほか（前掲注72）を参照。

ことだけで高い満足を得ている、もしくは、満足度の低い女性は労働市場から退出している可能性を示唆する」とともに、「仕事満足度の高さは、結婚しても仕事を続けることが出来た女性に現れている」とも考えられるという⁷⁹。われわれの調査している弁護士の場合、62期弁護士第1回調査や67期弁護士第1回調査でも、女性弁護士の満足度が十分に高いのであるから、「満足度の低い女性は「労働市場から退出」の可能性は薄い。だが、結婚して仕事を続けている女性の満足度が高いのではないか」という仮説は、弁護士研究においても参考になり得る。

次に、日本人の職業満足度の規定要因に関する先行研究を検討しよう。西久美子と荒牧央は、国際比較により、職場の人間関係や仕事に対する誇りが満足度と正の相関を持ち、仕事のストレスを感じる者が多いことが仕事に対する満足度と負の相関を持っていることを指摘する⁸⁰。弁護士の場合、弁護士業務に誇りを持ち単独事務所であれば、満足が高くなることになろう。丸茂雄一は、パス解析により、身近な空間における満足度が職業満足度に影響していること、居住地域や年齢によっては、生活水準が職業満足に影響し得ることを明らかにしている⁸¹。弁護士の満足度研究においても、居住地域がインパクトを持つ可能性がある。

また、男性のみを対象としたものであるが、大藪陽子は、男性では20歳代で満足度が高く、結婚はそれをさらに高めるが、子供がいることは20歳代では満足度の低下につながることで、30歳代、40歳代では年収が満足度に繋がることを明らかにしている⁸²。女性のみを対象とした研究では、女性医師につ

⁷⁹ 野崎華代「日本における仕事満足度と性差」生活経済学研究第32号（2010年）33～48頁。

⁸⁰ 西久美子・荒牧央「仕事の満足度が低い日本人－ISSP 国際比較「職業意識」から」放送研究と調査第59巻6号（2009年）28頁。

⁸¹ 丸茂雄一「日本人の職業満足度の決定要因」ソーシャル・ウェルビーイング研究論集第5号（2019年）。

⁸² 大藪陽子「男性の職業満足度に関する実証研究」城西現代政策研究第10巻1号（2017年）

いてであるが、結婚や出産が職業満足度を高めるという研究もある⁸³。ともに弁護士の満足度においても当てはまるのか検証しやすい知見である。

また、法科大学院教育における社会人経験の意義について検討した小山治は、弁護士の職業満足度についてロジスティック回帰分析により分析し、所得や年齢には正の効果があるが、実家の蔵書数や弁護士経験年数は負の効果を持っている、また社会人経験は有意な効果を持たないと論じている⁸⁴。

以上の先行研究の知見を参考に、本章では、弁護士の性別、年齢、婚姻の有無、弁護士経験年数、所得を独立変数に入れる。なお、居住地域や友人関係については、我々は調査していないので、検討に入れることはしない。我々の今回の調査では、弁護士業務の主たる業務分野について、費やしている時間割合について尋ねていることから、これらについても独立変数に加えて分析を行った。その結果が、[表5-3]である。

我々の今回のデータをもとに、性別と配偶者の有無の交互作用を考慮しない分析 (Model 1) では、性別の違いは満足度に影響を及ぼしていないかった。そして、配偶者の有無については、配偶者のいる方が満足度が高かった。また、刑事弁護に費やす時間割合が高くなると、満足度が低下する傾向が見られた。だが、性別と配偶者の有無との交互作用を考慮した分析 (Model 2) では⁸⁵、女性であること、配偶者がいることは満足度を有意に高める要因となっており、女性で配偶者がいる場合には満足度が低下する傾向が見られた。また刑事弁護に費やす時間割合も、その割合が高くなると、満足度が低下す

⁸³ 野村恭子・山崎由花・鶴ヶ野しのぶ・丸井英二・矢野栄二「結婚・出産が女性医師の職業満足度へ与える影響—2 大学医学部同窓会調査より」医学教育第42巻4号 (2011年) 209～215頁。

⁸⁴ 小山治「法科大学院修了者において社会人経験はどのような意義があるか—所得、仕事満足度、能力アイデンティティに注目して」琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要第9号 (2015年) 41頁。

⁸⁵ 重回帰分析において交互作用項を考慮する手法については、前田和寛「重回帰分析の応用的手法—交互作用項ならびに統制変数を含む分析」比治山大学短期大学部紀要第43号 (2008年) を参照。

る傾向が見られた。所得が上昇すると満足度も上昇していたが、労働時間や所属会、出身大学などの変数はいずれも、満足度に対して有意な影響を持っていなかった。

ところで、[表5-3]の分析は、旧試験で合格した者も、法科大学院を修了したり予備試験合格を経て新試験で合格した者も、すべて合算したうえでの分析である。では、新試験合格者に絞った場合にはどうなるのだろうか。新試験合格者の場合には、出身大学よりも出身法科大学院がどこであるのか、あるいは予備試験合格により司法試験受験資格を得たのかどうかの方が、その後の満足度等に大きな影響を及ぼしていることも考えられる。そこで、対象を新試験合格者に絞り、学歴を法科大学院、予備試験にして、ステップワ

表5-3 全般的満足度の規定因に関する重回帰分析

	Model 1				Model 2			
	非標準化係数		標準化係数		非標準化係数		標準化係数	
	B	標準誤差	ベータ	有意確率	B	標準誤差	ベータ	有意確率
(定数)	2.514	0.391		0.000	2.509	0.390		0.000
Q42 性別	0.156	0.104	0.060	0.134	0.419	0.180	0.160	0.020
Q37 配偶者の有無	0.147	0.095	0.062	0.123	0.240	0.109	0.102	0.027
Q42 性別=女性*Q37 配偶者の有無=有					-0.396	0.222	-0.126	0.074
Q43 年齢	0.001	0.004	0.007	0.862	0.000	0.004	-0.002	0.963
Q9 労働時間	-0.005	0.003	-0.077	0.057	-0.006	0.003	-0.087	0.033
Q33 課税所得(対数)	0.165	0.042	0.166	0.000	0.164	0.042	0.166	0.000
事務所規模	0.000	0.001	-0.019	0.655	0.000	0.001	-0.022	0.620
所属会：東京3会	0.015	0.100	0.007	0.881	0.024	0.100	0.012	0.808
所属会：大阪	0.080	0.133	0.026	0.546	0.081	0.132	0.026	0.540
所属会：その他の高裁所在地	-0.098	0.119	-0.036	0.409	-0.098	0.119	-0.036	0.407
Q11 (1)業務時間割合(民事・行政 個人)	0.000	0.002	0.004	0.938	0.000	0.002	0.007	0.898
Q11 (3)業務時間割合(民事・行政 大企業)	0.002	0.002	0.051	0.381	0.002	0.002	0.053	0.367
Q11 業務時間割合(刑事国選+私選)	-0.002	0.003	-0.027	0.541	-0.002	0.003	-0.032	0.478
Q45 東大在籍経験	0.130	0.135	0.044	0.335	0.138	0.135	0.046	0.307
Q45 早稲田在籍経験	0.115	0.134	0.037	0.395	0.107	0.134	0.034	0.428
Q45 京大在籍経験	0.038	0.138	0.012	0.783	0.052	0.138	0.016	0.707
Q45 中央大在籍経験	0.006	0.134	0.002	0.963	0.020	0.134	0.006	0.880
Q45 慶應在籍経験	-0.234	0.167	-0.059	0.163	-0.246	0.167	-0.062	0.141
Q45 旧帝大一橋神戸在籍経験	0.069	0.118	0.025	0.561	0.070	0.118	0.026	0.551

F 値 = 2.227, p = .003, Adjusted R² = .032

F 値 = 2.140, p = .001, Adjusted R² = .035

イズ法により分析した結果が [表5-4] になる。

表5-4 全般的満足度の規定因に関する重回帰分析（新司法試験）

	非標準化係数		標準化係数	有意確率
	B	標準誤差	ベータ	
(定数)	2.736	0.451		0.000
Q42 性別	0.549	0.202	0.210	0.007
Q42 性別 = 男性 * Q37 配偶者の有無 = 有	0.229	0.123	0.111	0.063
Q42 性別 = 女性 * Q37 配偶者の有無 = 有	-0.203	0.229	-0.062	0.375
Q9 労働時間	-0.009	0.003	-0.127	0.009
Q33 課税所得（対数）	0.187	0.062	0.151	0.003
Q11 (1)業務時間割合（民事・行政 個人）	-0.004	0.002	-0.110	0.022

F 値 = 5.054, p = .000, Adjusted R² = .053

新試験合格者に絞って分析しても、学歴変数や事務所規模などの変数はほとんど排除されてしまい、結果として [表5-3] と大差ない結果になった。とは言え、調整済み決定係数は0.053であるから、このモデルは満足度をほとんど何も説明できていない。

このように弁護士の満足度の規定要因が明確にならない理由の一つは、満足度が特定の因子と直線的な相関関係にない可能性が考えられる。その一端を示すのが、刑事弁護に費やす時間割合と満足度とのクロス表 [表5-5] である。このクロス表によれば、刑事弁護に費やす時間割合が0%～24%の層では、時間割合が多くなるにつれて、「非常に満足」の割合が低下している。だが、25%以上の層では再び、「非常に満足」の割合は増加している。また、刑事弁護に費やす時間割合が50%以上の層では、「非常に満足」だけでなく「やや不満」「非常に不満」と回答した割合も増加しており、満足度の高い層と低い層とに分化していることが見て取れる。つまり、刑事弁護に費やす時間割合が増加すれば、全般的満足度は減少してゆくという直線的な関係にはないということである。そして、直線回帰では、変数間のこうした関係については明らかにすることはできない。

表5-5 Q11刑事弁護（国選＋私選）に費やす時間割合とQ34全般的満足度とのクロス表

		Q34 弁護士としての全般的満足度					合計
		非常に不満	やや不満	どちらとも いえない	やや満足	非常に満足	
0%	度数	4	35	70	158	62	329
	%	1.2%	10.6%	21.3%	48.0%	18.8%	100.0%
1～9%	度数	5	18	32	68	16	139
	%	3.6%	12.9%	23.0%	48.9%	11.5%	100.0%
10～24%	度数	12	52	94	127	30	315
	%	3.8%	16.5%	29.8%	40.3%	9.5%	100.0%
25～49%	度数	5	11	30	45	12	103
	%	4.9%	10.7%	29.1%	43.7%	11.7%	100.0%
50～100%	度数	3	6	5	10	4	28
	%	10.7%	21.4%	17.9%	35.7%	14.3%	100.0%
計	度数	29	122	231	408	124	914
	%	3.2%	13.3%	25.3%	44.6%	13.6%	100.0%

Fisher の正確確率検定（両側） $p = .001$, Cramer's $V = 0.101$

このように満足度にインパクトを持つと考えられるものの、満足度との間に直線的な相関関係はない変数をどのように考慮しつつ、多変量解析によって全般的満足度の規定要因を検討することが、今後、必要である。

3. 将来に対する不安の規定要因について

弁護士の将来不安については、満足度と同様に、62期、67期弁護士調査において、分析がなされている⁸⁶。いずれの調査においても、所得と将来不安とは反比例しており、所得や満足度が高くなるにつれ将来不安を感じる割合が低下する。だが、大抵の弁護士は将来不安を感じているという点で共通していた。

新試験になって以降、弁護士に占める女性の割合が増加している。例えば

⁸⁶ 62期調査、67期調査における将来不安の結果については、前掲注72を参照のこと。

2000年の時点では弁護士に占める女性の割合は8.9%に過ぎなかったが、2020年には19.0%になっているという具合である⁸⁷。日本社会において、家事や育児の負担は、多くを女性が担っていることから考えるならば、将来不安も女性の方がより多く感じている可能性がある。

また、現在、以前よりはその増加数が低くなったとはいえ、弁護士人口が毎年1,000人以上増加を続けており、弁護士間の競争はかつてよりも激しくなっている可能性がある。そうであれば、個人事務所や中小規模の事務所の弁護士は、そうでない弁護士よりも将来に対する不安を強く感じていることも考えられる。

さらに、これまでの研究の知見により、満足度と将来不安との間には相関関係がみられることから、これも独立変数として検討する。今回の我々の調査では、職業について全般的満足度だけではなく、職業満足を複数の領域に分けて尋ねてもいる。弁護士の感じる満足度の内容も多様である可能性があるため、これら複数の領域の個別満足度から合成した満足度の変数を抽出し、これを分析に用いよう。そのため主成分分析を行った。その結果は〔表5-6〕である。

主成分は2つ抽出された。第1主成分では、全ての項目が同じ方向に働いていて、その値も大きい。とりわけ「社会的責任のある仕事」「資格がないと出来ない仕事」「社会的地位の高さ」といった項目の得点が高いことから、弁護士であること自体への満足を表していると思われる。第2主成分は、「収入や給与の高さ」「経済的地位の高さ」への満足が正になっているのに対し、「社会的弱者・少数者のために働く」「自由独立した仕事ができる」「性別平等に仕事ができる」などの項目でマイナスになっていることから、経済的な満足を表していると思われる。

⁸⁷ 日本弁護士連合会編『弁護士白書2020年版』（2021年）44頁を参照。

表5-6 Q35 (1) ~ (10) 満足度の主成分分析

	第1主成分	第2主成分
Q35 (6) 社会的責任ある仕事をする事への満足度	0.801	-0.160
Q35 (9) 弁護士資格がないとできない仕事ができることへの満足度	0.775	-0.289
Q35 (4) 社会的地位の高さへの満足度	0.766	0.289
Q35 (8) 自由独立した仕事ができることへの満足度	0.737	-0.348
Q35 (3) 日常従事業務の内容への満足度	0.710	0.166
Q35 (7) 社会的弱者・少数者のための仕事をする事への満足度	0.690	-0.372
Q35 (5) 経済的地位の高さへの満足度	0.643	0.597
Q35 (2) 労働時間管理の自由度への満足度	0.601	-0.092
Q35 (10) 性別平等に仕事ができることへの満足度	0.506	-0.267
Q35 (1) 弁護士としての収入・給与への満足度	0.526	0.631
固有値	4.659	1.314
累積説明率	46.590	59.729

個別満足度から抽出した2つの主成分について、全般的満足度との相関係数を見たところ、それぞれ.495と.395であり1%水準で有意であった。しかし、これら2つの抽出した満足度の変数間は無相関であるから、弁護士の全般的満足は、2つの要素から構成されていることになる。そこで、将来不安の分析に際しては、この2つの変数を用いることにしよう。

こうしたことをもとに、将来不安の規定因について重回帰分析を行った結果が[表5-7]になる。将来不安に影響を及ぼすのではないかと考えたほとんどの変数は排除され、残されたのは、10個の個別満足から抽出した2つの満足度、年齢、配偶者の有無(10%有意の場合)と民事個人に割く時間割合(10%有意の場合)であった。すなわち、弁護士であることへの満足も経済的満足も、年齢も、いずれも高いほど、将来不安が小さかった。そして、配偶者のいる方が、民事個人に割く時間割合の高い方が、将来不安が高くなる傾向がみられた。

年齢が高いほど将来不安が小さいのは、引退までの時間が短いためであろう。配偶者がいる者は家庭を支える必要があり、民事個人に割く時間割合が

表5-7 将来不安の規定因に関する重回帰分析

	非標準化係数		標準化係数	
	B	標準誤差	ベータ	有意確率
(定数)	3.554	0.408		0.000
Q42 性別	-0.003	0.110	-0.001	0.979
Q37 配偶者の有無	0.193	0.100	0.080	0.053
Q43 年齢	-0.009	0.004	-0.095	0.030
課税所得 (対数)	0.019	0.042	0.021	0.644
所属会：東京3会	0.041	0.132	0.020	0.755
所属会：大阪	-0.094	0.161	-0.030	0.558
所属会：高裁不所在地	0.012	0.126	0.005	0.926
Q9 労働時間	-0.003	0.003	-0.044	0.292
事務所規模	0.000	0.001	-0.014	0.751
Q11 (1)業務時間割合(民事・行政 個人)	0.003	0.002	0.096	0.095
Q11 (3)業務時間割合(民事・行政 大企業)	0.003	0.002	0.068	0.257
Q11 業務時間割合 (刑事国選+私選)	0.003	0.003	0.043	0.345
Q24 無罪判決件数	0.008	0.056	0.006	0.880
Q45 東大在籍経験	-0.086	0.138	-0.029	0.535
Q45 早稲田在籍経験	0.047	0.145	0.014	0.744
Q45 京大在籍経験	0.149	0.144	0.045	0.301
Q45 中央大在籍経験	0.182	0.143	0.055	0.203
Q45 慶應在籍経験	-0.158	0.171	-0.040	0.356
Q45 旧帝大一橋神戸在籍経験	0.007	0.122	0.003	0.951
弁護士であることの満足(個別満足第1主成分)	-0.302	0.041	-0.301	0.000
経済的満足(個別満足第2主成分)	-0.148	0.043	-0.144	0.001

F 値 = 4.201, p = .000, Adjusted R² = .107

高いということは、安定したりリピート顧客が少ないことを意味し、弁護士人口増加のもと、弁護士間の競争が激化すると考えて不安を感じた可能性がある。ただ、これも満足度の場合と同様、調整済みの決定係数が非常に低く、ここで検討した以外の要因が大きく影響している可能性がある。

4. おわりに

本章では、弁護士の経済的状況、満足感、不安感について多変量解析の手

法を用いて検討してきた。その結果得られた知見と課題については、各節の最後にまとめた通りである。

刑事弁護に力を注いでいることは、民事大企業に多くの時間を費やすことや、学歴をはじめとする他の多くの変数と同様、所得にも満足度にも将来不安にも有意なインパクトを持っていなかった。

しかしながら、例えば東京大学法科大学院出身であったり、予備試験に合格して司法試験受験資格を得た者であっても、所得が高くない者もいる。彼らがどういった属性を持つ者で、どういった業務に主として従事しているのか。また、満足度や将来不安の大小に大きなインパクトを持つ変数は一体何なのか。こうした点について子細に検討することが、今後の課題である。

(上石圭一)

第6章 刑事弁護の「意義」は共有され続けるか

— 刑事弁護実務の視点から —

1. はじめに

1980年代、死刑再審4事件⁸⁸を始めとする冤罪事件の衝撃は、弁護士会の当番弁護士の取組みへと繋がり、この活動は、2006年、被疑者国選弁護制度の創設に結実した。被疑者弁護の活性化は、国家賠償請求訴訟を通じた接見交通権（刑訴法39条1項）の実質化、取り調べの可視化を求める運動など、大きなうねりを産んだ。刑事弁護は、たとえ経済的には報われなくとも、その社会的意義から、弁護士が総力をあげて取り組むべき課題としての地位を確立した。

この刑事弁護の位置付けは、将来的にも弁護士層に共有され、刑事弁護の

⁸⁸ 免田事件、財田川事件、島田事件、松山事件。

活性化や質の向上に繋がっていくのか。本稿では、今回の調査結果を踏まえ、刑事弁護活動の活性化や質の向上のために、どのような方策が有効かについて検討したい。

2. 刑事弁護の業務特性等

(1) 刑事弁護の業務としての特性

被疑者国選弁護の拡大や、裁判員裁判の導入、2016年の刑訴法改正による取調べの可視化の一部導入など、近年も、刑事弁護に関する制度改革は一定程度なされている。しかし、「2010年経済基盤調査」がなされた2010年以降、刑事弁護の業務特性自体に目立った変化はなかった。

依然として、刑事裁判における高い有罪率は維持されている⁸⁹。改善傾向は見られるものの、人質司法ともいわれる高い勾留率に現れる身体拘束の状況も大きく改善されたとは言い難い⁹⁰。すなわち、依頼者が身体を拘束されている状況のもとで、身体拘束期間中という限られた時間内の被疑者弁護が奏功するのでなければ、刑事弁護活動の成果を出すことが困難な状況は継続している。

このことは、刑事弁護活動に従事しようとする場合、業務時間や業務内容の予測やコントロールが極めて困難であることを意味する。刑事弁護については、本来、業務の効率化や省力化によって、収益性をあげることは性質上困難である。このような業務上の特性は、例えば出産・育児等のライフイベ

⁸⁹ 司法統計によると、令和元年度の地方裁判所における事件総数は67,220件であり、無罪は104件であった。https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/451/011451.pdf (2021年6月22日閲覧)。

⁹⁰ 勾留請求率は、2000年以降90%台前半で推移している。『犯罪白書 令和2年版』参照 (http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_2_2_3_0.html、2021年6月10日閲覧)。なお、2019年の勾留請求却下率は5.2%であり、勾留請求却下率は上昇傾向とはいうものの、勾留請求認容率が9割を超える状況が継続している。

ントを迎えた弁護士⁹¹や、継続的な業務によりある程度決まった時間に執務することが求められる弁護士が、刑事弁護の担い手となることを困難にしている。新試験グループについて、事務所規模が大きいこと、所属弁護士会が東京であることが刑事弁護の比率を下げる要因になっているとする本調査結果⁹²は、このような業務特性と関連すると推測される⁹³。そして、上述の有罪率の高さや、身体拘束率の高さが解消されなければ、担い手が限定される状況もまた解消されないであろう。

(2) 「刑事分野」として、被害者支援を含めた分析・検討は有効か

本調査では、「刑事分野」に被害者支援を含めた検討が試みられている。この点については、刑事弁護・少年付添と、被害者支援とでは、業務の特性上の隔たりがあまりに大きく、同一分野に分類して分析検討することには限界があるように思われる⁹⁴。

まず、刑事弁護や少年付添には、(1)で指摘したような、業務時間や業務内容の予測や業務コントロールが困難であるという共通の特徴がある。また、刑事弁護や少年付添に従事する弁護士には、依頼者の利益を超える価値として、「手続そのものの公正性」の担い手⁹⁵としての役割があるとの認識が共有されている。これに対して、被害者支援は、依頼者が身体拘束等されて

⁹¹ 本稿第4章(畑執筆)51頁参照。刑事弁護に従事するかどうかについて、有意な性差が認められた。

⁹² 本稿第1章(武士俣執筆)16頁の[表1-12]参照。

⁹³ 新試験グループには自由に業務内容を決定できる立場にある者が相対的に少ないことも理由として考えられる。

⁹⁴ 本稿第1章(武士俣執筆)17頁の[図1]参照。刑事分野といっても刑事弁護と少年付添は一つのクラスタとして密接に結びついているが、犯罪被害者支援はそこから離れている。

⁹⁵ 弁護人の役割に関しては真実義務と誠実義務のいずれを中心に考えるべきかについて争いがあるが、いずれもその役割を通して手続の公正が実現されるという共通認識はあるといえよう。村岡啓一「刑事弁護人は『正義の門番』か?—ABA 弁護士業務模範規則改正の我が国への影響—」一橋論叢129巻4号(2003年)412頁参照。

いる事情は生じ得ず、業務時間や業務内容の予測やコントロールは相対的に容易である。そして、最も重視されるのは依頼者の心情や意向を手続きに反映させることであり⁹⁶、調査結果にも一部現れているように⁹⁷個人民事事件との性質の共通性を見いだすことができよう。

そうすると、業務特性や、これを支える理念に大きな隔たりのある被害者支援という分野を同じ刑事分野として分析・検討を継続することには、今後困難が生じるようにも思われる。

（3）刑事弁護の質の確保の要請

刑事弁護分野において、刑事弁護の質をどのように確保するかは、刑事弁護を担う弁護士や弁護士会から、重要な課題として認識されている。刑事弁護は、1990年代、当番弁護士制度の発足がなされた時期の、プロボノ的活動としてできるだけ多くの参加を促進する段階から、2006年の被疑者国選弁護制度の創設等による一定程度弁護士が参入したことを受けた弁護活動の平準化の段階を経て、弁護活動の質的向上が目指される段階に入った。

この流れは、例えば、刑事事件を扱う弁護士を主たる購読層として想定する、「季刊刑事弁護」や関連書籍にも現れている。「季刊刑事弁護」は、1995年に創刊された。2001年、多くの弁護士を担い手として定着させようとする時期には「刑事弁護を始めよう」という特集が組まれている⁹⁸。その後、2008年には、同誌で蓄積された様々な場面における刑事弁護における具体的対応をまとめたひとつの集大成として、関連書籍「刑事弁護ビギナーズ」が発刊された。このころが平準化の時期である。そして、2009年の裁判員制度の導

⁹⁶ 現行の被害者参加制度は、二当事者対立構造の枠組みを組み替えるものではないと理解されている。

⁹⁷ 本稿第1章（武士俣執筆）17頁の〔図1〕参照。

⁹⁸ 季刊刑事弁護第28号（2001年）15-68頁。

入は、専門化・高度化の契機のひとつとなり、研修の義務化の流れが顕著となった⁹⁹。

少なくとも、近年は、全体的に見て、担い手を積極的に拡大していこうとする方向に動いているとは言えない。むしろ、現状維持、あるいは、刑事弁護の担い手を一定の専門性を有する弁護士に限定しようとする方向性が強くなっているように思われる¹⁰⁰。

(4) なぜ評価制度が求められるのか

国選弁護の質的評価の制度化に対して6割以上が賛成している¹⁰¹という本調査結果の原因は何か。

そもそも、刑事弁護の成果は、「結果」では評価し難いという側面を持つ。捜査段階の刑事弁護は、例えば不起訴という結果だったとしても、事件そのものの当然の帰結であったかどうかを客観的に判断することは困難である¹⁰²。公判段階における高い有罪率は、どれだけ努力しても目に見える結果には結びつかないということにもなり、活動を正当に評価してほしいという要望があるのは当然であるといえよう。

もっとも、評価制度を求める理由が、活動に見合う報酬の観点からなのか、弁護活動の質的担保の観点からなのかでは、意味合いが異なるであろう。

弁護活動の質的担保のために評価を求める場合には問題は少ないだろう。しかし、活動の質に見合う報酬を得るための評価制度だとすれば、懸念が生じる。現状、国選弁護の報酬算定は、接見回数等の形式的根拠によってなさ

⁹⁹ 本稿第4章(畑執筆)63頁参照。研修の義務化についての賛否は分かれている。

¹⁰⁰ 弁護士会の義務研修等は、最低限の質の維持を主目的とすることが多く、高度な弁護活動を広める研修とは意味合いが異なる。

¹⁰¹ 本稿第4章(畑執筆)64頁参照。

¹⁰² このような事情は、実は、自白事件であっても収益性をあげるスキームが成立する前提ともなる。

れる。このことは、活動の質の高さは問題とならないことを意味する。しかし、「質」を国が評価することにはリスクがある。国が弁護活動の質の良し悪しを判断することは、国にとっての利益、例えば効率的な事件処理などの利益、を優先させて「質」を評価し、弁護活動を変質させる可能性があるからである。だからこそ報酬算定根拠は、あえて形式的に審査できる事項に設定されたという経緯がある。このような経緯を意識せず、国選弁護活動の質の評価を求めるならば、依頼者のための弁護活動の質は低下する結果をもたらすおそれがある。

3. 刑事弁護の相対的地位の低下の意味するものとは

(1) 刑事弁護の相対的地位の低下

本調査結果では、刑事弁護の相対的地位の低下が見られた¹⁰³。

2009年の裁判員裁判の導入後、刑事弁護の領域における制度の変革は、既存の制度の拡大や質的向上を目指す動きにとどまっている。2016年刑訴法改正により、裁判員裁判対象事件・検察官独自捜査事件への取調べの可視化や被疑者国選の全勾留事件への拡大が実現した。これらは刑事弁護の領域における重要な課題についての一定の成果ではあったものの、2006年の被疑者国選弁護制度の創設などと比較すれば、課題としての重要性は相対的に低いと捉えられうるものである。このことが、刑事弁護分野の地位の相対的低下という本調査結果と結びついているように思われる。

(2) 意義ランクと収益性ランクとの相関

調査結果では、意義評価及び尊敬度評価と収益性評価との間に高い負の相関が認められている¹⁰⁴。

¹⁰³ 本稿第2章（久保山執筆）21頁の〔表2-1〕参照。

¹⁰⁴ 本稿第2章（久保山執筆）31頁の〔表2-11〕参照。

そもそも、弁護士の活動は、その全てが、社会的意義を容易に説明できるものである¹⁰⁵。社会にとっての効用という視点からすれば、どの活動も重要であるといえ、逆にいえばこの視点からは差がつくことはない。そのため、「社会的意義」を問われ、それぞれに社会的意義を見いだすことが可能な弁護士の活動に差異を見出そうとした場合には、個人的利益に還元できない、個人的利益を「犠牲」にするような活動かどうかという思考方法をとる可能性がある。そのことが、収益性と意義ランクとを結びつけている可能性がある。

本調査結果では、刑事弁護の収益性ランクが他業務分野との比較では上昇していないのに、意義ランクが下降している¹⁰⁶。この結果からは、収益性との関連での相対的評価の低下ではない、別の原因による相対的低下が生じているようにも思える。

もっとも、収益性が他分野と比較して高いと言えないとしても、刑事分野での収益性は、実は相対的に高まっていると評価できる。すなわち、2009年5月21日から裁判員制度が開始され、対象事件の国選報酬金額は、通常事件より高額である。また、私選の場合通常刑事事件についても、接見回数に応じた報酬設定や、従前は報酬発生事由とはしてこなかった事由を報酬発生要件とすること（量刑が求刑の8割程度となったこと）などにより、収益性の一定程度の向上を実現するスキーム（以下「収益性獲得スキーム」という。）が登場している。これは、他分野を追い抜くほどではなくとも、刑事分野の収益性が上がったと評価しうる事情のひとつであるといえ、収益性と意義との結びつきと矛盾なく説明できるように思われる。

¹⁰⁵ いずれの業務分野も意義評価は高い数値を示す（同上）。

¹⁰⁶ 本稿第2章（久保山執筆）21頁の〔表2-1〕参照。

4. 刑事分野における活動状況の詳細と将来展望

(1) 将来的な担い手の確保の問題

現状、法曹志望者は減少傾向である¹⁰⁷。これに加え、刑事弁護とは、そもそもその意義が一般に理解されにくい。収益性が上がることは、刑事分野への参入を促すこととなり、また、刑事弁護分野で十分な活動がなされるために必要である一方、「悪い奴らに味方して金を儲ける」イメージが生まれることにもなりかねず、刑事弁護の相対的地位が一層低くなる可能性は否定できない。しかも、他分野と比較した収益性の低さが解消される見込みが現時点ではない。

また、調査結果によると、刑事弁護には、前職経験者が携わる傾向がある¹⁰⁸が、法科大学院への社会人の入学者も減少傾向であり¹⁰⁹、担い手として期待できる層が、法曹を目指さなくなっている可能性がある。

地域によって異なるが、現状、刑事弁護の担い手が著しく不足しているままではいえない状況との受け止めは広がっている。しかし、将来においてもこの状況が維持されるかについては、検討する必要がある。本調査結果から得られる一つの示唆は、刑事弁護の担い手確保の観点からは、刑事弁護の意義に関する教育を早期に開始し、法曹養成プロセスにおいて継続的に実施する必要性が高いということではなかろうか。

5. 「刑事弁護」の進むべき道とは

本調査では、刑事分野に割く時間割合が高い者の満足度が二極化している

¹⁰⁷ ピーク時には7万人を超えた法科大学院志願者数は2007年度から減少し始め、2016年度以降は8000人から9000人前後である（『弁護士白書 2020年版』（<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2020/1-3-1.pdf>，2021年6月25日閲覧））。

¹⁰⁸ 本稿第3章（上石執筆）44頁の〔表3-3〕、並びに「第1報」22頁も参照。

¹⁰⁹ 法科大学院への2020年度の社会人入学者は333名である。なお、2004年度は2792名であった（前掲注107）。

という結果が示されている¹¹⁰。

では、刑事分野に割く時間割合が高い者の満足度の二極化とは何を意味するのか。考えられる理由のひとつとして、全体的な収入が低く、国選報酬等が重要な収入源と位置付けられる場合が考えられる。収入に対する不満足が、反映されている可能性である。

もうひとつの原因として考えられるのが、刑事弁護の収益性獲得スキームの影響である。上述のように、刑事弁護は、客観的「成果」が見えにくい性質がある。そうすると、収益性を高めようと考えた場合、定型的な弁護活動や、場合によっては当然と思われる結果に対して、報酬が発生する報酬体系を作成する方法が考えられる。逆に言えば、報酬が発生する活動を越える工夫や努力は、収益性の向上とは逆行するために、放棄される可能性がある。

これは、弁護活動を形式的・定型的なものであると捉えることによる満足度の低下をもたらすであろう。また、刑事弁護に知識・技能を要するかという点について消極に解する結果をももたらすだろう¹¹¹。それだけではなく、弁護活動の質の二極化を生じさせる可能性もはらむ。また、収益性の相対的な上昇は、すでに検討したように、収益性と負の相関関係を持つ意義の評価の低下につながる変化にもなりうる。加えて、収益性を重視した、私選の弁護活動については、その質の低下に弁護士会は介入困難であり、最低限の質を維持する方策も乏しい。収益性獲得スキームが一般化することは、刑事弁護に参入しようとする者を増加させるかもしれないが、同時に刑事弁護活動の質の低下にも繋がりうる。質が高いとはいえない活動が広くなされるよう

¹¹⁰ 本稿第5章（上石執筆）77頁の〔表5-5〕。

¹¹¹ 本稿第2章（久保山執筆）21頁の〔表2-1〕参照。刑事弁護の難易度評価の相対的低下は、マニュアルなどの平準化の努力の結果であるとともに、定型的な活動を越える創意工夫に基づく活動が活発でない可能性も示唆する。本稿第3章（上石執筆）39頁の〔表3-2〕に関連して言及されている、ネット集客型事務所の刑事弁護に費やす時間が50%以上弁護士のインタビュー結果も参照。

になれば、刑事弁護の意義の相対的低下に拍車がかかりかねない。

刑事弁護の、もともと担い手が限定されるという性質、そして、相対的地位の低下は、将来的に、刑事分野の課題が弁護士会が全体として取り組むべき課題と認められない状況を生み出す可能性がある。最低限の法制度の整備がなされたという評価は、他領域に対する刑事弁護の「優位性」を将来的に維持していくことを困難とする。また、刑事弁護は本質的に権力との対立関係にある。この領域の活動を選択するには、原動力となる信念や理念による支えが不可欠であり、何らの前提知識等なく、その社会的意義を認めて参入しようとするような領域ではない。仮に収益性獲得スキームなどによる収益性の向上により、担い手が不足しなかったとしても、このようなスキームのもとでの刑事弁護活動の質には不安が残る。そして何より、刑事弁護の担い手をさらに絞り込み、専門化や高度化を極端に推し進めることは、現在弁護士である以上、当然と思われるような共通認識、刑事弁護人の存在意義についての共通認識を失わせる可能性がある。

このような状況に照らせば、担い手を限定していく方向性だけが、より良い刑事弁護の未来を形作るとは言い切れないように思われる。今後も引き続き、担い手を確保するための働きかけを広く行っていくことが必須であり、その中で質をどのように確保するかを検討すべきではなからうか。

(高平奇恵)

第7章 弁護士業務全体の視点からみた刑事弁護の位置付け

「収益性」が低く、「知的・技能的難易度」が高度ではなく、「社会的意義」も評価されず、同輩たる弁護士たちからの「尊敬度」も十分に得られないという弁護士の業務分野が仮にあるとすれば（その徴候が現れているのであれば）、そのような業務分野の訴求力の低下は免れない。

しかし、そのことにより、その業務分野において司法へのアクセスが阻害されるようになれば、あるいは熱心とはいえない上辺だけのリーガルサービスが提供されるようになれば、弁護士の独占的地位に対する批判が生じ、弁護士業はその正当性の危機に直面することになる。

弁護士業務全体の視点からは、刑事弁護を含む弁護士の各業務に対する「収益性」、「知的・技能的難易度」、「社会的意義」、そして（今般の「2020年全国弁護士ウェブ調査」で試みた）「尊敬度」に関する各指標について、時点を異にして継続的に調査を行い、弁護士の各業務に対する評価の現状と課題を明らかにしていく必要がある。

1. 刑事弁護の高揚期に行われた「2010年経済基盤調査」

「2010年経済基盤調査」¹¹²は、計39の各業務分野の評価を行うに際して、先行するアメリカのシカゴ弁護士調査¹¹³で採用されていた、「知的難易度」評価を「知的・技能的難易度」評価とし、これに「収益性」評価及び「社会的意義」評価を加えて計3つの指標を使って調査をしており、調査分析の結果、「一目瞭然で、社会的意義が大きく、知的技術的難易度が高く、収益性が高いという3つの切り口で考えると、その3つを満足させる分野はない」ということが明らかにされた¹¹⁴。

「2010年経済基盤調査」において、「収益性」及び「知的・技能的難易度」の両者において1位となった業務分野は、合併・買収であった一方、「社会的意義」において、合併・買収は、39分野中30位の下位であった。このことは、合併・買収の実務において、経済的及び知的・技能的満足を得られるが、実務と社会的価値との間の分裂に陥りやすいことを意味する。

¹¹² 前掲注8。

¹¹³ ジョン・P・ハインツ他（宮澤節生監訳）・前掲注68。

¹¹⁴ 日本弁護士連合会（前掲注8）194頁。

他方、「2010年経済基盤調査」において、「社会的意義」において1位となったのは刑事弁護であったが、「収益性」は低く39分野中31位の下位であり、「知的・技能的難易度」は中位の17位であった。「社会的意義」を重視する傾向のある弁護士にとっては、刑事弁護は最も魅力度の高い業務として位置づけられており、経済的にはペイしないが、実務と社会的価値との間の分裂に陥りにくいことを意味する。

但し、留意すべきは、刑事弁護が「社会的意義」評価において1位のランクを獲得したのは、刑事弁護における以下のわが国の歴史的経緯に根ざしていたと思われることである。

かつて、わが国の刑事手続は、捜査段階においては代用監獄のもとでの長期間の身体拘束を利用した取調べと自白調書の作成が一般化しており、公判段階でも、捜査段階での調書の任意性・信用性が安易に認められるなど、いわゆる人質司法とか、調書裁判といわれる状態が続いていた。これを改革していく弁護士会の全会一致での取組が、1990年4月日弁連刑事弁護センターの設立と、その年からの当番弁護士制度の着手であり、その2年後の1992年10月までにすべての弁護士会が当番弁護士制度を整備した。当番弁護士名簿に登録する弁護士は全会員の34%に達し、全弁護士会と弁護士を挙げての取組が観察され、マスコミは、「当番弁護士は戦後の弁護士会が生み出した最大のヒット商品である。」と評した。当時の当番弁護士制度のスローガンは、「昼夜・休日を問わず、全国各地の弁護士がボランティア精神で献身的努力をしています。」というものであった。

このような当番弁護士制度の全国展開を受けて、1998年8月には法曹三者による「刑事被疑者弁護に関する意見交換会」が開催され、2000年に内閣に設置された司法制度改革審議会において被疑者国選制度の創設が議論され、2004年に法律が成立し、被疑者国選弁護が制度化された。このような弁護士会の全会一致での取組と弁護士のボランティア精神によって、被疑者国選弁

護が制度化された経緯がある¹¹⁵。

そして、2009年時点の日本の弁護士の業務評価等を調査した「2010年経済基盤調査」は、上記経緯を直接体験し、その熱気が残存している中での業務評価であったため、刑事弁護が「社会的意義」評価において1位を獲得しやすい素地があったと考えられる。その「社会的意義」の重要な構成要素としては、刑事弁護とは、昼夜・休日を問わず、弁護士会の全会一致での支援のもと、全国各地の弁護士のボランティア精神によって担われるべきものであるという点にある。ここには、全国の弁護士が担う刑事弁護実務と社会的価値との間に「統合」のピークが認められる。

2. 刑事弁護の安定期に行われた「2020年全国弁護士ウエブ調査」とその意義

その後、刑事弁護の熱気は沈静し安定期へ入るとともに、刑事弁護にも専門性が進行し、それぞれ専門性が追求されていく弁護士業務全体の中でのワン・オブ・ゼム (one of them) しての仕事という側面が強まることになった。

並行して、弁護士業務全体は変動期にあり、シカゴ弁護士調査を介してアメリカの「二半球理論」がわが国にも紹介され、わが国の弁護士界にも階層化が生じているとの主張が登場するようになった。

「2020年全国弁護士ウエブ調査」(本調査)は、弁護士業務全体が変動期にあり階層化が主張される中で、比較的安定期に入った刑事弁護が、弁護士業務全体の中で現在どのような位置にあるのか、その構造を把握し、将来課題を明らかにした重要な法社会学調査であり、弁護士・弁護士会は、本調査の知見を踏まえ、刑事弁護の展望を描く必要がある。

¹¹⁵ 寺井一弘「法テラスの誕生と未来」(日本評論社、2011年)89頁、95頁、99-100頁。

3. 「2020年全国弁護士ウエブ調査」から浮かび上がる姿

第1章によれば、弁護士の業務分野の分布においては、個々の業務分野ごとに性別差・年齢差・事務所規模の差・所属弁護士会の差・学歴差がみられた〔表1〕。事務所規模が大きいことと所属弁護士会が東京であることは刑事弁護の比率を下げる要因となっていた。クラスタ分析の結果、業務分野間の関係については、刑事弁護は、大企業依頼者分野とも中小企業依頼者分野とも結びついていなかった〔図1〕。

第2章によれば、刑事弁護の「収益性」評価は低く、「知的・技能的難易度」評価及び「社会的意義」評価の相対的地位の低下が観察される〔表2〕。それでも刑事弁護が最も高く評価されるのが「社会的意義」評価であり、この点が今後も有能な人材を引きつける要因になっていくかどうかは刑事弁護の発展にとって重要な要素であると分析された。なお、社会的階層性の有無を判断するための「尊敬度」評価（シカゴ弁護士調査の「威信（prestige）」評価）が準備されたが、「社会的意義」評価との違いが明瞭にならないため〔表2-2〕、これに代わる適切な指標を発見する必要がある。

第3章によれば、基本的に年齢が上がるにつれて刑事弁護に関わらない傾向が観察された〔表3-1〕。都市型公設事務所と法テラス法律事務所の弁護士は、刑事弁護に従事する理由が共通し、いずれも活発な刑事弁護活動を行っているが、無罪判決の獲得は前者に偏っており、両者が提供する刑事弁護の質に違いのある可能性が指摘された。また、かつての国選弁護を中心に担ってきた元検察官の弁護士は、その数は少数になっていた〔表3-3、表3-4〕。

第4章によれば、刑事弁護に従事する理由として、最も多いのが「依頼がある」であり、次に「技能への興味関心」であり、主要な2つを構成していた〔表4-4〕。刑事弁護に必要な技能に関心を持つようになった時期としては、司法修習及び弁護士登録後の先輩弁護士との交流が主要な2つを占めており、次に法科大学院刑事関連法授業と続いていた〔表4-6〕。現状認識と将来への

意見に関して、第4章の8において、刑事弁護全員担当方針については、肯定・否定・判断保留で三分裂しており、法テラス常勤担当弁護士が多く担うことについても肯定意見は少ないことが示された。

第5章によれば、刑事弁護に割く時間割合が多いほど、職業満足度が低下する傾向〔表5-3、表5-4、表5-5〕が観察されつつも、直線的関係ではなく分化している傾向も認められた〔表5-5〕。

これらの各章での分析から浮かび上がった平均的な姿であるが、弁護士を目指した時点で刑事弁護に強い関心を持っていたわけではなく、司法修習中ないし弁護士登録後の先輩弁護士との交流の中で関心を持つようになり、単独・小規模事務所に所属して個人依頼者を顧客層の中心としながら、比較的若手の弁護士が業務を担っている。収益性は低く（したがって年齢が上がるにつれて離れていく一般的傾向があり）、弁護技術の高度化にかかわらず、知的・技能的難易度及び社会的意義の相対的地位は低下傾向であり、刑事弁護に割く時間割合が多いほど（直線的な関係ではなく分化傾向を認めつつ）満足度が低下する傾向も観察される。専門分化が進行してきたが、刑事弁護は弁護士が誰でも担うべきものかについて、肯定・否定・判断保留に三分裂しており、法テラス常勤担当弁護士が多く担うことについても肯定意見は少なく、価値観の「揺らぎ」が進行中というものである。

4. 弁護士業務全体の視点から

刑事弁護の「収益性」評価は引き続き低く、「知的・技能的難易度」評価及び「社会的意義」評価の相対的地位も低下してきているということであれば（第2章）、刑事弁護の訴求力の低下が懸念される。

熱意にあふれ、あくなき技量向上を求めて止まない有為な若手弁護士を刑事弁護界に継続的に供給し、中堅弁護士になった時点でも刑事弁護界にとどまっているようにするためには、刑事弁護の「社会的意義」評価を引き上げ

る必要がある。また、「社会的意義」評価との違いが明瞭にならなかった〔表2-2〕社会的階層性の有無を判断するための「尊敬度」評価（シカゴ弁護士調査の「威信」評価）に代わる適切な指標を発見し、総合評価において上位を占めていく必要がある。

今後は、「社会的意義」や「尊敬度」という抽象用語から、どのような内実あるいは現代的意義を抽出して息吹を与え、両評価に関する効果的な設計をすることができるかが問われる。

刑事弁護も、ボランティア精神により皆で担うというのではなく、それぞれ専門性が追求されていく他の業務全体の中でのワン・オブ・ゼムの業務ということになれば、今般の調査からも判明したように、刑事弁護も他の業務に埋没して「社会的意義」評価が相対的に低下していくという傾向から逃れられないと思われる。

もちろん国選報酬の増額に向けた取組は必要であり、「収益性」向上に向けた働きかけを続けるべきであるが、本来的に市場原理の働きにくい刑事弁護において、「収益性」評価を上げることは自ずと限界があることを踏まえると、これを補う現代社会における「社会的意義」の内実化が求められる。その一つの方向性としては、たとえば、後藤昭教授の、社会がなぜ刑事弁護を必要とするかという刑事弁護の根幹に関わる問いかけを続けていくこと、具体的には、「公衆に対する働きかけが必要である。例えば、高等学校までの法教育の中で、弁護士と弁護人の役割についても考えさせる試みが必要である。法律家は、機会をとらえて、刑事弁護の役割とそれが社会にとって必要な理由を人々に説明する努力を続ける必要がある。…（略）…遠回りではあるが、しかし、いちばん重要な経路ではなかろうか。」¹¹⁶との法教育に関わる指摘が参考になる。

¹¹⁶ 後藤昭「弁護人の存在意義」後藤昭ほか編『実務体系 現代の刑事弁護1 弁護人の役割』（第一法規、2013年）12頁。

企業合併・買収に関する法教育の必要性は認められないであろうが、刑事弁護の法教育の必要性については、幅広いコンセンサスが得られるであろう。そして、たとえば、刑事弁護に関わる法教育プログラム（有罪・無罪が争われるケースだけでなく、有罪を前提とした凶悪犯罪ケースを含む）を提供していった場合に、提供の前後で、刑事弁護の「社会的意義」に関する意識にどのような変化が生じていくのかについて、実証的調査を行うことも考えられる。

法教育の場などを通じた長期的戦略を通じて、今般、相対的に低下がみられた「社会的意義」の評価を上げていくとともに、「知的・技能的難易度」評価をさらに上げていくことによって、ペイはしないが、「知的・技能的」にやり甲斐があり、「社会的意義」の高い評価が得られる業務分野であることを打ち出していく戦略が必要であろう。

そして、社会がなぜ刑事弁護を必要とするかという、公共善(public good)に密接に関わる刑事弁護の根幹に関わる問いかけを続け、その「社会的意義」の評価を上げることに努力をすることは、熱心弁護が道徳なき技術と化することを防ぎ、ウェーバーが近代合理主義の不可避的な帰結とみた「魂なき専門人」となることをも防ぐのであり、このことは、弁護士業務全体の中での刑事弁護の総合評価を引き上げることに繋がりうると考えられる。

但し、公共善に基礎づけての「社会的意義」の過度の強調は、依頼者の利益を徹底的に追求するという「熱心弁護」との緊張関係を時に生じさせる。この点に関して、『アメリカの大都市弁護士—その社会構造』は、以下のとおり述べる。

「アメリカの弁護士には二重の責任がある。すなわち、依頼者の利益を追求するという義務—弁護士の倫理規程では、それを『熱心な代理人』であるべしと表現している—に加えて、弁護士は、『裁判所の構成員』

という、『より大きな善』に対する責任を負っているのである。

2つの任務が常に快適に共存するわけではない。弁護士の依頼者への義務と社会の義務との間の緊張関係は、弁護士の道徳的立場を曖昧にする。つまり、弁護士は行動しても罵倒され、しなくても罵倒されるという、苦境のもとにおかれるのである¹¹⁷。

日本の刑事弁護が、収益性の限界の中で、上記2つの任務の緊張関係を引き受け、社会がなぜ刑事弁護を必要とするかという、公共善に関わる刑事弁護の根幹に関わる問いかけを続けることにより、その「社会的意義」評価が高まり、その総合評価が上がることによって、弁護士業務全体の中に、訴求力あるポジションを占めていくことができると考えられる。

(池永知樹)

終章 補足的コメントと今後の課題

1. 本稿の背景と位置づけ

本稿は、2017年に組織された「刑事分野弁護士活動研究会」¹¹⁸が2018年度から実施してきた調査活動¹¹⁹のうち、2019年3月～4月に実施した全国弁護士のランダム・サンプルに対するウェブによる質問紙調査の第2報である。

「多様化」とは、犯罪被害者支援をはじめとする刑事弁護以外への弁護士活動の拡大と、インターネット利用など弁護士活動の手法の多様化とを意味しており、「高度化」とは、いわゆる「熱心弁護」(zealous advocacy)¹²⁰の水

¹¹⁷ ジョン・P・ハインツ他(宮澤節生監訳)(前掲注68)104頁。

¹¹⁸ 研究会メンバーは「第1報」896頁に記載している。

¹¹⁹ 科学研究費補助金基盤研究(B)18H00803「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析」。

準向上を意味する。調査活動は、「高度化」を焦点として開始された。なぜならば、2001年の司法制度改革審議会意見を契機とする諸改革が導入される以前の刑事弁護に関する支配的理解は「検察協調的弁護が中心である」というものであって、「熱心弁護」の方向での強化が課題として指摘され、そのために刑事弁護の組織的基盤を強化する必要性が主張されたからである。

調査方法は当初、高度の刑事弁護に取り組んでいるという評価を得ている弁護士のスノーボール・サンプリングに基づく対面インタビューであって、A 4版2枚から3枚の質問表を事前に送付したうえで質問を行い、その場で回答を求め、回答内容に応じて追加的な質問を行うというものであった。すべてのインタビューに宮澤が参加したほか、毎回1名以上の分担者も参加した。2018年5月～2019年1月（「第一期」と呼ぶ）には22件のインタビューを行い、その成果を、日本法社会学会の2019年度学術大会のミニ・シンポジウムにおいて報告した¹²¹。同じ方式によるインタビュー調査は、第二期（2019年2月～8月）に24件、第三期（2019年12月～2020年2月）に11件と継続し、札幌から那覇まで全国をカバーし、一般法律事務所、都市型公設事務所、法テラス法律事務所などの事務所形態を網羅した。

さらに、代表性のあるデータを収集し、「弁護士活動全体における刑事分野の位置づけ」を把握するために行ったのが、本稿で報告するウェブ調査であり、武士俣敦が調査主任を担当した。また、ウェブ調査で刑事分野が業務時間の25%以上を占めていると回答した者でインタビューに同意した者に対するインタビューを行い、2020年8月～12月（「第四期」と呼ぶ）に対面と

¹²⁰ 熱心弁護について、宮澤節生「刑事弁護活動の高度化に関する予備的検討—本ミニ・シンポジウムの背景と目的—」青山法務研究論集第18号（2019年）63～67頁。

¹²¹ そのミニ・シンポジウムに基づく諸論稿と、それらの大部分の要約・改訂を、青山法務研究論集第18号（2019年）の特集と、季刊刑事弁護第101号～第104号（2020年）の連載として公表した。希望者にはお送りするので、miyazawaset@yahoo.co.jp まで電子メールでご連絡いただきたい。

リモートで21件実施した。21名中4名は犯罪被害者支援に注力している者であり、2名はネット利用で依頼者を集めるタイプの事務所に所属する者であった。当初の調査票に対する回答を知ることはできないので、調査票に改めて回答してもらい、それに基づいて質問した。

ウェブ調査では、問10で、「通常業務」「法テラス業務」「公益業務」「弁護士会に関係する活動」「事務所の経営管理のための活動」と並んで「その他の活動」を設定して自由回答を求め、さらに問11で、「刑事分野」に「弁護」「少年付添い」「犯罪被害者支援」と並んで「その他の刑事分野」を設定して自由回答を求め、修復的司法、治療的司法、司法ソーシャルワークなど定型化することが困難な多様な分野が現れることを期待した。しかし、それらの分野は必ずしも「業務」あるいは「刑事分野」と観念されることがないためか、期待される回答は得られなかった。そこで、日弁連法務研究財団から新たに補助金を得て、2021年5月以降、それらの諸分野と、犯罪被害者支援、ネット利用の諸分野について、インタビュー調査を実施中である。

このような調査過程の中で、日本法社会学会2021年度学術大会(5月22日)において行ったミニ・シンポジウムでは、インタビュー調査とウェブ調査を総合した報告を行う予定であったが、コロナ禍の中で研究会活動が停滞したためウェブ調査データに限定し、部分的に二変量分析から多変量分析へと進展させた内容で実施せざるをえなかった。本稿は、そのミニ・シンポジウムに基づくものである。したがって、研究会活動としては、ウェブ調査の計量分析を可能な限り進展させるとともに、インタビュー調査と組み合わせた総合的分析を提示することが、残された課題である。

2. 第1章～第7章へのコメント

コメントすべき点は多いが、頁数に制約があるので、刑事分野を扱っている分析を中心に、いくつか補足的コメントを行いたい。

(1) 第1章：[表1-6] に示された民事と刑事の労働時間配分は、2010年経済基盤調査における労働時間配分とほとんど変わらないという。その間の弁護士数増加と刑事事件減少を考慮すれば、かつて言われた弁護士の「刑事離れ」という現象は、少なくとも進行してはいないように思われる。そうであるとすれば、被疑者国選の拡大と国選報酬の改善を含めて、「刑事離れ」を阻止している要因を解明することが、刑事分野における弁護士活動の将来的可能性を検討するためにも不可欠であろう。

(2) 第1章：今回の分析では、教育背景変数として、旧試験合格者については大学を用い、新試験合格者については法科大学院と予備試験合格者を用いている(表1-8)。これは、旧試験と新試験で受験資格が異なるための処理であって、次章以下の分析でも一貫して用いる。

(3) 第1章：[図1] の階層クラスター分析は、「刑事弁護と少年付添い」のクラスターと「犯罪被害者支援と民事・行政個人依頼者」のクラスターを明確に識別した。両者と「企業依頼者クラスター」の距離はさらに大きい、少なくとも刑事弁護・少年付添いと犯罪被害者支援を「刑事分野弁護士活動」の三大分野として統合した調査票を設定した基本的発想自体は反省を迫られたのであって、今後の「刑事分野弁護士活動」分析は、すべてこの知見を踏まえて行うべきであろう。刑事弁護に注力する弁護士と犯罪被害者支援に注力する弁護士は、かなり特性の異なる弁護士であると考えなければならない。なお、方法論的には、シカゴ調査や日本での従来の同種分析が2つの業務分野を同時に行う条件付き確率に基づいていた¹²²のに対して、今回はピアソンの相関係数を分析の基礎としている。両者の方法論的得失の説明が補足されれば、今後の同種分析にとって有益であろう。

(4) 第2章：業務分野に対する「評価」を問題とすることの理由は、「第

¹²² ジョン・P・ハインツ他(宮澤節生監訳)(前掲注68)46頁、武士俣敦「弁護士業務分野の特徴と構造」佐藤岩夫・濱野亮編『変動期の日本の弁護士』(日本評論社、2015年)41頁。

1 報」第 6 章で詳しく説明した。日本の弁護士界についても、専門分化のみならず階層分化が現れつつあるという見解が有力となっているが、そこでは、上位とみなされている業務分野がアメリカの弁護士界におけるように高い「威信」を有していることは確認されていないということである。階層分化の存在を主張するためには、ある業務分野はその「威信」の高さのゆえに選好され、ある業務分野はその「威信」の低さのゆえに忌避されるということが言えなければならない。シカゴ調査では、証券をはじめとする企業法務分野はきわめて「威信」が高いのに対して、刑事弁護や少年法の「威信」はきわめて低く、出身ロースクールの地位が選好しうる業務の「威信」と結びついていた¹²³。ただし、日本の弁護士が「威信」という言葉で業務分野を語るとは思われなかったので、「他の多くの弁護士から尊敬されると思う」という「尊敬度」評価への賛否を問う方法を採用した。その結果は、分野別の評価の差は小さく、かつ評価は「どちらともいえない」の周辺に分布しているというものであった。これに対しては、業務分野に関する日本の弁護士の感覚はアメリカの弁護士のような高い階層性を持たないという解釈も可能であるが、インタビューを踏まえて考えると、日本の弁護士の間では、そもそも「尊敬度」は業務分野で決まるものではなく、分野を問わず業務の誠実さで決まるものだったといった発想も強いと思われる。また、日弁連の「2010年経済基盤調査」から引き継いだ「知的・技術的難易度」「社会的意義」「収益性」という評価との関係（[表2-2] [表2-11]）を見ると、「尊敬度」評価は「社会的意義」評価ときわめて類似しており、「社会的意義」とは異なる視点から階層性の有無と程度を測定する方法を開発する必要があると思われる。社会学者の職業威信調査のように「職業を高いとか低いとか区別する」¹²⁴とい

¹²³ ジョン・P・ハインツ他（宮澤節生監訳）（前掲注68）第4章。

¹²⁴ 盛山和夫・原純輔編『現代日本社会層調査研究資料 別冊』（日本図書センター、1995年）123頁。

う前提で弁護士に業務分野の評価を求めることができるかどうかは慎重に判断すべき事柄であるが、弁護士界の階層分化を問題とする以上、これは不可欠の検討課題であろう。

(5) 第2章：[表2-1]に関して、「2010年経済基盤調査」ではトップに位置していた¹²⁵刑事分野の「社会的意義」評価が、「環境・公害問題（被害者側）」や「消費者問題（被害者側）」よりも下になったことに注目して、刑事分野の相対的地位が低下したという指摘がなされている。「社会的意義」という言葉は、従来「社会的弱者に手を差し伸べる」といった意味で理解され、被疑者・被告人は社会的弱者の典型的存在と理解されていたように思われるが、犯罪被害者への関心が高まっている現在では、加害者性を全くもたない「環境・公害問題（被害者側）」や「消費者問題（被害者側）」のほうがより高く評価されるのは、理解しうることに思われる。しかし、そうであるからといって、例えば企業法務分野がビジネスへの貢献といった意味で高い評価を得るほどの方向で「社会的意義」理解が変化してきたとも思われない。したがって、刑事分野の「社会的意義」評価の微妙な変化が何を意味するのか慎重に見極めつつも、未来においてその「社会的意義」が認識されうる方策を検討すべきであろう。

(6) 第3章：本章の特色は、刑事弁護に業務時間の多くを割いている弁護士の属性を、クロス表分析で俯瞰的に検討するだけでなく、個別に取り上げてインタビュー調査に近い質的分析をも行おうとしていることである。しかし、野心的な試みであるだけに、疑問の余地も大きい。例えば、[表3-1]に基づいて、50代で業務時間の50%以上を刑事分野に割いている弁護士に注目しているが、業務時間割合の高さは熱心弁護への取り組みと直結するわけではなく、無罪の数も、受任事件選択の過程や事件類型によっても変化すると思われるから、必ずしも弁護の質を示すものとはいえないであろう。また、

¹²⁵ 日本弁護士連合会（前掲注8）197頁。

「刑事事件は相手方弁護士や依頼者との関係の点で民事事件よりもストレスが少ない」と回答する弁護士が熱心弁護に取り組んでいるとも思われぬ。

さらに、同じく [表3-1] のデータに基づいて、70代で刑事分野比率が50%以上の5人にも注目し、詳細な分析を行っている。それらのうちの4人は積極的な弁護活動を行っているわけではなく、1990年代に指摘されていたのと同様な刑事弁護にとどまっているが、残る1人は都市型公設事務所に勤務する弁護士で大きな成果を挙げていると指摘し、「都市型公設事務所や法テラス法律事務所でも刑事弁護に多くの時間を費やす弁護士」が「新たな担い手として期待できるかもしれない」と述べている。たしかに、都市型公設事務所と法テラス法律事務所は1990年代には存在しなかったもので、その意味で「新たな担い手」として登場したものはあるが、それらにおける刑事弁護の将来についてはインタビュー調査で疑問が提起されている¹²⁶から、将来への「期待」については、より慎重な検討が必要であろう。

(7) 第4章：[表4-2] は、同一時点で測定された国選活動と私選活動の業務時間割合から弁護士経験の蓄積に伴う国選・私選の組み合わせの変化の移動パターンを推測しようという野心的な試みである。しかし、同一弁護士について国選・私選の割合を追跡調査したわけではないから、追跡調査で確認すべき興味深い仮説として受け取るべきであろう。

(8) 第4章：[表4-3] は、刑事分野にまったく従事しない者の最大の理由が、刑事分野への不従事の結果というべき「他分野が多忙」「依頼がない」を除けば、「興味・関心がない」と「採算が取れない」であることを示す。刑事分野の担い手の不足に悩む地方でないかぎり、これらの弁護士が刑事分

¹²⁶ 大塚浩「刑事弁護の組織的基盤と都市型公設事務所—その課題と展望—」青山法務研究論集第18号(2019年)169~186頁、橋場典子「刑事弁護の組織的基盤としての法テラスの課題と展望」同上153~167頁、大塚浩・橋場典子「都市型公設事務所・法テラス法律事務所における刑事弁護の現状と課題」季刊刑事弁護第103号(2020年)166~173頁。

野を担当しないことは、むしろ健全と言えよう。逆に〔表4-4〕は、刑事分野に多く従事している者の最大の理由が、「依頼がある」を除けば、「必要な技能への興味・関心」と「自分に向いている」で、「人権問題としての興味・関心」と「成果が挙げられる」もそれらに近い割合であることを示す。そのような弁護士が刑事分野を多く担当していることは、健全な状態と評価すべきであって、「必要な技能への興味・関心」と「人権問題としての興味・関心」を育てることが、適切な弁護士が今後も刑事分野に供給されるために不可欠であることを示唆する。その点で反省を迫るのは、〔表4-5〕〔表4-6〕である。インタビュー・データは、熱心弁護に取り組む弁護士が、法科大学院での教育、とりわけ刑事クリニックの影響の大きさを示していた¹²⁷が、〔表4-5〕は、「人権問題」としての関心が生まれた主たる場所は「大学時代」と「登録後の先輩弁護士との交流」であることを示しており、〔表4-6〕は、「技能」への関心が生まれた主たる場所は「司法修習」と「登録後の先輩弁護士との交流」であることを示している。刑事分野で臨床教育を行う法科大学院がごく少数であることを考えれば驚くべき結果ではないが、予備試験ルートやいわゆる「3+2」制が法科大学院のインパクトをさらに減殺する可能性を考慮すれば、大学以前の法教育・法学教育において刑事分野を現状以上にカバーするとともに、刑事分野に関する司法修習と弁護士研修を改善・強化する必要性は大きい¹²⁸。

(9) 第4章：〔表4-7〕は、「国選弁護」「国選付添い人」の法テラス契約率が、慶應義塾大学と東京大学の法科大学院出身者で最低であり、「国選被害者参加弁護士」の法テラス契約率が、慶應義塾大学と早稲田大学の法科大学院出身者で最低であることを示している。この結果は、業務分野の階層化

¹²⁷ 宮澤節生「一般法律事務所における刑事弁護の状況と今後の課題—その予備的検討—」青山法務研究論集第18号（2019年）190-192頁。

¹²⁸ 同上193-195頁。

の一面として理解することも可能かもしれないが、これらの法科大学院の出身者が刑事弁護、少年付添い人、あるいは被害者参加弁護士としてより有能であるという証拠は存在しないから、適格な弁護士を刑事分野に確保するという観点からは、問題視する必要はないであろう。

(10) 第4章：捜査段階で黙秘権行使を勧めることは、インタビューにおいて弁護活動の変化として語られる¹²⁹ことであり、司法修習における刑事弁護教育の変化としても指摘されている。[表4-9]は、2020年に刑事分野に携わった者の中で1件でも黙秘権行使を勧めた経験が38.6%であり、大阪弁護士会（44.9%）と東京三会（33.7%）の間で最も大きな差があることを示している。同じ調査を今後も継続することができれば、平均%の変化によって捜査段階の弁護活動の変化を追跡することができるであろう。他方、地域間の差の要因については、黙秘権行使について各地の弁護士集団で支配的な視点に関する新たなデータの収集が必要であると思われる。

(11) 第4章：一般法律事務所において熱心弁護を追求している弁護士のインタビューから、刑事弁護に注力するブティック事務所を維持するためには高報酬の私選事件を多数確保する必要性が指摘され、個人的知名度で私選事件を確保することができる段階に至っていない弁護士が私選事件を確保する方策として、インターネット利用を検討する意義が示唆された¹³⁰。そこでウェブ調査では、インターネット利用を含む広告・情報提供の現状と将来の方針に関する質問が設定された（問4～問7）。[表4-11]は、全回答者での比率でも刑事分野従事者での比率でも、約半数の者が今後の積極的利用を考えているというのであって、熱心弁護に注力する意欲を有する弁護士層の今後

¹²⁹ 宮澤節生「連載の背景・構成と刑事弁護の変化に対する弁護士たちの認識」季刊刑事弁護第101号（2020年）139頁。

¹³⁰ 宮澤（前掲注127）197-207頁、宮澤節生「一般法律事務所における刑事弁護」季刊刑事弁護第104号（2020年）180-182頁。

の取り組みに期待したい。

(12) 第4章：[表4-13]は、研修義務化によって刑事弁護担当者が不足するという危惧を表明する者が、刑事分野の時間割合が10%以上・40%未満の者で急増し、40%以上の者で激減するというパターンを示すが、その要因に関する仮説は提示されていない。インタビューによれば、弁護士会規模が小さいほど危惧感が強いことが明白であるから、刑事分野の時間割合は、背後に弁護士会規模の違いを伴っている可能性がある。

(13) 第5章：[表5-1]は、旧試験組では、事務所規模と労働時間が所得を引き上げ、年齢、刑事弁護比率、民事個人依頼者比率が所得を引き下げるという結果を示し、[表5-2]は、新試験組では、事務所規模が所得を引き上げ、女性であることが所得を引き下げるという結果を示した。弁護士経歴がより長い旧試験組において、業務クラスターが共通の刑事弁護比率と民事個人依頼者比率が所得を引き下げるという結果は、「収益性」評価の結果と共通するものであって、所得低下の可能性にもかかわらず有能な弁護士を刑事分野に引き付け続ける方策が必要であることを示している。意外なのは、旧試験組でも新試験組でも教育歴が有意な要因として現れなかったことであるが、従来の弁護士階層化論が、教育歴と事務所規模の関係は示しても、教育歴と所得の関係は示していなかったこと¹³¹を踏まえると、教育歴は事務所規模を経由して間接的に所得に作用しているのかもしれない。そうであるとすれば、他の変数の効果を取り除いた直接的インパクトのみを算出する重回帰分析ではなく、独立変数間の段階的關係を想定するパス解析や構造方程式モデリング¹³²を用いるべきかもしれない¹³³。

¹³¹ 中村真由美（前掲注71）197-210頁。

¹³² 法社会学における構造方程式モデリングの最近の例として、西村幸浩「死刑制度に対する態度の規定要因の検討—生活不満と信頼に着目して—」法社会学第87号（2021年）225～249頁。

¹³³ ただし、所得データの特異性（インタビューでは4,000万円近い売上で課税所得がゼロという例があった）を考えると、分析手法を工夫しても明確な結果は得られない可能性がある。

(14) 第5章：全般的満足度に規定要因に関する重回帰分析（[表5-3]・[表5-4]）は、多数の独立変数を投入したにもかかわらず、有意ではあるがきわめて低い決定係数しか得ることができなかった。第1章では、重回帰分析が無効になった例も報告されている。我々の測定方法が誤っていたのか、分析に投入した変数の組み合わせが不適切であったのか、あるいは我々が取り組んだ現象の性質自体があまりにも多くの要因に規定されたものであったのか、それとも偶然の要素に左右されるものであったのか、多様な可能性を慎重に検討することが必要であろう。

(15) 第5章：[表5-5]は、「非常に不満」と「やや不満」の合計が16.5%に過ぎないのに対して、「非常に満足」と「やや満足」の合計が58.2%あり、弁護士が総体的に満足度の高いプロフェッションであることを示している。しかし、肯定的回答は刑事弁護比率とともに低下し（66.8%→60.4%→49.8%→55.4%→50.0%）、否定的回答は刑事弁護比率とともに増加する（11.8%→16.5%→20.3%→15.6%→32.1%）。これは、刑事弁護に従事すること自体が弁護士プロフェッションであることの満足感を減殺するのか、例えば所得の相対的な低さを經由して満足感を減殺するのか、慎重な分析が必要であるが、いずれの場合であっても、刑事弁護活動の現状に危機感を覚えさせずにはおかないであろう。また、刑事弁護比率が最高のグループが、肯定的回答をする半数と、否定的回答をする3分の1とに分裂していることにも、注目しなければならない。後者の多くは、望まずして刑事弁護に従事していると想像されるのであって、その質が高いものとなることは期待しにくいからである。この状況にいかに対応するかが、刑事弁護の高度化を望む者にとって最大の課題であろう。

(16) 第5章：弁護士は、総体的に満足度の高いプロフェッションである反面、依頼者獲得に依存することを反映して、将来への不安感の高いプロフェッションでもある。問36に対する回答は、不安感を否定する者が19.2%にすぎ

ないのに対して、肯定する者が62.2%に及ぶことを示している（「第1報」966頁）。そして、[表5-7]の重回帰分析によれば、不安感「弁護士であることの満足感」と「経済的満足感」の低さによって高まるのであって、刑事分野の時間割合や所得自体は有意な要因とはなっていないが、刑事分野の時間割合が所得に影響し、所得が「経済的満足感」に影響するという可能性を考えれば、[表5-7]の結果は、刑事弁護の高度化を望む者にとって無視しうる結果ではないであろう。

(17) 第6章：本章は、刑事弁護を取り巻く制度的環境の改善が弁護士界全体の課題として追求された時期を経過して、一応の制度改革が達成された2010年以降、弁護士活動全体が何らかの「社会的意義」を主張しうる状況の中で刑事弁護の「社会的意義」評価が相対的に低下する一方、国選報酬を重要な収入源とするために刑事弁護の比重が高いにもかかわらず低所得で満足度の低い層が発生している可能性や、「収益性獲得スキーム」と呼びうる活動形態が登場して、報酬が発生する以上の工夫や努力を放棄する可能性があることを指摘する。そして、刑事弁護が原動力となる信念や理念による支えがなければ参入しようとするような領域ではないことを踏まえて、弁護士である以上刑事弁護が当然と思われるような共通認識の必要性を指摘し、担い手を限定するよりも、担い手を確保するための働きかけを広く行いながら質を確保する方策を検討すべきであるとする。

(18) 第7章：本章は、「2010年経済基盤調査」において刑事弁護が「社会的意義」で最高に評価される基盤として、その当時、刑事弁護は弁護士会の全会一致の支援の下で全国の弁護士がボランティア精神によって担われるべきものだという共通認識が存在したために、刑事弁護実務と「社会的意義」の「統合」がピークに達したと指摘する。それに対して現在では、刑事弁護は多様な業務の一部という位置づけになったために、「社会的意義」評価が相対的に低下する傾向から逃れられないという。この歴史認識は、第6章と

共通のものである。そこで本章は、現代社会における「社会的意義」の内実化が求められるとして、法教育の場などを通じた長期的戦略を通して、「社会的意義」の評価を上げていくとともに、「知的・技能的難易度」評価をさらに上げていくことによって、ペイはしないが「知的・技能的」にやり甲斐があり、「社会的意義」の高い評価が得られる業務分野であることを打ち出す戦略が必要であるとする。「知的・技能的」側面に力点を置く点において第6章とやや異なるが、現代の弁護士の動機づけとなりうる「社会的意義」論の必要性を指摘する点において、二人の実務家のコメントは共通性を有する。

3. 今後の課題

研究会としての今後の課題は、すでに述べた。ウェブ調査の計量分析を可能な限り進展させるとともに、インタビュー調査と組み合わせた総合的分析を提示することである。その過程で、ウェブ調査では十分にデータを拾うことができなかった、業務の多様化と事務所経営の多様化という側面について、主としてインタビューでデータを補充すべきである。

そしてもう1点、これまで十分に行ってこなかった作業がある。それは、司法制度改革以後の刑事分野弁護士活動の高度化と多様化を分析することを目的としていながら、司法制度改革以前の刑事分野弁護士活動に関する実証研究との比較検討を行っていないということである。多様化と呼びうる活動はすべて2000年以後に発生したものであるから、2000年以前の実証研究は刑事弁護に限定されるが、それらはいずれも高水準のものであって、十分に比較検討しなければならない¹³⁴。

¹³⁴ 「2010年経済基盤調査」の二次分析を含めて列举すると、以下の諸論稿である。

・千葉大学弁護士業務研究会「千葉県における刑事弁護活動（1）（2・完）」千葉大学法学論集第4巻第2号（1990年）180～152頁・第5巻第1号（1990年）226～193頁。

(宮澤節生)

付記：本稿は科学研究費補助金（基盤研究(B)18H0083）による研究成果の一部である。

-
- ・村山真維「刑事国選弁護の実証的研究」財団法人法律扶助協会編『リーガル・エイドの基本問題』（財団法人法律扶助協会、1992年）307～338頁。
 - ・畑浩人「刑事弁護の実像を求めて—神戸と福岡における法廷観察と面接調査から—」六甲台論集第40巻第1号（1993年）120～141頁。
 - ・畑浩人「刑事弁護の全体像—起訴前・第一審公判の実態調査から—」法社会学第46号（1994年）217～221頁。
 - ・村山真維「東京における刑事弁護活動」法社会学第47号（1995年）173～177頁。
 - ・村山真維「法律業務の社会組織と刑事弁護—札幌・青森調査から」千葉大学法学論集第10巻第3号（1996年）161～312頁。
 - ・畑浩人「刑事専門弁護士の活動スタイル—1年間にわたる観察調査から—」法社会学第49号（1997年）213～218頁。
 - ・畑浩人「刑事弁護活動の日常と刑事弁護士論の展開：『刑事専門』弁護士の観察研究によって」神戸法學雑誌第48巻第2号（1998年）357～412頁。
 - ・Masayuki Murayama, “The Role of the Defense Lawyer in the Japanese Criminal Process,” Malcom M. Feeley & Setsuo Miyazawa (eds.), *The Japanese Adversary System in Context: Controversies and Comparisons* (New York, N.Y.: Palgrave Macmillan, 2002), pp.42~66.
 - ・武士侯「刑事弁護の担い手」後藤昭・高野隆・岡慎一編著『実務体系 現代の刑事弁護1』（第一法規、2013年）349～363頁。
 - ・高橋裕「弁護士役務の地域特性」佐藤岩夫・濱野亮編『変動期の日本の弁護士』（日本評論社、2015年）106～126頁。